

第百九十五回国会

参議院内閣委員会會議録第二号

平成二十九年十二月五日(火曜日)
午後一時十二分開会

委員の異動

十二月四日

江島 潔君

補欠選任
今井絵理子君

十二月五日

石井 準一君

補欠選任
小野田紀美君

今井絵理子君

江島 潔君

出席者は左のとおり。

委員長

榛葉賀津也君

理事

藤川 政人君

委員

和田 政宗君

有村 治子君

石井 準一君

江島 潔君

小野田紀美君

岡田 広君

山東 昭子君

高野光二郎君

豊田 俊郎君

野上浩太郎君

山下 雄平君

相原久美子君

矢田わか子君

熊野 正士君

田村 智子君

清水 貴之君

事務局側
常任委員会専門員

国務大臣

(内閣官房長官)

菅 義偉君

国務大臣

小此木八郎君

(国家公安委員会委員長)

松山 政司君

国務大臣

茂木 敏充君

(内閣府特命担当大臣(少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

梶山 弘志君

国務大臣

野田 聖子君

(内閣府特命担当大臣(規制改革、地方創生))

鈴木 俊一君

国務大臣

野上浩太郎君

(内閣官房副長官)

副大臣

総務副大臣

奥野 信亮君

大臣政務官

長峯 誠君

財務大臣政務官

田畑 裕明君

厚生労働大臣政務官

大沼みずほ君

厚生労働大臣政務官

事務局側
常任委員会専門員

藤田 昌三君

政府参考人

内閣官房内閣審議官

横田 真二君

内閣官房内閣審議官

鎌田 光明君

内閣官房内閣審議官

三角 育生君

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

末宗 徹郎君

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

山崎 俊巳君

内閣府大臣官房審議官

田中愛智朗君

内閣府地方創生推進事務局次長

河村 正人君

内閣府地方創生推進事務局審議官

青柳 一郎君

内閣府地方創生推進事務局審議官

村上 敬亮君

内閣府知事の財産戦略推進事務局次長

住田 孝之君

内閣府子ども・子育て本部統括官

小野田 壮君

警察庁生活安全局長

山下 史雄君

警察庁刑事局長

樹下 尚君

警察庁警備局長

松本 光弘君

消防庁国民保護・防災部長

杉本 達治君

外務省アジア大洋州局長

金杉 憲治君

文部科学大臣官房審議官

松尾 泰樹君

文部科学省高等教育局私学部長

村田 善則君

厚生労働大臣官房審議官

椎葉 茂樹君

厚生労働大臣官房審議官

八神 敦雄君

水産庁次長

山口 英彰君

経済産業大臣官房審議官

吉田 博史君

経済産業大臣官房審議官

小瀬 達之君

経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官

江崎 禎英君

国土交通大臣官房審議官

馬場崎 靖君

海上保安庁警備救難部長

奥島 高弘君

防衛大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

小波 功君

防衛大臣官房審議官

齋藤 雅一君

会計検査院事務総局第三局長

戸田 直行君

会計検査院事務総局第四局長

堀川 義一君

説明員

本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査(北朝鮮籍と見られる船舶の漂流・漂着事案に関する件)

(行政文書の管理に関するガイドラインの見直しに関する件)

(政府機関におけるサイバーセキュリティ対策に関する件)

(実質可処分所得の動向を踏まえた政策の立案

に関する件)

(男女共同参画の推進に関する件)

(保育事業の公定価格の適正化に関する件)

(「キラリと光る地方大学づくり」に関する件)

(国家戦略特別区域に新設される獣医学部に係る説明に関する件)

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(樺葉賀津也君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

国家戦略特区における学部新設に関する件について、文教科学委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(樺葉賀津也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(樺葉賀津也君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(樺葉賀津也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官横田真二君外二十七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(樺葉賀津也君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(樺葉賀津也君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○和田政宗君 自由民主党の和田政宗です。

各大臣の所信等に関連して質問をしてみたいと思います。

まず、北朝鮮からの漂着船の問題について聞きます。

先月二十三日、秋田県由利本荘市で北朝鮮の漁船と見られる木造船が見付かった事案について、現時点でどんなことが分かっているのかを答弁願います。

○政府参考人(松本光弘君) お答えいたします。

お尋ねの件につきましてでございますが、十一月二十三日の午後十一時二十五分頃でありますけれども、住民の方からの一〇番通報がございまして、これを受けて秋田県警の警察官が国籍不明の男性八名を発見したということが最初でございます。

この八名につきましては、関係当局とともに慎重に事情聴取を行いました。その結果、全員が一貫して、北朝鮮から漁のために来た、しかし船が故障して漂着したなどと述べたところでございまして、法務省に対し遭難者として引渡しを行ったものでございます。

○和田政宗君 この由利本荘市の事案については、八人の方が乗っておられたということでありますけれども、私の知り合いの漁業に携わっている方などに聞きますと、漂着した漁船にはあと一、二名は乗れるのではないかとというふうに話をしている方もいました。

保護された八人以外ではかに乗っていた人はいたのかどうか、答弁をお願いします。

○政府参考人(松本光弘君) お答えします。

一一〇番通報を受けまして、臨場した警察官がまずその八名を保護したわけでございますけれども、この八名に対する関係当局とともに行った事

情聴取の結果といたしまして、その全員、八名全員が一貫して、八名で北朝鮮から漁のために来た」と述べているところでございます。

こういったところでは、ほかにはないかというのはいくつものところでございまして、発生直後から周辺地域につきましても関係当局とともに捜索を行っておりますが、この八名以外に不審者等は発見されなかったというのが現状でございます。

○和田政宗君 今回の事案で着目しなくてはならない大きな点は、我が国の監視網をぐぐり抜けて漁船の乗組員に上陸をさせてしまったところだと思います。もしこれ、乗組員が武器などを携帯していたら、大変なことになっていたかもしれません。

こうした状況についてどのような現状認識を持っているのか、また、今回の事案を受けた海上保安庁における監視体制の強化はどうなっているのか、それぞれお聞きできればと思います。

○政府参考人(奥島高弘君) お答えいたします。

まず、認識でございますけれども、我が国は長大な海岸線を抱えております。沿岸警備体制を強化していくということは非常に重要な課題であると思っております。

その上で、海上保安庁の監視体制の強化という御質問でございます。

海上保安庁におきましては、昨年の十二月に、尖閣諸島周辺海域を始めといたします我が国周辺海域の非常に厳しい状況を踏まえて、関係閣僚会議におきまして海上保安体制強化に関する方針というものが決定をされました。この方針に基づきまして体制の整備に着手しているところでございますが、一方で、尖閣では依然として中国公船が荒天を除きほぼ毎日来るのですとか、あるいは日本海大和堆におけます北朝鮮漁船等の違法操業、さらには今委員御指摘の北朝鮮半島からのものと思われる漂流・漂着事件など、我が国周辺を取り巻く状況はますます厳しさを増してございます。

そんな中で、この関係閣僚会議に基づく方針に基づきまして、三十年度の概算要求におきましては、こうした情勢に対応できるよう、ヘリ搭載型

巡視船を含みます大型巡視船二隻、それと、監視ということには最も効果を発します新型ジェット機一機の増強等を盛り込んでいるところでございます。

今後とも、領土、領海の堅守、国民の安全、安心の確保に万全を期すため、着実に体制整備を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○和田政宗君 今答弁にありましたように、やはり尖閣での事案を始めとして、なかなか海上保安庁も体制的にこれ大変なんだろうというふうにも思っております。また、現場の海上保安官に聞きますけれども、決して疲れているとは言いませんけれども、いろいろな状況などを聞いておりますと、非常に大変な状況に置かれているんだろうというふうにも思っております。

こういったところの体制強化というものをしっかり政府としてもお考えいただきたいというふうにも思いますし、立法府の我々もしっかりとその辺りは考えていかなくてはならないというふうにも思っております。

今回の事案は今のところ漁船と見られるわけですが、北朝鮮情勢が緊迫化する中、過去のようには北朝鮮の工作船と見られる船が出没することもあると考えられます。これはしっかりと対応できる体制になっているんでしょうか。

○政府参考人(奥島高弘君) お答えをいたします。

ただいま、工作船に関するお尋ねかと存じます。

海上保安庁におきましては、平素より、我が国周辺海域におきまして巡視船艇、航空機によります哨戒を実施いたしますとともに、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、漁協等とあるいは一般市民の方からの協力も得て、不審事象の早期発見に努めているところでございます。

また、過去の不審船事案を教訓といたしまして、日本海から東シナ海にかけての海域におきましては、不審船、工作船対応に特化をいたしましたし

た速力、武器あるいは防弾といった性能を向上いたしました巡視船十二隻を整備いたしまして、即応態勢に努めているところでございます。その上で、不審船の早期発見から巡視船艇、航空機の相互の連携あるいは射撃技術の向上などを目的といたしまして不審船対応訓練を毎年実施し、対応能力の維持向上にも努めておるところでございます。

引き続き、不審船対策につきましては、関係機関等と連携し、適切に対処してまいりたいと考えてございます。

○和田政宗君 工作船に対する海上での対処については分かりましたけれども、では、その工作船から作業員等人員が上陸した場合の対応についてはどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(松本光弘君) 警察といたしましては、平素から関係機関と連携しながら日本沿岸地域のパトロールなどの警戒警備を行っておりますし、また、地域住民や防犯団体の方々に対しまして、不審者あるいは不審物などを発見した際に通報していただくように呼びかけるといったことを含めまして様々な措置を講じているところでございますが、御指摘のような厳しい情勢も踏まえまして、引き続き、こうした取組を更に徹底して、住民の安全、安心の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○和田政宗君 では次に、関連して朝鮮総連についてお聞きをしますけれども、朝鮮総連と日本人拉致の関係性について政府はどのように見ているのでしょうか。

○政府参考人(松本光弘君) これまで、過去の拉致事件の中で、昭和五十三年六月頃に元飲食店店員拉致容疑事案というのがございまして、これは田中実さんという方が拉致されたと認定しておりますが、また、昭和五十五年六月にはいわゆる辛光洙事件というのがございまして、原敎晃さんという方が拉致されたということでございまして、この二つの事件につきましては朝鮮総連関係者の関与を確認しているところでございます。

朝鮮総連につきましては、警察におきましては、公共の安全と秩序を維持するという責務を果たす観点からいたしまして、この朝鮮総連の動向には重大な関心を払っておりまして、今後とも、具体的な刑罰法令に違反する行為があれば、これを看過せず、適切に厳正に対処していきたいと考えているところでございます。

○和田政宗君 日本人拉致との関係も朝鮮総連との関係があったというように政府の見解でございすけれども、この朝鮮総連は北朝鮮の指導を受けて活動していると見られるわけですが、朝鮮総連に対しては、北朝鮮の核又は弾道ミサイル計画に貢献し得る資金移転を防止するための安保理決議に基づきまして外為法における資産凍結を行うことは可能なのでしょうか、答弁願います。

○政府参考人(金杉憲治君) お答えいたします。外為法は、第一に、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとき、第二に、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する必要があるとき、第三に、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、こうした三つの際には対外取引に關し資産凍結等の措置をそれぞれとることができる旨規定しております。

これに基づきまして、我が国は、安保理決議等に基づく資産凍結等の措置の対象を指定し、また、我が国独自の対北朝鮮措置として、核・ミサイル計画に關与する者、北朝鮮との石炭等の鉱物貿易に關与する者、北朝鮮籍労働者の海外派遣に關与する者などを資産凍結等の措置の対象に指定しております。

その上で、政府としましては、現時点において、朝鮮総連が外為法上の要件の下、資産凍結等の措置の対象として指定すべき者には該当しないものと認識しております。

他方で、政府としましては、朝鮮総連について、北朝鮮当局と密接な関係を有する団体であると認識しておりますので、各種動向について、引

き続き関係省庁間で連携しつつ、重大な関心を持つて情報収集等を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○和田政宗君 ありがとうございます。

これ、ほかの法律、例えば国際テロリズムに関する財産凍結法、こういったものについても、なかなか現行の法では対応できないというところがあるというふうに見ております。これは、まさに北朝鮮と一体になっているということであれば、核・ミサイル開発、こういったものに主体的に携わっているというふうになるわけですから、これは、そういったときにしっかりと資産凍結等ができるような法整備をこれはしていかなくてはならないというふうに思っておりますので、その点も申し述べておきたいというふうに思っております。

では次に、森友学園に対する国有地の売却についての会計検査院の調査報告についてお聞きをしたいというふうに思います。

この国有地の売却問題についてはこの内閣委員会で質疑が行われてきました。また、主に野党側からの指摘でございすけれども、総理が関わっているのではないかと、夫人付きの職員が関わっているのではないかとというような指摘等がございましたけれども、この問題については会計検査院が先月報告書を出したわけですが、報告書を読みますと、これやるべき調査をやったのかというところが疑問に思います。これ、しっかりと調査をして、事実に基づいて、ごみが本当にないのであれば、それにのっとって政府も反省をし、場合によっては関係者の処分も行い、行動ができるわけですが、この会計検査院の報告書ですと書き方がこれ玉虫色ではないかというふうに思っております。これ、本当にこみが出てきた場合に会計検査院自体が何の調査をやっていたんだと非難されることにもなりまして、私は、会計検査院法二十五条などにのっとってむしろ徹底的に調査をすべきだったというふう

に思っております。

そこで、会計検査院に質問をいたしますけれども、今回の調査や報告書の取りまとめを指揮したのは誰でしょうか。また、この森友の小学校用地においてボーリング調査をしていないわけですが、ボーリング調査をしない判断をしたのは誰なのでしょうか。

○説明員(田直行君) お答え申し上げます。

今回の検査や報告書の取りまとめにつきましては、事務総局において、検査官会議の指揮監督の下、実施したものでございます。

また、ボーリング調査をしない判断をしたのは誰かというお尋ねでございますが、会計検査院は、国会からの御要請に従いまして、会計検査院法上与えられている権限を行使し、検査を実施しております。今回の検査におきましてはお尋ねのボーリング調査を実施しておりませんが、これは、御要請に従い、本件国有地の売却予定価格算定のために大阪航空局が行った当該費用の算定が適切であったかについて、大阪航空局が当時利用することが可能であった既存の資料等を用いるなどして検証したものでございまして、実際の地下埋設物の量を確認することを目的としたものではないことによるものでございます。

なお、検査における個別具体的な審理、判断の過程についてはお答えを差し控えていただきますが、検査上の判断につきましては、あくまでも会計検査院として情報を収集し、分析し、検討していった結果でございまして、今回の報告書は、会計検査院法等に基づき最終的に検査官会議で議決をしたものでございます。

○和田政宗君 これ、ごみの量について会計検査院側にヒアリングをしたときに、試算の方法によつては大阪航空局の試算と同じものになる可能性はあるということでも説明を受けていたんですが、これは事実で間違いでないでしょうか。

○説明員(田直行君) お答え申し上げます。

地下埋設物の存在範囲につきましては、既存資料だけでは十分に精緻に見積もることができず、

また、仮定の仕方によっては処分量の推計値が大きく変動する状況にございます。

会計検査院は、限られた期間で見積りを行わなければならないという当時の制約された状況を勘案しまして、大阪航空局が適用した地下埋設物撤去・処分費用の価格構成や工事積算基準等を用いた上で、一定の条件を設けて試算を行ったところでございますが、処分量の推計値はいずれも大阪航空局が算定した処分量とは大きく異なるものとなっております。

ただし、条件を変更した場合に試算結果が大阪航空局と同じになる可能性につきましては、報告書の範囲を超えておりまして、お答えいたしかねることを御理解いただきたく存じます。

○和田政宗君 今の答えを聞いていても非常にこれ玉虫色で、何というか、これ、もし仮に政府の責任になったとしても白黒はつきり付けてほしかったなというところがあります。

で、校庭の部分のごみの量の計算等が必要になるわけですが、ごみの量について、これ施工業者である藤原工業には聞き取りはしたんでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

検査の方法等につきましては、報告書に記載しているもの以外につきましてはお答えを差し控えてさせていただきますことを御理解いただきたく存じます。(発言する者あり)

○委員長(樺葉賀津也君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(樺葉賀津也君) 速記を起こしてください。

戸田局長、最初から答弁願います。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

検査の方法等につきましては、報告書に記載しているもの以外についてはお答えできない、お答えを差し控えていただくことについて御理解いただければと存じます。(発言する者あり)

○委員長(樺葉賀津也君) もう一度お願いしま

す。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

報告書に記載している事項以外につきましてはお答えを差し控えていただくことにつきましては御理解賜ればと思います。

○和田政宗君 そうなってしまうと、これ、それで全部答弁がそうになってしまうような状況だというふうに思うんですが。

今、野党側の方から声上がりましてけれども、じゃ、政府で調査をしろよというようなことであるのかもしれないですけれども、いずれもしそういつたことをするにせよ、これ、会計検査院の報告書について、中身についてちょっと詳しく聞きたかったのであれなんですけれども。

これ、隣接地の土地は、元々これ森友の小学校用地と一筆の土地であって、すなわち同じ区画だったわけですから、これ、報告書の中に一部記載がありますけれども、この地中のごみの量というのはこれ調査したんでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

本件土地に隣接する野田中央公園の土地についてのお尋ねかと存じますが、当該土地につきましては、大阪航空局において、本件土地と併せて、地下埋設物の状況把握を目的といたしまして二十一年十月に地下構造物状況調査を調査会社へ発注して実施しております。本件土地と同様の地下埋設物が確認されております。

なお、野田中央公園の土地につきましては平成二十二年三月に豊中市へ売却されておりましたが、また既に公園としての整備が完了していたことなどから、地中ごみの量について調査を行うことは困難であったことを御理解いただきたく存じます。

○和田政宗君 豊中市にヒアリングは行いましたでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

ヒアリングは行っております。

○和田政宗君 これ、国交省から豊中市に渡された地下埋設物状況調査業務報告書は御存じでし

うか。

○説明員(戸田直行君) 存じております。

○和田政宗君 この内容は報告書の中に勘案されているでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

勘案してございます。

○和田政宗君 勘案しているのであれば、これはごみの混合率書いてございますし、豊中市の調査ではほとんどの土地でごみが発見されたというふうにしていくことがあつたわけですね。ちよつとこの報告書からはその部分が、ごみの量が具体的にどうなのかというところが読み取れず、豊中市と関係各所において、いわゆる盛土をするので二千三百万円掛かりましたというような報告のみであつたというふうに思うんですが、これ、この辺りではちよつと終わりにしますけれども。

先ほどの御答弁も含めて、いわゆる調査報告書に書かれた以上のことが答弁できないということでありまして、我々もこれ、会計検査院は独立した機関でございますけれども、そこに対していわゆる質疑ができないという状況になりますので、ちよつとこれはどうなのかということをお尋ねしたいと存じます。

ちよつとしつかり考えてみたいというふうに思いますけれども、これ、徹底的にその調査をやつていただければ、それを受けて、例えば政府で追加調査が必要なのか必要じゃないのかということも含めて、これはその後の議論ということだと思っております。

政府は、もちろんこれ、報告書を受けて、改善すべきところは改善すべきだというふうに考えますけれども、会計検査院におかれましては、これは強力な権限を持った独立機関であるわけですから、より厳密な調査を行っていただくことを切に願いたいというふうに思います。

以上で終わります。

○岡田広君 自由民主党の岡田広です。

大臣の所信の中で、昨年、東京圏への転入超過が約十二万人に上り、この十五年間で地方の若者が五百万人以上も減少しましたという報告がありました。大変びっくりをいたしました。東京への一極集中の抑制がなかなか進みません。二〇二〇年の東京オリパラまでは人口増加が進んでいくのではないかと考えています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略が、今年、中間年を迎え、地方創生待ったなしであります。地方の人口減少が進むと様々な問題が出てきます。昨日、テレビで報道されておりましたが、山梨県の人口千人ぐらいの村で、お寺の檀家が十五軒になつてしまった、村に住んでいる人は二軒という報道でありましたが、そこで、お寺の運営が維持できなくなつて、住職が朝九時から午後二時まで近くの旅館でお掃除のアルバイトをしている、時給八百円という報道でした。一か月二十日、月給八万円もらつて生計を支えて、お寺をしもりをしているというショッキングな報道がありました。

これは例の一つでありますけれども、このような状況を打破するために、地方への新しい人の流れをつくるため、ライフステージに応じた施策の強化に取り組んでいくということは大変重要だと考えています。

その中で、今日は地方大学づくりに視点を当てていきたいと思ひます。

地方の源泉である若者が、それぞれの分野で、日本全国のみならず世界中から集まるような、きらりと光る大学づくりを進めるといふのが所信の中にありました。まち、ひと、しごと。町に仕事がある、そして町に若い人が、中心に人が集まってくる町づくり、これは大変重要だと思いますが、秋田県に国際教養大学というのがあります。ここは全て英語教育をやっています。約千人の学生がここで学んでいるということでありまして、しかし、いざ就職になりますと、どうしても、秋田県に働く場所がないので、九割は県外へ移ってしまうという状況のようです。

立命館が、十八年前に大分県別府市にアジア太平洋大学をつくり、開学をいたしました。ここは現在、六千人の学生、そのほかに教授陣もいますからたくさんの方々が別府に住んでいるわけですが、けれども、そのうち、学生の半分、約三千人はアジアを中心に海外から来ている留学生ということになります。

ここでは、経済効果測りましたら、五年前の数字では約七十億という数字が出ております。町が大変にぎわいを見せて、春祭り、夏祭り、全て学生と行政が協調しながらやっているということも報告をされているわけでありまして。

立命館大学は京都が本部であります、京都から今の滋賀県の草津に二十三年前に学部を分けました。理工学部中心に分けて、現在は京都の衣笠本学が一万六千、滋賀県の草津一万五千人、そして茨木にもキャンパスを開設して六千人というところで、京都、滋賀、大阪ということで分散して教育を行っているわけでありまして。

そういう中で、まさにこれから人口減少社会の中でなかなか学部開設の問題等ありますけれども、しかし、世界に目を向けて、きらりと光る地方の大学づくりを進めていくというこの考え方、梶山大臣述べられておりますので、具体的な方策等につきまして、この考え方をお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 先ほど岡田委員からお話ありましたように、この十五年間で地方の若者、十五歳から二十九歳までと捉えておりますけれども、正確には五百三十二万人が減少をしております。また、東京圏への転入超過数は近年十万人を超える規模で推移をしている、そのほとんどが若者であります。

地方創生の開始から三年がたちますが、この流れにいままで歯止めを掛けられていない現実がございまして。若者こそが地方の活力の源泉である、若者が将来に夢や希望を持つことができる元気な地方の創生に国を挙げて取り組んでまいっている所存であります。

そのために、地方公共団体の長がリーダーシップを発揮して、産官学の連携の下、地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成に本気で取り組む地方に対して重点的に支援をするために新たな交付金の創設について今検討しているところであります。

また、先ほどお話ありましたけれども、大分の立命館大学、観光に特化した学部もございます。これで、この地域にホテルの誘致ということも実現しそうです。さらに、この地域も観光地ということ、そういう形で地域の中核的な産業の振興と併せて大学の振興も図っていただければと思っております。

このほかにも幾つかございますけれども、そういうところが、地方公共団体の長がリーダーシップを取って産業と大学を結び付けていく、さらには金融も入っていったその後の産業の取組にもつながる、そういう形でこういった制度を活用していければと思っております。

立命館は、観光をつくろうとしているということで、ホテルの誘致も今実現しようとしているところだということでもあります。

こうした取組によりまして、先端科学や観光、農業といったそれぞれの分野で、全国からだけではなく、世界中から学生が集まるようなきらりと光る地方大学づくりを進めていく、そして、その若者たちの活気で地域の活力が戻ってくる、さらにまた、その人たちがその地域に根差した産業に就職できるような地域づくりをしてまいりたいと考えております。

○岡田広君 大臣から答弁ありましたように、別府にあるアジア太平洋大学を例に挙げましたけれども、ここはやっぱり経済効果だけではなくて、やっぱり海外の学生と交流をする、町が変わってくるということでは非常にいいことなんだろうと思っておりますけれども、卒業生の人たちはみんな別府、大分を中心に、しばらく海外の方も日本で仕事をしたいという気持ちをもっとの人を持っているということでもありますけれども、な

かなかやっぱり大分県でも仕事、別府なんかは観光産業ありますのでそこに勤める方もいらっしゃるようではありますが、そういう仕事という点も非常に重要だろうというふうに思っております。

私の、梶山大臣も私も茨城ですけれども、茨城は、十万人当たりの医師数というのは全国から比べると埼玉に次いでワーストという、そういうデータも出ているんですけれども、梶山大臣の恐らく地元も水戸から北は医療過疎になっているのではないかと思いますけれども、厚生省は、医師については約三十万人ぐらいいるから充足されているというところは言えますけれども、しかし地域偏在とか診療科目偏在ということはあるわけでありまして、このところを直していくということ、大変重要だと思えますけれども、茨城、約三百万県民でありますけれども、筑波大学に医学部があるだけで、茨城県立医療大学というのは医学部がありません。数年前、茨城では早稲田大学が医学部をつくるという動きもありましたけれども、そのまま立ち消えになったと。

そういう状況を見ると、茨城でも新しい大井川新知事が誕生して、この医学部誘致等については一つの考え方を持っているということでありまして、けれども、やはり医療分野でも、医療の進歩も日進月歩ということで大変目覚ましいものがありますし、地方の医師不足対策を始めとして、これから遠隔医療というのは大変広がってくるんだろうと思っております。

さらに、茨城ではロボットがあります。つくばではロボットスーツHALというのを、介護ロボット、世界で一番であります。ロボットについては世界の輸出の中の日本は半分ですから、世界一ということになります。産業ロボットは少し韓国やアメリカに後塵を拝していますが、会話ロボットとかこの介護ロボットは世界一ということでもあります。そういうことで、東京オリパラ、二〇二〇年にもワールドオリピック、ロボットオリンピックというのが開かれ、これからロボット

産業は成長産業になるだろうと思っております。そしてさらに、つくばにはノーベル賞をもらった江崎玲於奈博士とか、それから小林誠先生、あるいは白川英樹筑波大の名誉教授とか、そういう方々もいますし、宇宙工学も大変盛んです。毛利衛さん、そして星出彰彦さん等もつくばで住んで仕事をされているという、まさに宇宙があり、ロボットがあつて、つくばは昨年、G7の科学技術大臣会合も開かれました。

こういう、医療についても遠隔医療を始めとした新しい分野、そしてロボットを活用した介護現場の生産性向上とか科学技術イノベーションを連携する夢のある大学をつくって世界から入学者を呼び込んでくるということは大変大事なことです。政治は夢に向かって努力をするということでもありますから、こういう考え方についての梶山大臣の政治家としての考え方を聞かせただければと思っております。

○国務大臣(梶山弘志君) それぞれの地域で熱意あふれる提案があればしっかりと取り組んでいくということでもあります。

それぞれの地域の実情に合わせた、また、その地域の人たちの考え方をしっかりと提案していただくことがまずは大事でありまして、熱意のある地域には地方創生版三本の矢でしっかりと支援をしてまいります。

○岡田広君 もう一つ、生涯活躍のまち構想についてお尋ねしたいと思えますけれども、この一億総活躍社会の中で地域包括ケアシステムの構築というのとは大変重要になります。地方創生の観点から、中高年層者が希望に応じて地方や町中に移り住んで、地域の住民とともに交流をしながら健康でアクティブな生活を送って、必要に応じて医療、介護を受けることができる地域づくりを目指すということは大変重要で。

その中でも、私は生涯学習社会の構築というのはとても大事だろうと思っております。GDP六百兆円を目指す、女性も高齢者も働け働け、数字を

目指すことは悪いわけではありませんけれども、物心両面という言葉があるように、物も心も豊かな日本人を育てていくということのためには、やはりこの学びの場というのはとても大事だろうと思っております。

この生涯活躍のまち構想については、現在のところ認定十七市と町ということでありますけれども、これから更に梶山大臣の努力で増えていくんだらうと思っておりますけれども、この推進方策についてもお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 今お話にありました日本版CCRC、生涯活躍のまちということでありますけれども、各地域における実現に向けた取組を支援するために、政府としては、地域再生法に基づいて手続の簡素化の特例や、地方創生推進交付金等の活用を希望する団体の地域再生計画を認定をしているところであります。関係府省が連携する生涯活躍のまち形成支援チームを通じて取組の支援もしているところであります。また、構想の具体化に向けたマニュアル等の作成等により、自治体の取組を現在支援もしているところであります。ですから、計画の段階から、計画というか、構想の段階からいろいろ御相談いただければ支援をしていくことであります。

現在、全国で七十九の自治体が生涯活躍のまちに取り組んでおりまして、茨城におきましては笠間市や阿見町において生涯活躍のまちに関する取組を進めていると承知をしております。

今後とも、ノウハウの提供等を通じて好事例の横展開を図るほか、取組の推進意向のある団体や関連する取組の掘り起こしを進めるなど、地域の特性に応じた魅力的な生涯活躍のまちの取組を積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○岡田広君 先ほど大臣の答弁の中で、やはり地方創生、まさに新しいアイデアを出していく、私、よく仕事のカキケコという言葉を使いますが、けれども、新しい政策を実行するときに、まず考えることから始まって、そして基本に忠実に、工夫して、計画して、行動する。特に、創意工夫、

アイデア、限られた財源の中でいかに市民福祉の向上にお金を使うかというのはとても大事なことでありますけれども、そのときに、答弁にありましたように、地方公共団体のトップの考え方が非常に重要です。

そういう中で、この地方創生推進交付金等の使い方についても、内閣府としては、今年の一月にも山本大臣のときに東京都、大阪、福岡でトップセミナーを行っています。しかし、私は地元に戻って各首長に聞くと、全然こういうセミナーをやっていること自体を知らないということでありまして、東京、大阪、福岡でやるというのは新しいこういう地方創生のいろんな好事例を紹介したりなんかするんでしようけれども、それはやはり東京、大阪、福岡でやったという形をつくるということだけなのかなという気がいたします。

やっぱり本当にこの地方創生待ったなしということであれば、梶山大臣の下でやっぱり、全国各県、都道府県、市長会というのがあります、町村会全部集めて、あるいは議長会まで集めてそういうセミナーを、大臣ばかりじゃなくて、副大臣、政務官、そして役所の担当、これらの中で、政務三役が海外に会議で行くのと違って、地方の創生というのは今一番内政の中で大事なことでありますから、こういうことを使って、もちろん土日でもそうですけれども、しっかりとトップセミナーで、そこでやっぱりこういう地方創生推進交付金のお金の使い方、アイデアを出してもらおうということをもう少し広げていくということが大事なんだろうと思います。

全国地方六団体、全国市長会の会議も東京で行われる、あるいは青年市長会もあります。そういう中でやっぱりPRをするということ非常に、広報するということ大事だと思っておりますので、ここを是非よろしくお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 地方の自主的、主体的な取組を支援し、目に見える地方創生を実現するために、市町村長を始め地方関係者に国の支援

施策等を十分に理解をしてもらう必要があると思います。

新年早々には地方創生市町村長トップセミナー、先ほどお話ありましたけれども、来年も開催を予定しております。私が全国の市町村長に対して、地方創生の理念や制度の周知、さらにはその活用方法等について説明を行ってまいりたいと思っております。

そのほかにも、青森県、高知県において試行的にサテライトオフィスを設置し、まあ出ていくわけですね、出ていって、交付金の活用方法等について市町村へのアウトリーチ支援等を行ったところでありまして、来年度はサテライトオフィスの箇所数を増やすことなどによりその充実を図っていきたいと思っております。

そのほか、事務的には、本年十月末から十一月末にかけて全国九ブロックで地方公共団体の職員や地元企業等を対象とした地方創生ステップアップセミナーを開催し、企業版ふるさと納税など、地方創生の支援施策全般について更なる活用を促したところでもあります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年を迎えて、最近では地方公共団体によって人口減少や少子化に対する危機意識にばらつきがあると感じられるとの指摘も出ておりますけれども、こうした危機意識を地方と共有をして地方創生を大胆に推進していくために、地方創生の取組、周知、広報を徹底してまいりたいと思っております。トップセミナーのみならず、各段階でしっかりと周知をしてまいりたいと思っております。

○岡田広君 是非この周知方には、やっぱりしっかり広げていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、国立公文書館についてお尋ねをしたいと思います。

この国立公文書館につきましては、新たな国立公文書館の基本計画原案が公表をされたところであります。この原案では、新公文書館の機能を、多くの国民が利用する展示、閲覧を中心とした総

合的施設としておりますが、多くの国民が我が国の歴史に対する関心や理解を深める機会となる貴重な文書、例えば皇室の行事に係る関係した記録文書や太平洋戦争開戦に関わる記録文書など、本来宮内公文書館や外交史料館に所蔵されるべき歴史公文書等の一部を新公文書館で常設展示、閲覧できるようにすることを考えるべきではないかと思っておりますが、この考え方について大臣のお考えを伺います。

○国務大臣(梶山弘志君) 新たな国立公文書館につきましては、本年四月に、衆議院議院運営委員会及び新たな国立公文書館に関する小委員会において、多くの方が利用しやすい国会前庭への建設をお認めいただき、建設に向けて着実に取組を進めているところであります。

御指摘の点につきましては、今後関係省庁とも調整しつつ検討を進めてまいります。これまでもほかの機関から借用資料や複製の貸出しを受けて展示に活用していることを踏まえ、新たな施設での展示に当たっても、他機関からの借用資料や複製、さらに写真、映像等も活用して、多様な切り口から各展示のテーマを分かりやすく伝えることが重要と考えております。

国会前庭、今度、今の憲政記念館のところですね、という立地を生かして、多くの方々々が我が国の歴史に関する関心や理解を深められる場となるよう、展示に関しては工夫をしてまいりたいと思っております。

○岡田広君 新国立公文書館は、今大臣から答弁ありましたように、国会の前庭、憲政記念館の敷地の中にできるわけでありまして、国会見学の方だけでも衆参合わせて約百万人の方々がおいでになるわけですから、これを更に多くしてもらおうということにもなるんだらうというふうに思っておりますけれども、宮内公文書館とか外交史料館で展示しても、なかなか場所も分らないとかでこの閲覧者、閲覧者というか入館者のカウントって低いですね。展示会を、特別展示をやっているから少し数がカウントされているので、なかなか

ここに閲覧に行く人は私少ないと思います。せっかくの貴重なものは、やっぱり今度の新しくできる国立公文書館で全国の皆さんを始め世界の皆さん方に見てもらおうということは、とても大事なことなんだろうというふうに私は思っております。

もう一点、我が国の重要な公文書を後世に残していくため、この国立公文書館につきましては、世界に誇れる、今回の面構等を見ても世界から比べるとちょっと小さいような気がしますけれども、しかし立地の関係もありますので、これはこれで理解したいと思えますけれども、しかし、取組を是非、世界に誇れる公文書館をつくっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

さらに、行政文書の管理についてもいろいろ国会でも議論になっておりますけれども、より一層適正な管理が行われるように見直しが必要と考えますけれども、政府としては、行政文書の管理に関するガイドラインを改正することでありますけれども、具体的にはどのような見直しを行うのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 行政文書に関するガイドラインにつきましては、今、公文書管理委員会

で検討をいただいているところであります。内容が確定しているものではありませんけれども、現時点での改正点では、政策立案や事務事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文書を作成する、意思決定過程や事務事業の合理的な跡付けや検証に必要な文書については一年以上の保存期間を設定する、複数の職員や文書管理者、相手方による確認等により、可能な限り正確性を確保することなどを定めることとしております。また、公文書を扱う職員一人一人の意識をより一層高めていくことも重要であることから、各府省職員向けの研修の充実等を図るなど、公文書管理の質を高めるための不断の取組を進めてまいりたいと思っております。

こうした取組を不断に行う中で、制度の見直しの必要性があれば法改正も含めて検討してまいり

たいと思っております。

ガイドラインで一年未満の文書、歴史公文書の区別をしていくわけでありますけれども、その後、一月から三月までの間に各府省において、その省ごとの規則を作っていたいただきます。この府省の規則につきましても、公文書管理委員会、まあ外部の有識者でありますけれども、公文書管理委員会においてそれを見ていただいて、しっかりとしたもののが四月から運用できるようにしてまいりたいと思っております。

○岡田広君 公文書管理法が制定されて八年になりますけれども、まさにこの趣旨が徹底されていないのは、私は行政の怠慢だと思います。情報公開、透明性が高まっている中で、国民の疑念が起きないような形でこの管理をしっかりとやっていただきたいと思えます。

梶山大臣は御退席いただいて結構です。どうぞ取り計らいをお願いします。

○委員長(樺葉賀津也君) 大臣。

○岡田広君 それでは、松山大臣に、保育士対策について、保育士不足の問題について、もう時間がなくなりましたが、一点だけお尋ねをしたいと思えます。

二十七年の一月の補正予算の中で就労支度金という制度ができて、四十四億予算が組まれました。潜在保育士が保育士になると二十万円の支払って、二年勤めれば返さなくてもいいということですが、これは二万二千人の予算が組まれてスタートした事業でありますけれども、当初二百五十人ぐらいの人たちしか使わなかったということになるのでしょうか。

それで、今度は二十八年補正、十月のときに補正やりまして、これ、繰越しと合わせて更に十九億円のプラスして六十三億ということ、今度は一挙に二十万から四十万円に、就労支度金、しました。一年たたないうちに、検証もしないうちに二十万から四十万円になるというのは、ちょっと私、今まで国会にいて考えられないんですけれども、それだけ保育士不足は進行しているというこ

となんだろうと思えます。

保育士は、二十七年の厚労省の統計、二十六年の統計ですが、今は五十万ぐらいいるんですよ、四十二万という数字出ています。このときの潜在保育士は八十万、介護福祉士は十六万、潜在が五十二万、看護師は百四十七万の人たちが就労して潜在が七十一万と、この三つの数字だけ挙げても保育士は就労している人の倍近い人が潜在にいるということを考えても、その人たちがなかなか戻らないという、そういう中で今回キャリアアップ助成金という制度をスタートしましたけれども、この制度、本当に現場混乱しています。

これはちょっと時間がないから多く言いませんけれども、今回、今日の、新しい経済政策パッケージというのが新聞で報道されましたけれども、二〇一九年四月から保育士は、人事院勧告に伴う賃金引上げに加えて一%、月三千円賃金引上げを行う、これはこれでいいことだと思いますけれども、介護職員については二〇一九年十月から、勤続十年以上の介護福祉士、これは一律月平均八万円相当の処遇改善を行うというのが報道されました。

これはこれからの話ですけれども、やっぱりキャリアアップ助成金ということで、七年以上で四万円の人を、例えば公定価格の二人出るとか、そしてそのほかはならしてもいいとか、三年勤めれば五万円以上やると、これ全部にやるわけじゃないですよ、キャリアアップですから。しかし、研修をやるというても、現実、今年のみなしでいいんだけれども、来年は今年の状況を見ながらどこをどうするか決めるということなんですけれども、恐らく来年も保育研修できないと思いますよ。四分野やれとかいうことですけれども、一分野十五時間掛かるから、まあ三日ぐらいは掛かるでしょう。

代替保育士の予算も国は組んでいるけれども、代替保育士がいらないという現状ということ、ほかのアップにならない人がアップになる人の分

も子供を見ることがになるので、このところ、やっぱり処遇改善というのはならしてという、この介護福祉士の月八万円というのはすばらしいと思うんですけども、こういう考え方にならないかどうか、この点だけ、もう時間ですから、政府参考人、答弁はいいです、大臣の答弁だけひとつお聞きかせいただいて終わりたいと思います。

○国務大臣(松山政司君) お答えします。

保育士の処遇改善でございますが、今年度から、先生がおっしゃるように、技能、経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、勤務経験がおおむね七年以上の保育士に四万、そして三年以上の保育士に五万円ということで実施をしております。

実施に当たりましては、園内での給与等のバランスにも配慮をし、月額四万円の処遇改善については、加算対象職員の二分の一に四万円の処遇改善を行っていただければ、主任保育士を含むその他の職員に月額五万五千円以上四万円未満の範囲で配分するなど、柔軟な運用も可能ということにしております。また、研修に係る要件は、平成二十九年度はこの要件を課さずに、平成三十年度以降、職員の研修の受講状況等を踏まえ検討することとしております。

国としましては、保育事業者への説明会、あるいは保育事業者からの相談対応などを行う自治体に対して必要な経費を全額補助をするということなど、各施設におけるキャリアアップの仕組みが定着するよう支援をまいりたいと考えております。

○岡田広君 時間来ました。やはり是非、大臣、これはキャリアアップということは必要ですけれども、やっぱり一律の処遇改善ということを念頭に入れながら今度は非進めていただきたいと思います。終わります。

○白眞勲君 民進党の白眞勲でございます。

まず、北朝鮮が十一月二十九日未明に発射した

弾道ミサイルにつきまして、これ、私どももいたしましても断じて容認できず、断固として抗議することをまず申し上げたいと思います。

まず、国民保護という観点から官房長官にお聞きします。

長官は十一月三十日の当委員会での御発言で、「これまでにない重大かつ差し迫った脅威です。」とおっしゃっているわけですが、まさに極めて深刻な事態だと私も思っております。四千キロの高さから落下して本土から二百五十キロの地点で落下したということですから、これ、まかり間違えば日本の本土にも落下してしまふ可能性も十分あるのではないだろうか、そういう部分があるんですけれども、この辺り、官房長官としてどのように認識されていますでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) まず、最大の脅威と私が申し上げましたのは、北朝鮮は昨年二回核実験を行いました。その前は三年に一回だったんです。今年になって、もうまさに広島に投下されたあの原爆の十倍という規模のものであります。そして、今委員からお話がありましたように、弾道ミサイルを、日本を越えたもの、さらには先般は我が国領域に落下してきている。そうしたことを繰り返す中で、さらに日本列島を核爆弾で海中に沈めるとか、そういう発言も実はあったわけであります。

そうしたことから、我が国としてはかつてない脅威である、そうした危機に対して政府としては二十四時間三百六十五日、国民の安全、安心を確保するのが最大の責務という形で、今総力を挙げて万全の対応を取っているということであります。

○白眞勲君 防衛省にお聞きいたします。

このミサイル落下地点、あらかじめ予測できたのでアラートは作動させなかったということですよ。つまり、その大体の落下地点、例えば北緯何度、東経何度ということまで分かっていたということでしょうか。

○政府参考人(小波功君) お答えいたします。北朝鮮から発射された弾道ミサイルの落下地点の予測に関する詳細を明らかにいたしますと、自衛隊の弾道ミサイル防衛能力を推察されるおそれがあることから、お答えは差し控えたいと考えております。

その上で申し上げますと、一般論でございますけれども、弾道ミサイルは、その特性上、放物線を描くように上昇、飛翔、落下することが一般的でございます。レーダーでミサイルを感知、追尾を継続し、その発射地点や発射方向等を把握すれば、ブースト段階と呼ばれるミサイル飛翔中の初期段階でもその落下予想地域や落下予想時刻などを解析することが可能でございます。

お尋ねの十一月二十九日に発射された弾道ミサイルについても、その発射直後からレーダー等で感知、追尾して得られた航跡情報を解析し、内閣官房に速やかに伝達したところであり、その結果、ミサイルの落下による我が国領域における被害は想定されなかったことから、内閣官房からアラートを通じた国民への伝達は行われなかったものと承知しております。

防衛省といたしましては、国民の生命、財産を守り抜くためには、国民に対して迅速かつ適切に情報伝達を行うことが極めて重要であると考えており、引き続き、内閣官房を始めとする関係省庁と緊密に協力しながら、国民に対する迅速な情報伝達に努めてまいりたいと考えております。

○白眞勲君 そこで、防衛省にお聞きしたいんですけど、アメリカのCNNなど複数のメディアが報道したところによりますと、今回の新型大陸間弾道ミサイルが大気圏の再突入時に分解して、再突入に失敗したとの見方を伝えているわけなんです。また、別の報道によりますと、爆発してばらばらになったと話している飛行機の、旅客機の搭乗員もいるわけなんですけど、この事実関係についてはどうなんでしょうか、簡潔にお答えください。

○政府参考人(齋藤雅一君) お答え申し上げます。

十一月二十九日に北朝鮮が発射いたしました弾道ミサイルに関し、米政府当局者が、弾頭が大気圏に再突入した際、複数に分解した可能性が高く、北朝鮮は再突入の技術に依然課題を抱えている旨指摘したとの報道は承知をいたしております。この点、マティス国防長官は、三日、記者団に対し、今回発射されました弾道ミサイルにつきまして、射程を含め全ての要素について分析中と述べているものと承知しております。

防衛省といたしましては、今回の発射で北朝鮮が再突入技術を実際に実証したか否かについては引き続き慎重な分析が必要であるというふうに認識をいたしております。

その上で申し上げますと、北朝鮮は、今回の発射について、再突入環境で戦闘部の信頼性を再実証したと発表するなど、かかる技術の確立を重視しているものと思われまします。防衛省といたしましては、今回の発射の詳細につきまして引き続き所要の情報を基に総合的、専門的な分析を行ってまいります。

○白眞勲君 総合的、専門的な分析を行うのは結構なんですけど、非常に国民としても、これは技術を確認したか確立していないかは非常に重要な部分だと思えますから、これ、分析したら公開するということでもいいですね。

○政府参考人(齋藤雅一君) 分析の結果につきましては適切な形で公表してまいりたいと考えております。

○白眞勲君 公表していただくということです。で、本当に、適切にですけれども、お願いしたいと思いますが、今回、官房長官は、ミサイルがまだ飛行中、水上に落下していないうちに直ちに記者会見を開くなど、これは初動捜査、万全を期しているというのは私も評価したいと思っております。

ここで国交省と水産庁にお聞きしますけれども、付近の飛行中の航空機や航行中の船舶に対してはどのような対応をされたんでしょうか。

○政府参考人(馬場崎靖君) ミサイルが発射された際の情報伝達につきましては、十一月二十九日三時二十五分に内閣官房からのミサイル発射情報を受け、同時に航空運送事業者や海運事業者等に対して自動転送により伝達しております。また、同時刻、三時二十五分に海上保安庁からも航行警報等を発出しております。

○白眞勲君 ということは、飛行中の航空機とか操業中の漁船には連絡が行ったということなんですか。そこなんです、ポイント。連絡が行っているのかどうかです。

今まで私いろんな報道を見ていても、連絡聞いたという話、聞いていないんですよ、私。どうなっているんでしょうか、その辺は。

○政府参考人(馬場崎靖君) 国土交通省といたしましては、例えば、先ほど申し上げましたとおり、まずは海運事業者に対して自動転送を行っております。各船につきましては、その海運事業者のルートから情報が流れるという仕組みを取らせていただいております。

また、情報の迅速性を重視いたしまして、全ての船舶ではありませんが、直接このミサイル発射情報を自動転送できるように鋭意その範囲を拡大しているところでございます。

○政府参考人(山口英彰君) お答えいたします。まず、このミサイル発射情報につきましては、水産庁としては、三時二十五分に内閣官房からのミサイル発射情報を受け、同時に漁業無線局等にもその同じ情報を発出したところでございます。

○白眞勲君 いや、ですから、船に届いているんですよ、飛行機に届いているか、これについてお答えください。

○政府参考人(馬場崎靖君) まず、航空機につきましては、各航空運送事業者を通じて各航空機に情報が伝達されていると承知しております。また、航空局の管制を通じて管制官から情報が流れるという形を取っております。

船舶につきましては、先ほど申し上げたとおり、海運事業者のルートとともに国土交通省の自

動転送によりまして船舶に情報を伝達してありますが、これは全ての船舶になっているというわけではございません。

○白眞勲君 大韓航空機とかキャセイ航空機の情報がもう今報道で流れています。そういった航空事業者に対しても連絡しているんですか。その辺りどうなんですか。日本の上空を飛んでいる飛行機は別に日本の飛行機、航空会社だけじゃないですよ。特に夜間です、深夜です。それはやっぱりほかの航空会社も飛んでいるわけですよ。それについて確認が取れたのかどうか、それをちょっと。

何か、今までの情報は、事業者に対しては行っているというのは分かるけれども、管制官に行っているのか、そして飛行機に届いているのか、それについて教えてください。

○政府参考人(馬場嶋靖君) 航空機の情報提供につきましては、内閣官房から連絡を受けた後、関係部局で電話等により情報を確認した上で、各管制機関を通じて飛行中の航空機に伝達をしております。

○白眞勲君 官房長官、これ、この時期というのは日本海でイカやカニの漁をしている船が多くいるようなんですね。様々な報道を見ても、落下する以前に何らかの情報を関係当局から得ているというものを、私が見たところはなかった。

やっぱりこの辺り、官房長官としても、政府全体としても一回この辺り検証する必要があると思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 今、例えば航空機については、答弁あったように、それは伝達をしているということでした。船舶についても、これは海上保安庁や、あるいは水産庁を通じて対応することにマニュアル上なっています。

もう一度、委員の御指摘でもありますので、現実的にどうだったかということを検証させて、そして届いていなければなぜ届いていなかったのか、そういうことも含めてしっかり対応させていただきたいと思います。

○白眞勲君 まさに是非それやっていたかというふうに思います。

それから、あと、私がかねてから主張しているのがこの落下したミサイルの回収の件なんです。これ、平成二十一年に当時の中曽根外務大臣は、科学技術庁の船舶技術を使ってHⅡロケットの失敗の原因を探るため、二、三千メートルの深海でかなりの数の部品を引き揚げたことがあると答弁しているんです。

去年の十月にも私は安倍総理に対してこの件で質問した際に、しっかりと、これ安倍総理が言ったんですよ、しっかりとというのは。しっかりと真剣に三千メートルという深海においてもミサイルの部品の回収の検討をしていると答弁されているわけなんです。

そこで、官房長官にお聞きします。この落下地点もはっきりしているわけですが、あの程度は、わけで、これ、もし回収できれば、当時の防衛大臣、答弁しているんですけど、性能や製造技術に関する情報が相当得られるんじゃないかと、そういう可能性、僕はあると思います。

私は、どうなんだろうね、安倍総理の答弁から一年以上たっているわけですし、この検討状況、そしてまた捜索中なのかどうか、現在、その辺も併せて御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(菅義偉君) 総理も委員の質問にそのように答弁しておりますように、政府としては、この回収を行ってその詳細を分析をすることによって性能も把握することができると考えています。なので、我が国の安全を確保する上では極めて重要なことだという認識はしっかりと持っております。

一方で、深海に沈んだミサイルの場合、発見が容易でない、さらには捜索、回収には種々の困難な課題があることもこれ事実であります。

現在、発射された弾道ミサイルの種類、落下地点、その状況を踏まえて関係省庁が連携をして必要な取組を行っています。現在どのような状況にかんづいては、今後の活動に支障を来すおそれがあることから差し控えはさせていただきま

すけれども、こうしたことについては積極的に回収に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○白眞勲君 いや、まさにおっしゃるとおりで、やっぱり飛んでいるのをレーダーで見たり何なりよりも実物見れば一発で分かるわけ、実際に韓国では、これすごく水深浅いところだったからすぐ回収できちゃったんですけれども、こういったこともやって、相当分解して中のものも見たたりしていますので、是非これどんどんやってもいいなと思うんです。

そういった中で、この発射事案に関連して、国民保護の観点から、もう一点、Jアラートの件で質問したいと思っています。

前回、日本列島の上空を通過したミサイルの際、一部の携帯電話、これJアラート鳴ったわけですから、一部は携帯電話、いわゆる格安スマホと言われるものなどではその情報が伝達されなかった例がありましたけれども、その折、総務省は改善する旨のお話してくださいました。その後、その辺り、どのような改善がされたんでしょうか。

○副大臣(奥野信亮君) 八月のミサイル事案の際、地方公共団体の防災行政無線等に支障が生じたケースがあったことから、Jアラートについてはその後順次、不具合の解消対策を進めているところでもあります。

一方、Jアラートによる情報伝達は、携帯電話、スマートフォンに配信される緊急速報メールによっても行われておりますけれども、現状において、一部の携帯電話等でメールの受信ができないというところが課題と考えております。このことから、総務省としては、現在、緊急速報メールを受信できない端末については、受信が可能となるよう関係事業者への要請を行っているところであり、緊急速報メールについては、例えば民間事業者のスマートフォンアプリを活用するなどの対策を都

道府県等を通じて広く国民に紹介させてもらっているところでもあります。

携帯電話等に配信される緊急情報メールは、Jアラートによる情報伝達において有効な手段と考えられることから、国民の皆様は確実に届くように引き続き努力をまいります。

以上です。

○白眞勲君 いや、副大臣、おっしゃるとおりで、前回の御答弁のときにはこうおっしゃっているんですね。これはどうしても機能として入れてもらわなければ困るんだと、こういう話をしなくちゃいけないとさっき言ったところでございますと、こう言っちゃっているんですね。

今、要請とおっしゃいましたよ。要請じゃ駄目ですよ、これ。ある程度強制力を持つていかないと、国民安全という部分であります。この辺について、副大臣、どうでしょうか。今の要請という言葉はちょっとおかしいんじゃないですか。

○副大臣(奥野信亮君) よく検討して、要請よりも更に強いことが言えるかどうか、積極的に考えます。

○白眞勲君 いや、これ、考えますじゃないんですよ。機能として入れてもらえないと困るんだと言っているんですよ、これ。副大臣御自身が言ったんです、これ。だから、そこはしっかりとやっぱりやるようにちゃんと総務省として指導していかないと、いかぬのじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(杉本達治君) 委員御指摘のとおり、実際に緊急速報メールが確実に届くというのは重要なことで、その後、これは基本的に携帯電話に実装されているOS、これを、iPhone関係についてはiOSが使われていますけれども、この部分については既に緊急速報メールが届くということを確認しております。アンドロイド系につきましては現在関係事業者との間でやり取りをしております、そういう意味では、方向としてはいい方向に今行くような状況になってき

ている。ただ、今の段階で実装できているかというとなっていないということで、今申し上げたように、努力をしている、要請をしているという申し上げ方をしております、今後とも最大限努力をしてまいりたいと思っております。

○白眞勲君 何かちよつと弱々しい答弁に聞こえるんですよ。

この前は副大臣は相当強く言っているんだから、やっぱりこれは、国民保護という部分においてそこに差が付きいかぬのだと思うんですよね。安いスマホだと通じませんよなんというの、これは話にならぬわけですから、そこはしっかりとお願いをしたいなと思います。

○政府参考人(横田眞二君) これ、公表いたしておりますのは、事前に自分の家若しくはその行動範囲の中でどういうところがあるかというのを事前に皆さんに見ておいていただいて、その近く、一か所じゃありません、行動範囲広ければ何か所もございまして、その中で一番近いところにいる意味でございしますが、実際に飛んできたときには、この指定されているかどうかにかかわらず、近くにビルなり地下に潜れるようなところがあれば、すぐそこに避難してくださいということ呼びかけております。

そういう中で、このJアラートで、弾道ミサイルが飛んでくるときは非常に短時間で飛んでくるわけですが、すぐそばの堅牢な建物とか地下街に逃げ込んでくださいということを周知しているわけですよ。安倍総理は、この十一月三十日に、「堅牢な建築物や地下施設について、都道府県等による避難施設の指定を促進しているところ」と答弁されておられるわけですが、私、このような施設知らないんですけれど、どこに今どのぐらい、何か所あるんですか。

○白眞勲君 横田さん、御答弁しながら自分で矛盾感じませんか。これ、高齢者どうするんですか、高齢者。お子さんどうするんですか。

○政府参考人(横田眞二君) 御指摘の避難施設でございますが、国民保護法に基づきまして各都道府県知事が避難施設を指定するということになっております、今年、平成二十九年の四月一日現在で全国で九万一千七百三十五施設指定がなされております。

○白眞勲君 横田さん、御答弁しながら自分で矛盾感じませんか。これ、高齢者どうするんですか、高齢者。お子さんどうするんですか。

○政府参考人(横田眞二君) 御指摘の避難施設でございますが、国民保護法に基づきまして各都道府県知事が避難施設を指定するということになっております、今年、平成二十九年の四月一日現在で全国で九万一千七百三十五施設指定がなされております。

○白眞勲君 横田さん、御答弁しながら自分で矛盾感じませんか。これ、高齢者どうするんですか、高齢者。お子さんどうするんですか。

○政府参考人(横田眞二君) 御指摘の避難施設でございますが、国民保護法に基づきまして各都道府県知事が避難施設を指定するということになっております、今年、平成二十九年の四月一日現在で全国で九万一千七百三十五施設指定がなされております。

○白眞勲君 横田さん、御答弁しながら自分で矛盾感じませんか。これ、高齢者どうするんですか、高齢者。お子さんどうするんですか。

○政府参考人(横田眞二君) 御指摘の避難施設でございますが、国民保護法に基づきまして各都道府県知事が避難施設を指定するということになっております、今年、平成二十九年の四月一日現在で全国で九万一千七百三十五施設指定がなされております。

○白眞勲君 横田さん、御答弁しながら自分で矛盾感じませんか。これ、高齢者どうするんですか、高齢者。お子さんどうするんですか。

○政府参考人(横田眞二君) 御指摘の避難施設でございますが、国民保護法に基づきまして各都道府県知事が避難施設を指定するということになっております、今年、平成二十九年の四月一日現在で全国で九万一千七百三十五施設指定がなされております。

○白眞勲君 横田さん、御答弁しながら自分で矛盾感じませんか。これ、高齢者どうするんですか、高齢者。お子さんどうするんですか。

り、もう少し気が利いた方がいいんじゃないかなと私思うんですね。

○政府参考人(横田眞二君) 確かに、これは韓国側の情報ですけれども、北朝鮮は、国際社会から厳しい制裁の影響で枯渇した資金を補うため、中国に北朝鮮周辺の漁業権をほとんど売却している、去年の段階で北朝鮮周辺の海域で操業している中国漁船が二千五百隻に上ると出ているんですよ。つまり、去年以降、北朝鮮の漁船が、自国周辺の海域では漁業権をなくされちゃったために、結果的には中国の船に追い出されちゃう。そしてまたもう一つ、今、金杉局長さんおっしゃいましたように、金正恩氏の無理な、いわゆる水産戦線とか言われているらしいんですけど、水産というのは水産庁の水産に、戦線は戦場の戦に戦線ですね、の掛け声の下、多数の粗末な木造船が魚を捕りに出かけている。この結果、日本の排他的経済水域に粗末な木造船が侵入しているとも取れるんですけども、外務省、どうでしょうか、その辺は。

○政府参考人(横田眞二君) 中国が北朝鮮の近海における漁業権を購入しているという報道があるのは事実でございますけれども、中国側はそれを公的に認めたことではないというふうに承知しております。

ただ、事実としては、北朝鮮の船が近海から離れて、より遠洋で漁業しているということはございまして、その報道、一面の真実はあるんであるというふうに考えております。

○白眞勲君 いや、まさにおっしゃるとおりだと思う。これ、ちよつと水産庁さんに、これ別に質問通告していないんですけど、ちよつと聞きたいんですけども、これ、テレビに出てくるあの木造船というのは、あれ、外洋で日本まで来るような船なんじゃないかな。何か、私はこれ、日帰りで沿岸でちよつと魚を捕って帰ってくるような船にしか思えないんですけど、その辺、水産庁として分かる範囲内で結構ですから、おっしゃってください。

○政府参考人(山口英彰君) 突然の御質問ですので正確にはお答えできないんですけども、あの

り、もう少し気が利いた方がいいんじゃないかなと私思うんですね。

○政府参考人(横田眞二君) 確かに、これは韓国側の情報ですけれども、北朝鮮は、国際社会から厳しい制裁の影響で枯渇した資金を補うため、中国に北朝鮮周辺の漁業権をほとんど売却している、去年の段階で北朝鮮周辺の海域で操業している中国漁船が二千五百隻に上ると出ているんですよ。つまり、去年以降、北朝鮮の漁船が、自国周辺の海域では漁業権をなくされちゃったために、結果的には中国の船に追い出されちゃう。そしてまたもう一つ、今、金杉局長さんおっしゃいましたように、金正恩氏の無理な、いわゆる水産戦線とか言われているらしいんですけど、水産というのは水産庁の水産に、戦線は戦場の戦に戦線ですね、の掛け声の下、多数の粗末な木造船が魚を捕りに出かけている。この結果、日本の排他的経済水域に粗末な木造船が侵入しているとも取れるんですけども、外務省、どうでしょうか、その辺は。

○政府参考人(横田眞二君) 中国が北朝鮮の近海における漁業権を購入しているという報道があるのは事実でございますけれども、中国側はそれを公的に認めたことではないというふうに承知しております。

ただ、事実としては、北朝鮮の船が近海から離れて、より遠洋で漁業しているということはございまして、その報道、一面の真実はあるんであるというふうに考えております。

○白眞勲君 いや、まさにおっしゃるとおりだと思う。これ、ちよつと水産庁さんに、これ別に質問通告していないんですけど、ちよつと聞きたいんですけども、これ、テレビに出てくるあの木造船というのは、あれ、外洋で日本まで来るような船なんじゃないかな。何か、私はこれ、日帰りで沿岸でちよつと魚を捕って帰ってくるような船にしか思えないんですけど、その辺、水産庁として分かる範囲内で結構ですから、おっしゃってください。

○政府参考人(山口英彰君) 突然の御質問ですので正確にはお答えできないんですけども、あの

り、もう少し気が利いた方がいいんじゃないかなと私思うんですね。

と私思うんですね。

くらしい大きさの船ですと、日本の漁船で見ますと、やはり沿岸域を中心とした海域での操業が想定される船だと思っております。

○白眞勲君 まさに私、そうだと思うんですね。

ですから、非常にこの辺、私は単に、これは安倍総理が本会議で、水産庁漁業取締り船及び海上保安庁巡視船を重点的にこの大和堆周辺に配備して、放水等の厳しい対応によって退去させておりますと答弁されたんですけれども、単に水掛けで追い出しているだけでは、なかなかこの根本的な原因の解決には僕はならないような気がするんですね。

そういったことから、これは金額も三千万ドルから七千五百万ドルまで何か最近現金が増えて、結局、国際社会からの圧力によって、つまり経済制裁により、現金収入の抜け道を防ぐため漁業権の中国への売却が結果的に深刻な事態を引き起こしているのではないだろうかとも私は取れるんですね。

官房長官にちよつとお願いしたいんですけども、こういったものも是非、根本をちゃんとたてなかなかならないような気がするんですね。この辺りについてお願いします。

○国務大臣(菅義偉君) まず、我が国としてできることでありますけれども、それは、我が国の排他的経済水域内において無許可で操業を行うことは、これは明確に違法でありますので、水産庁と海上保安庁で平素から連携をして警戒監視を行い、無許可の外国漁船が侵入し、操業していると思われる場合には警告等を行って退去させる、先ほど委員からお話がありましたように、現に放水をして追い払う、そういうことを現実的には行っております。

それと同時に、政府として、この排他的経済水域内での違法操業、これに対して毅然とした対応としてどのようなことができるのか。これ現実的には、警戒をして、放水によって、放水をする、ほとんどの船は、あのような小型の船ですから、

全て退去するんです。しかし、また時間を置いて来るといふ、そのイタチごっこですけれども。ただ、毅然として繰り返すことが大事だということに思っています。

○白眞勲君 もちろんそれは、繰り返していくつて必要ですけれども、この辺りの、私、今申し上げましたような部分についての根本的な部分も一度研究した方がいいんじゃないかと思うんですけど、官房長官、どうでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 中国との関係も含めて、そこもしつかり精査してみたいというふうに思います。

○白眞勲君 国家公安委員長に、時間がなくなっちゃったんでもう本当に申し訳ないんですけども、一問だけちょっと。

最近、私、ずっとこの北朝鮮の船舶の上陸案件、非常にもう、何ですか、大変、小屋を荒らして盗みをしたのではないかみたいな部分もあったりして、非常にこれ、これももちろん法に従って対処するのはもちろんなんですけれども、このようなことが起きないようにどのようなことができるか研究する必要があるんですけど、この資料に書いてあるように、私、十年前にも同じようなことを言っているんですよ。資料に、官房長官に私、このときの塩崎官房長官に私申し上げて、研究しますと言っているんですよ。研究、まあしたんだらうなとは思いますが、なかなか、うまく本当にどこまでいったんだらうなというふうな、あるんですね。

そういう中で、ちよつと私、テレビで見ているちよつと気になったのは、これ、御存じのように、JSA地域とかいわれる板門店でこの前脱北した兵士なんか見ていると、相当感染症に感染していたりとか非常に大きな問題が出てきているというところもあります。そういったことを考えますと、これ韓国の報道ですけど、金剛山地区の村の寄生虫感染の実態を調べたところ、住民の九五%が感染していたという報道もあるんですね。ですから、警察や保安庁の職員の皆さんの対応

応ってちゃんとしておかないと、衛生、手袋、手袋というのはゴム手袋とか、マスクとか。何かテレビで見ていると、やっている人もいるけどやっていない人もいるんだよ、見ていると。やっぱりここ徹底した方がいいと思うんですね。ここのだけ、職員さんのやはり健康ということもこれ十分に考慮しなきゃいけないということを考えますと、それについてちよつと一問お答え願いたいと思います。

それから、厚労省には、もう今日時間ないんですよ、めまします、申し訳ないんですけど。

○国務大臣(小此木八郎君) 白眞勲委員の重要な御指摘だと思っております。

例えば、十一月に入りましてから三件漂着案件がございまして、十一月二十三日の深夜の件でありますけれども、これは、秋田県由利本荘において住民からの一〇番通報がございました。県警の警察官が国籍不明の八人の男を発見いたしました。由利本荘において県警の警察官が発見した国籍不明のこの八名について、今言われた御指摘の点について十分に考慮した上で、最寄りの警察署に保護した当日、検疫当局や保健所の職員が検査を実施いたしました。その結果、特段の異常は認められなかったという報告は受けております。警察としては、平素から関係機関と連携して我が国への不法上陸等の水際阻止に努めているものと承知しておりますが、改めて、御指摘のような可能性があり得ることも十分に踏まえて、検疫当局等の関係機関と緊密に連携し、国民の生命、身体を守るため、必要な備えをしつかりとこれから引き続き行つてまいりたいと申し伝えたいと思います。

○白眞勲君 ありがとうございます。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。まず、今年五月に成立しました次世代医療基盤法について質問したいと思っております。この法案が成立しまして、大量の医療情報を匿名化することでビッグデータとして研究しやすい環境が整備されると思います。そうした大規模研

究を通して患者さんに最適な医療の提供が実現できると期待されているところでありますが、現在、法施行に向けて基本方針の策定、匿名加工事業者の認定基準について検討されていると承知をしております。

そこで、基本方針の策定に当たりまして、研究の面から二つのことを取り上げたいと思います。一つは、ビッグデータの研究にあつては、大量の医療情報が収集できるかどうか、つまり、医療機関がデータをちゃんと提供してくれるかどうかポイントであると考えます。

医療情報提供を促進するためにこういった施策を考えておられるのか、情報を提供する医療機関などへのインセンティブの付与、そういったことを基本方針に盛り込むべきじゃないかと思つていますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鎌田光明君) 御指摘のように、今回新たにつくられた制度におきましては、医療機関の協力をできるだけ多く得られるということが肝要であると考えてございます。そのために、まずは医療機関に対して、今回の仕組みに基づいて医療情報の提供が、治療効果に関する大規模データの研究により、最適な医療の提供あるいは医薬品副作用等の早期把握による安全性の向上につながるという点を十分に御理解していただく必要がございまして、そういったことを広く説明してまいりたいと思つております。

その上で、例えばでございますが、認定事業者に対してまして医療機関が情報提供するに際しまして、システム整備などのコストが発生することが予想されます。そうした場合には認定事業者がそうしたことを負担するということも認められておりますので、そうしたことを通じまして医療機関の協力を得やすくするようにしてまいりたいと考えてございます。

それ以外にも、医療機関が情報を提供しやすいように認定事業者において工夫を期待しているところでございますが、先生御指摘のように、来年度五月の施行までに、御指摘の点も含めまし

障費の増大を抑制する観点から、がんなどの疾病を早期に発見しまして重症化を防ぐことは極めて重要と認識しております。

このため、経済産業省におきましては、平成二十六年から国立がん研究センター、そして大学、さらには産業界と連携いたしまして、がん細胞から分泌されます物質、これはマイクロRNAといいますが、これをバイオマーカーとした次世代診断システムの開発に取り組んでまいりました。これまでに乳がんや膵臓がんなど十一種類のがんについて、がんを高精度に判定できるマーカーを特定いたしました。したがって、精密検査を要さずとも、一回の採血で複数のがんを早期に発見できる技術の確立にめどが立ちつつあるところでございます。

今後は、臨床での有効性を確認の上、民間企業におきまして体外診断薬及び診断機器としての薬事申請を行っていく予定となっておりますので、ご

経済産業省としましては、こうした最新の診断技術の早期実用化に向けてまして、厚生労働省と連携して取り組んでまいりたいと考えております。○熊野正士君 確かに、今御説明ございました例えは膵臓とか、非常に早期発見が難しいと言われているが、非常に早期発見が難しいと言われているが、是非とも強力に押し進めていただければというふうに思います。

また、今、診断のお話でしたけれども、治療について、がんの治療法ということでBNCTというのは、外科的な切除が困難な症例であったり、あるいは抗がん剤とか放射線治療が効かないと、そういういった症例に治療効果が期待をされております。BNCTというのは、これは日本発の世界をリードする治療技術でございます、海外展開も視野に入れた研究を進めているというふうな承知をしております。健康・医療戦略の中にも、関西の取組という項目がございます、その中にBNCTについても触れられております。

先ほど基礎研究から実用までといったお話もございましたし、専門の人材の確保といったことも大きな課題のようでございます。こうした課題を解決するためには、拠点整備といったことも含めて支援が非常に大事だというふうに考えます。拠点整備を含めたBNCT研究の支援についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(椎葉茂樹君) お答えさせていただきます。

御指摘のBNCTでございますが、これはホウ素中性子捕捉療法と言われますものでございまして、がんが集積する特性を持ちましたホウ素薬剤を患者さんに投与いたしまして、がん細胞に中性子を照射することによりましてがん細胞のみを選択的に破壊するという先進的ながん治療法でございます。これにつきまして、現在、脳腫瘍、また頭頸部がん等を対象とした研究が行われているところでございますが、厚生労働省といたしましては、平成二十年度以降、臨床研究や医師主導治験等の実施に対し研究費の補助を行ってまいるところでございます。

また、私どもは世界に先駆けて革新的医薬品等を、日本で早期に実用化すべく世界に先駆けて開発され、早期の治療段階で著明な有効性が見込まれる医薬品、医療機器等を指定いたしまして、各種支援による早期の実用化を目指す制度がございます。これは先駆け審査制度という制度でございますが、先生御指摘のBNCTにつきまして、この中性子発生装置及び薬剤につきまして一部のメーカーの申請をこの先駆け審査制度の対象としたところでございまして、早期の実用化を支援しているところでございます。

厚生労働省といたしましては、引き続きこのBNCTの実用化に向けた支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○熊野正士君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。次に、健康・医療戦略の項目の中に、健康・医

療分野における資金供給のための環境整備というふうなことで、官民ファンドの活用が述べられております。企業規模の違いから、医薬品、医療機器の研究開発費、これ日米格差が広がっている、こういった中で、この官民ファンドの活用が大事な取組であるというふうに思いますけれども、この官民ファンドの現在の取組状況や今後の展開などについてお教え願えればと思います。

○政府参考人(江崎禎英君) お答えさせていただきます。

官民ファンドでございますが、政府と民間企業の共同出資を通じて、政策性の高い分野にリスクマネーの供給を重点的に行うものでございます。これまでもITや新素材、エネルギー等、こうした官民ファンドを活用して民間投資を喚起したところでございます。

こうした中、平成二十五年におきまして、健康・医療分野への政策的関心の高まりに対応いたしまして、補正予算を用いて産業革新機構と中小企業基盤整備機構に二百十億円を拠出してあります。そして、平成二十六年以降でございますが、地域経済活性化支援機構も含む主要官民ファンドにおきまして、累計五十二件、千二百三十億円を支出してきたところでございます。これらの投資状況につきましては、健康・医療戦略推進本部の下に健康・医療戦略ファンドタスクフォースや次世代ヘルスケア産業協議会など関連会合を通じてフォローアップをしてきたところでございます。

今後とも、民間ファンドを積極的に活用しながら、健康重視社会を実現する産業創出に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次に、公文書管理について質問させていただきます。

公文書管理については、森友学園への国有地売却について会計検査院から報告書が提出され、問題とされた値引きのプロセスを示す書類が破棄されていて会計経理の妥当性について検証を十分に

行えない状況であったと報告されております。重要書類の保存、管理に大きな課題があることが明らかになりました。

国会の論戦の中で、総理が公文書管理に関するガイドラインの見直しを年内に行うと言及されております。ガイドラインの見直しに当たっては、先ほど言いました保存期間などについてはつきりとした対策を講じる必要があります。

公文書管理については、森友学園の国有地売却だけではなく、防衛省の日報であるとか、あるいは加計学園の獣医学部新設についてもそれぞれ課題が指摘されております。ここで、この防衛省の日報及び獣医学部新設に係る公文書管理についての主な課題を明確にしておきたいと思ひます。

まず、防衛省の日報におけるこの公文書管理の課題についてお聞きしたいと思います。あわせて、課題に対しての対策も説明してください。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答えいたします。

お尋ねの事案につきましては、主にPKOの日報という重要な業務遂行に関する文書への情報公開請求に対し、一年未満の保存期間を設定した上で、既に廃棄された又は個人情報資料として保存されているため行政文書ではないとして不開示決定を行ったことなどが指摘されたところでございます。

PKO等の日報に関しましては、防衛省において、保存期間を十年と設定し、保存期間満了後は国立公文書館に移管する等の対応を取ることとしたと承知しているところでございます。

その上で、行政文書の管理に関するガイドラインの改正でございますが、これについては検討中でありますが、現時点の改正案としまして、意思決定過程や事務事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる文書については一年以上の保存期間を設定する、保存期間を一年未満と設定することが可能な行政文書の類型を明示し、その範囲を限定する、紙文書、電子文書にかかわらず、行政文書

に該当しない個人的な職務の参考資料については職員個人の机や個人フォルダーに置くことを徹底するといったことなどを定めることとしております。

引き続き、年内のガイドライン改正に向けて精力的に作業を進めていくということでございます。

○熊野正士君 次に、加計学園の獣医学部新設に關してのこの公文書管理の課題はどこにあるのでしょうか。

○政府参考人(田中愛智朗君) 今お尋ねの事案における行政文書の管理の在り方につきましては、省庁間のやり取りについて記録を作成するかどうかの判断が不統一であること、内容が正しいか否か不明な文書が作成、保存、共有されていることなどが指摘されたところでございます。

ガイドラインの改正につきましては、未確定のものではございますけれども、改正案におきまして、政策立案や事務事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文書を作成する、複数の職員や文書管理者、相手方による確認等により可能な限り正確性を確保する、更新の過程にある文書を判別できるように文書の作成時点や作成担当を明記することなどを定めることとしていくところでございます。

また、先ほど申し上げたとおり、行政文書の保存については、個人的な職務の参考資料に關して定めるということにしております。

こうした内容のガイドライン改正に向けて作業を進めてまいりたいと存じます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

今、今回、防衛省の日報問題、また加計学園獣医学部新設に關する公文書、行政文書の管理の課題と対応策ということについて御答弁していただいたわけですが、そのガイドライン、公文書管理に關するガイドラインということに關して言うと、私自身思うのは、三つ観点があるのかなと思っております。一つは公文書の作成に關すること、それから二つ目にはその作成した文書を

どう整理するのかということ、そして三つ目はそれをどういうふうな形で保存をしつかりしていくのかと、こういった三つがあるかと思っております。

この公文書の作成、整理、保存、この三つの観点の上から、ちよつとも一度公文書管理の課題と対策ということについて分かりやすく説明していただければと思います。

○政府参考人(田中愛智朗君) ガイドラインの改正につきましては三つに整理して御説明をいたしますと、文書の作成につきましては、政策立案や事務事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文書を作成する、複数の職員や文書管理者、相手方による確認等により可能な限り正確性を確保するということを定めるということとなります。

次に、行政文書の整理につきましては、意思決定過程や事務事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる文書については一年以上の保存期間を設定する、保存期間を一年未満と設定することが可能な行政文書の類型を明示し、その範囲を限定する、更新の過程にある文書であるか判別できるように文書の作成時点や作成担当者を明記することなどを定めるということでございます。

そして、行政文書の保存につきましては、紙文書、電子文書にかかわらず、行政文書に該當しない個人的な職務の参考資料に關して、先ほど説明したような定めをするということでございます。

年内のガイドライン改正に向けて作業を進めるとともに、各府省職員向けの研修の充実等を図るなど、公文書管理の質を高めるための取組を進めてまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次に、地方創生についてお伺いしたいと思います。

日本は人口減少社会に突入をして、著しい少子高齢化の中で、東京一極集中にもなかなか歯止めが掛からない状況で、地方創生のための施策はいろいろと実施はされているものの、まだまだ効果が目に見えるところまでは行っていない印象であ

ります。

地方への支援としては大きく三つあるというところで、地方創生版の三本の矢ということですが、情報支援の矢というのと、それから人材支援の矢と、そして財政支援の矢と、この三本の矢ということでございますが、このうち財政支援の矢ということについて言うと、地方創生関係の交付金があります。また、地方財政措置としてまち・ひと・しごと創生事業費、さらに企業版のふるさと納税、こういった活用をした応援税制があるわけです。

今日は、この中の地方創生交付金というのについてお尋ねしたいと思っております。

平成二十六年の補正予算から始まって本年度の二十九年度本予算にも計上されておまして、交付金の対象となる地域再生計画の認定件数が本年十一月七日時点で全国で五千九百九十件と聞いておりますが、平成二十八年に地域再生法が改正をされて、自治体の自主的、主体的な取組でRPIの設定とPDCAサイクルを組み込んだ先導的な事業を特に支援するというふうに承知をしております。

また、地域再生のためには民間の力が必要不可欠だといったような議論もあって、そうした中、来年度予算にも一千億円を超える概算要求盛り込まれているわけですが、この地方創生推進交付金を活用した地方公共団体の取組を今後どのように支援していくのかということについて、大臣の御所見をいただければと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 地方創生推進交付金は、それぞれの地域の課題を踏まえて策定された総合戦略に基づいて、地方公共団体の自主的、主体的な取組を幅広く対象として支援をしてきたところであります。

例えばということですが、大阪府の泉佐野市、青森県弘前市、石川県加賀市の三市が共同して、若者の無業者、職に就いていない方ですね、の自立やシングルペアレントの就労等の支援に取り組む都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ

事業については、地方における安定した雇用と地方への新しい人の流れを創出する先導的な事業であり、本交付金制度により昨年から支援をしているところであります。

来年度においても、引き続き交付金の総額確保に努めるとともに、地方の要望を踏まえた運用の更なる改善に努めてまいりたいと思っております。

あわせて、周知を図ることが大切だと思っております。先ほど御質問がありました、セミナー等を通じた制度の周知、効果的な事業実施に資するガイドラインや事例集の作成、そして、本年度、高知や青森で二週間実施をしてみたいんですけど、サテライトオフィス、こちらから出かけて皆さんの考え方、御要望をしつかり聞きましようとしてその方法についても協議をしてみようというふうなアウトリーチ支援なども、今後とも、熱意を持って地方創生に工夫して取り組む地方公共団体の取組を支援してまいりたいと思っております。

委員がお話のように、民間が元気にならないと駄目なんです。行政はあくまでもグラウンドキーパーの役割、そして、そのグラウンドの下にしっかりと民間の方に活躍してもらうという趣旨の下にしっかりと頑張つてまいります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次に、稼げるまちづくりについて伺いたいと思

大臣の所信の中で、稼げるまちづくりというふうにございました。地域再生のポイントには稼げるまちづくりであるといった議論もございまして、内閣府が掲げるこの稼げるまちづくりについて御説明をお願いいたします。

○政府参考人(青柳一郎君) お答えいたします。

地方創生の実現に向けまして、地方都市において地域の稼ぐ力、それから地域価値の向上を併せて図るということでまちづくりを進めていくという、これを稼げるまちづくりと称しまして、昨年の六月にまち・ひと・しごとの創生基本方針で閣

議決定した中にも位置付けておるところでございます。町ににぎわいと活力を生み出し、民間投資の喚起、また所得、雇用の増加などにつなげていくことが重要であると考えております。

例えば、具体的な優良事例としては、兵庫県篠山市におきまして、城下町を一つのホテルに見立てて、官民連携して古民家等を活用して宿泊施設やレストラン、カフェ、工房などを配置すること、町中に新たな事業や雇用を創出して若者の地方回帰に寄与している事例などがございます。

内閣府では、こうした稼げるまちづくりの百の優良事例につきまして、本年三月に事例集取りまとめて公表しておるところでございます。今後は、こういった事例集なども活用して、地方自治体あるいはまちづくり会社、商工関係者等を対象としてセミナーを、今年度も三回予定しておりますけれども、周知を図りまして、また、推進交付金の活用も含めて関係府省とも連携して稼げるまちづくりの取組が全国で進められるように取り組んでまいりたいと考えております。

○熊野正士君 地方創生に関して、地方大学への支援について伺いたいと思います。

梶山大臣は、先日の所信で、きらりと光る地方大学づくりと、進めてまいりますと述べておられます。先ほど岡田委員の方からもいろいろと質問ございましたけれども、このきらりと光る地方大学、とてもいいキャッチフレーズだと思いますけれども、総理も、衆議院の予算委員会で、地方大学のための交付金制度を設立すると答弁をなさっております。この地方大学に光を当てた支援についてお教え願えればと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) この十五年間で地方の若者、十五歳から二十九歳までを若者としますと、五百三十二万人減少いたしました。また、東京圏への転入超過数は近年十万人を超える規模で推移をしております、そのほとんどが若者であります。

地方創生の開始から三年たちますが、この流れにいまに歯止めを掛けられていない現実がございます。

います。若者こそが地方の活力の源泉である、そして、その地域地域においてバランスの取れた世代的構成こそがやはりその地域の活力の源になるものだと思っております。若者が将来に夢や希望を持つことができる元氣な地方の創生に国を挙げ取り組んでまいりたいと思っております。

そのために、地方公共団体の長がリーダーシップを発揮して、産官学の下に地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成に本気で取り組む地方に対して、重点的に支援をするための新たな交付金の創設について今検討をしているところであります。

こうした取組により、先端科学や観光、農業といったそれぞれの分野で、日本全国からだけでなく、世界中から学生が集まるようになりと光る地方大学づくりを進めてまいりたいと思っております。現に取り組んでいるところもあります。そこにはまた更なる支援をして、更に磨き上げてさらにと光るような大学にしていきたいと思います。

○熊野正士君 確かに地方の大学に行くと、一生懸命頑張っているんだけれども、なかなか予算的にも厳しいというふうなところもございまして、是非そういった地方大学に支援していただきたいと思いますように、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、ギャンブル依存症について質問をさせていただきます。

今年の九月二十九日にAMEDの調査結果が発表をされました。今回の調査では面接の調査も実施をされておまして、ギャンブル依存症に対して社会的な関心が高まる中、ギャンブル依存症の実態把握をする上で貴重な調査であるというふうな思っております。

ギャンブル依存症になると、もう二度と手を出さないと決意をしてもまたやってしまう、あるいは、家族ともうしないと約束をしても、結局ギャンブルから抜け出せず、自分も家族も不幸になってしまふ、そういったギャンブル依存症の実相を

しっかりと踏まえた上で、実態を把握した上で対策を講じなければならぬというふうに思います。今回実施されたギャンブル依存症のこの調査結果について、その意義を説明していただければと思います。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げます。

国内のギャンブル等依存に関する疫学調査につきましては、国立病院機構久里浜医療センターの研究班におきまして、全国三百地点の住民基本台帳から無作為に対象者一万名を抽出し、世界的に最も多く用いられているギャンブル等依存の簡易スクリーニングテスト、SOGSというものです。これを用いて調査対象者全員に面接調査を行い、平成二十九年九月二十九日に中間取りまとめが行われたものでございます。

その結果につきましては、まず、過去一年以内のギャンブル等依存が疑われる者の割合は成人の〇・八％であり、成人人口に換算した場合は約七十万人と推計されます。このうち最もお金を使ったギャンブル等はパチンコ、パチスロであり、成人の〇・七％と推計されます。また、生涯を通じてギャンブル等依存が疑われる者の割合は成人の三・六％であり、成人人口に換算した場合は約三百二十万人と推計されます。このうち最もお金を使ったギャンブル等は同じくパチンコ、パチスロであり、成人の二・九％と推計されます。

○熊野正士君 今報告にありましたように、ギャンブル依存症の中でパチンコの占める割合が極めて高いというふうなことかと思っておりますけれども、そうした意味ではパチンコによる依存症対策が最も優先されるべきと思われすけれども、この具体的な対策についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(山下史雄君) パチンコへの依存問題に関する相談機関の報告書によりまして、相談者の七割以上が月に五万円以上の遊技料金を支出をしております、これは一般の遊技客と比べて相当高い割合でございます。また、月に五万円以

上の遊技料金を支出している者の六割以上が借金を抱えておりますことから、この月五万円以上の遊技料金の支出というのが依存問題を引き起こす遊技の一つの目安になるのではないかとというふうな考えております。

一回の遊技で少なくとも五万円に相当する程度の遊技の獲得が可能である、こういう期待が、五万円程度の負け額が累積している場合であつてもなお遊技を続ける動機の一つになっていると思われす。

そういうことが推認されますことから、今回、国家公安委員会規則を改正をいたしまして、一回当たりの平均的な遊技時間である四時間におきまして、出玉の上限を遊技球の増加分で一萬二千個、四萬八千円相当、これ五万円を下回るようにすると、こういうことでございます。出玉率を一・五倍と規制を強化することとしたものでございます。また、あわせて、一時間及び十時間の出玉規制の基準につきましてもこの四時間基準と同程度の厳しさとするとして、遊技機の出玉性能を改正前の三分の二程度に制限することとしたものでございます。

○熊野正士君 一応、出玉規制を根拠を持ってやっているということでもよろしいでしょうか。これ、パチンコ業界が自主的にやっているということでもよろしいんでしょうか、出玉規制。

○政府参考人(山下史雄君) 今ほど御答弁申し上げましたのは、私どもの国家公安委員会規則で出玉を規制するというものでございます。

今先生お尋ねの業界における自主的な取組、これは大変大事でございます。現在、パチンコ業界におきましては、依存問題を抱える人等への相談の対応、また本人、家族申告による遊技の制限、また営業所における更なる依存防止対策などに取り組んでいるところと承知をしているところでございます。

先ほど御答弁申し上げました出玉規制と、そして今御答弁申し上げました業界における自主的な取組、様々な依存防止対策、これを相まって総合

的に推進することが肝要であると承知をしております、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

ギャンブル依存症でパチンコの占める割合は非常に高いということでございますので、先ほどおっしゃっていただいた出玉規制だけではなくて、いろいろな相談体制の確立であるとか、そういったこともしっかりと力を入れていただいて、どうか実効性のある対策を講じていけるように今後とも力を注いでいただきたいということを強く申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○矢田わか子君 民進党・新緑風会の矢田わか子です。

本日は、まずサイバーセキュリティ対策について伺いたいというふうに思います。

我が国の行政機関や企業、あるいは通信、交通など社会インフラに対するサイバー攻撃は今や日常的に行われており、政府もサイバーセキュリティ基本法にのっとりサイバーセキュリティ戦略を打ち立てられて対策を講じておられますが、攻撃を撃退するまでには至っておりません。とりわけ、金融機関や社会インフラに対するサイバー攻撃は産業活動等国民生活に深刻な影響を与えるものであって、一層の対策強化が求められます。

特に最近では、NHKでも特集が組まれたんですが、IoT家電を使ったサイバー攻撃が拡大している実態が明らかになっています。一般の人が買ったIoT家電、パソコンとか見守りのカメラとか、若しくは外からコントロールできるエアコン、掃除機、こういったものが、本人が知らない間に他人に乗っ取られてサイバー攻撃に使われるというような実態であります。

IoTは本来、第四次産業革命の主要な技術であって、今後もIoT家電は社会の利便性に貢献するために開発をされていくというふうに思われますし、そういうことが市場でも期待されているはずだと思います。ところが、こういうIoT家電

電を使ったサイバー攻撃がこれ以上広がっていくと、今後消費者心理が落ち込む事態も想定されます。

優先的な対策を講じるべきであると考えますが、まず内閣府のサイバーセキュリティ対策本部、本年度新しく一億九千万円の概算要求をされておりますが、その具体的な内容と対策について教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 御指摘のとおり、IoT家電を使ったサイバー攻撃、これを防ぐということ、いわゆるボット対策というのは大変大切なことであると、こういうふうにも思っております。

平成三十年度予算概算要求におきまして、このIoT機器のセキュリティ対策に必要な経費として一億九千万円、これを要求をしているところでございます。

その中身についてという御質問でございますが、具体的には、一つは、インターネットに接続されるIoT機器の接続の状態を調査するシステムの運用費、そして、その調査に基づきましてIoT機器のセキュリティ対策の実態を分析するための専門家の人件費等がその中身でございます。

このIoT機器のセキュリティ対策につきましては、本年七月にサイバーセキュリティ戦略本部におきまして決定いたしました中間レビューにおきましても、その対策を加速すべき課題であると、そういうふうに取り上げているところでございます。政府といたしまして、引き続き関係省庁と緊密に連携を図りながら必要な対策を講じてまいりたいと思っております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

日曜日の日経新聞の一面にも、中央省庁のホームページの脆弱性についての指摘の記事が出されました。中央省庁三十七機関のうち、サイト全体の暗号処理をする常時SSL化を終えているのは、何と内閣官房、国家公安委員会など僅か九機関のみということで、残る二十八機関は暗号化は

一部にとどまっているとあります。私も実際にグーグルにアクセスをしてみました、保護されていませんという警告が出ます。

こうした実態、どうお考えなのかということなんですが、各省庁の今後については、記事の中では準備中、検討中、完了時期は未定というふうにされているんですけれども、これは予算確保が難しく対応が遅れているのか、それとも専門の人材が不足しているのか、いずれにしても、早く迅速に動かなければ国が発信する情報の信頼性が揺らぎかねないというふうに思います。担当の大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) これまた御指摘のとおり重要な点でありまして、政府機関のウェブサイトが、利用する際に、その通信内容が第三者によつて改ざんをされたり、あるいは成り済ましをされるという、そういうおそれがございまして、それを防ぐことが重要であります。

政府として、今年の七月に、各府省庁及び独立行政法人等に対して、改ざん、成り済ましをなされないように暗号化の対策を進めるよう既に指示を行っているところでございます。これに加えて、政府機関が取るべき情報セキュリティ対策を定めた統一基準、これにおきましても、対策の義務化を規定する予定となっております。

各府省庁等に対して、早期に対応するよう引き続き指導をしております。

○矢田わか子君 早期の対策をよろしく願います。

こうしたサイバーセキュリティの対策については、内閣府の戦略本部がコントロールセンターとなつて、各省庁がそれぞれの分野での予算を確保し、対策を講じておられるわけですが、やはり予算の効率的な執行を考えると、人材育成や研究開発、あるいは民間のセキュリティの専門家の活用などにおいて、横断的であり連携を取られた方がいいのではないかとと思われる分野もあります。少ない予算でより大きな効果を上げるためにも、今後のその横断的な施策について御見解

を伺いたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) これまでの取組を少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、予算につきましては、政府において、平成二十七年一月にサイバーセキュリティ戦略本部を設置いたしました。以降、サイバーセキュリティに関する予算をいたしまして、二十八年度は五百七十億五千万円、二十九年度は五百九十八億九千万円を措置したところであります。平成三十年度の予算概算要求におきましても七百二十七億五千万円を計上しております。

そして、先生の御指摘のように、平成三十年度予算案の概算要求に向けまして各省庁それぞれ関連で要求をいたしますので、その要求に当たつて基本的な考え方、あるいはこの重点化を図るべき分野というのについて関係省庁にお示しをしているところでございます。

また、予算とともに大切なのは人材の確保であると思っております。平成二十八年四月に各府省庁にセキュリティ対策を担う専門の指揮官となりますサイバーセキュリティ・情報化審議官等を設置いたしました。当該審議官等の主導の下、各府省庁におけるサイバーセキュリティ人材の採用、育成、これを計画的に推進しております。平成二十九年年度において政府全体で約八十人の増員を行ったところでございます。

例を挙げますと、内閣サイバーセキュリティセンターにおきましては、国家公務員のみならず、サイバーセキュリティに精通をした学識経験者や民間事業者等からも専門性を有する職員を登用するなどして、平成二十九年十二月現在、約百八十名の職員がその任に就いております。サイバーセキュリティ戦略本部が設置された二十六年度に比べて約百人の増加となっております。

引き続き、政府全体といたしまして、必要な予算、そして人材の確保等、サイバーセキュリティ対策を強化してまいりたいと思っております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

○矢田わか子君　ありがとうございます。

何よりも生産性の高い仕事を、付加価値の高い仕事を生み出すためにも、きちつとワークとライフのバランスが取れた政策、是非とも進めたいだきたいと思います。プレミアムフライデーとかいろんな政策打たれていると思いますが、実効性が高まるものについてお取組の強化をお願いしたいと思います。

続いて、労働時間の方についてお伺いしたいと思います。

政府として、来年の通常国会に働き方改革関連法案を提出され、その成立を目指すとしており

ついでには様々な懸念が出されております。特に時間外労働の上限規制の問題というのですが、三つの要件のあるうちの二つ、休日労働を含め一か月百時間未満などの限度時間が設けられるということになっております。この規制については、一か月百時間という時間外労働が過労死ラインであったことから大きな議論を呼んでおります。実際の労使による三六協定締結においては、この上限に張り付くことなくこれを下回る協定などとなるように行政としても様々な対策を講じて

特に下請関係にある企業やシステム開発などの業種では、取引慣行による長時間労働という大きな壁が立ち塞がっております。例えば国の関係でいえば、いろんな診療報酬の改定、これ一つの例ですけれども、それが病院のシステムの改定につながっていくためには早く本当は診療報酬の改定を決めていただかないと次の仕事ができないんです。

すが、どうしても二月下旬から三月になる。そうすると、四月一日に間に合わそうと思うと、三月中はもう毎日徹夜のような状態で働かなければ間に合わないというふうな、こんな慣行が行われているということであります。

きたいという御要望であります。

○大臣政務官(田畑裕明君) 今、次期国会に向けて法案の準備をしているところでございますが、九月十五日に労働政策審議会で答申いただきました法案要綱において、時間外労働の上限は原則として月四十五時間かつ年三百六十時間と法律に明記することとしており、それを踏まえて法案を策定する方針でございます。

その上で、臨時的な特別の事情がある場合に該当すると労使が合意をいたしましたも、上限は年七百二十時間であり、その範囲内において、複数月の平均では休日労働含んで八十時間以内、単月では休日労働含んで百時間未満、また、原則として延長時間を超えることができる回数是一年について六か月以内に限りとしており、これらに違反する場合は罰則を科すこととしたしております。これは、実効性があり、かつ、ぎりぎり実現可能な水準として労使が合意形成した内容であり、合意に沿って法制化を、法定をしようとしているものでございます。

さらに、三月に連合と経団連の間で交わされた労使合意では、上限時間水準までの協定を安易に締結するのではなく、月四十五時間、年三百六十時間の原則の上限に近づける努力が重要であることが合意されております。

これを踏まえ、法案要綱では、可能な限り労働時間の延長を短くするため新たに指針を定めることとし、労働基準法に根拠規定を設けることとしたしております。これにより、行政官庁が使用者及び労働組合等に対し必要な助言、指導を行えることを予定しているところでございます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。的確な御指導をよろしくお願い申し上げます。

もう一つ大きな懸念として、裁量労働制の拡大があります。企画業務裁量労働制の対象に、一つ目に課題解決型提案営業、そして二つ目には裁量的にPDCAを回す営業が追加されるということなんです。定義が極めて曖昧なために多くの営業職が裁量労働の対象となり、みなし労働時間を

超える長時間労働を強いられる懸念が出ております。そもそも、裁量労働制については、その労働実態が余り明らかにされていないという現状があります。

電機産業の労働者を対象とした生活実態調査を行いました。今日、資料三をお配りしております。裁量労働制の適用を受けた労働者への調査をしたところ、裁量労働の勤務者の方が通常勤務者よりも時間外労働時間が長くなる傾向にあることが分かりました。さらに、この表にあるとおり、約一〇%の労働者、裁量権はほとんどないと回答し、また、裁量労働制においていわゆる時間外労働に当たるものが月に約五十時間以上を超えてしまうと、働く労働者の約八割が今の働き方が続くと体がたない、体力がたないと答え、六〇%の方は今の働き方では心の病になると回答しています。

裁量労働制、そもそも制度導入の目的を逸脱した運用によつて過重労働を助長しがちであり、柔軟な働き方につながっていないことが見受けられます。労働の現場においてきちんとこの実態を把握した上で制度の改定を行っていただきたいと思いますが、来年のこれは通常国会で本格的な議論になると思いますが、もし今の時点で政府の方で見解があればお願いをします。

○大臣政務官(田畑裕明君) 御質問で、裁量労働制の件についてのお問合せだったかと思いますが、この見直しに関しては、高度な知識、技術を持つ専門職や企業の中核で企画業務などを行う方など、創造性の高い仕事に就く方の自律的に働きたいというニーズに応え、意欲と能力を十分に発揮できるよう働き方の選択肢を用意するものでございます。

その上で、健康を確保するための様々な措置も講じようとしているわけであります。具体的には、その対象となる方について客観的な方法による労働時間の把握を義務付けるということ、二つには、労使同数から成る委員会の五分の四以上の多数で決議をした健康確保措置を必ず実施させる

ことを定めようとしているところでございます。これらの内容を盛り込んだ法案要綱については、九月十五日付けの労政審、労働政策審議会からのおむね妥当と認めるとの答申をいただいたところでございます。

厚生労働省といたしましては、審議会の答申を踏まえ、速やかに法案を国会に提出すべく準備を進めさせていただきたいと思っております。

○矢田わか子君 今、労働基準法、八本を一本に束ねて議論をしようというふうに進められているとお聞きしておりますが、一本一本その意味合いも持つ意義も全く違っております。是非とも丁寧な議論をこの場でも政府の皆様へ御要請をしておきたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、可処分所得の低下と消費の低迷についてお伺いしたいと思います。

経済が今日に至っても完全にデフレ状況から脱却できない要因の一つは、消費の伸び悩みにあると言われています。この原因については、日常商品の価格の低下やネット通販の拡大など様々な主張が行われておりますが、私は、とりわけ給与所得者の実質可処分所得の伸び悩みが一つの大きな要因になっているのではないかと考えております。つまり、幾ら春闘で賃上げを要求して、それが実現したとしても、税や社会保障料の負担増によつて実質的な可処分所得が低下し続けるという実態があります。

資料四を御覧ください。総務省の家計調査から可処分所得と税、社会保障料の負担の推移を表したものであります。若干の変化はあるものの、勤労者家計の可処分所得の低迷状況は何ら変わっていないということが読み取れると思っております。

このように、消費に関しましては、これを牽引する中間層がなかなか家計の収支を改善できていないという状況が推測できますが、さらに政府は、来年度の税制改革において、中所得者層をも対象に含めた所得税の増税を図ろうとされています。本

にしたいと思っております。

また、この可処分所得に関し顕著な事例として指摘をしておきたいのが、一つに健康保険組合における保険料の引上げであります。資料五を御覧ください。その実態がよく分かります。毎年毎年伸び続け、この十年間で年間の保険料は十万円はば上がっております。

この背景には、健康保険組合の高齢者医療制度への支援金、納付金の負担増があります。組合員は、納めている保険料のほぼ半分これらに充てられ、結局、健康保険組合の財政を維持するために保険料が引き上げられていくという、そういう追いかけていくというわけでありまして、

さらにもう一つ指摘されている問題は、所得制限の問題であります。世帯所得によつて児童手当が減額になったり、若しくは保育料を払う額が増えたり、子供の医療費の免除が適用除外とされたり、家計への負担の軽減措置が失われることによつて、このことで儉約志向が強まり、購買意欲が失われていくというような実態にもなっているかと思っております。

このことについては是非、御見解があればお聞きしたいと思っております。担当大臣、お願いします。

○国務大臣(茂木敏充君) 矢田委員の方から大変重要な御指摘いただいたと思っております。

まず、事実関係から申し上げますと、給与所得者の可処分所得につきまして、委員御指摘の総務省の家計調査を見ますと、二〇〇〇年には月平均五十六万円の収入に対して、税、社会保障料負担が九万円の程度で、それを除いた可処分所得は四十七万円の程度でありましたが、その後、収入の伸び悩みとともに可処分所得は低下傾向で推移をいたしまして、二〇一一年には収入が五十一万円に低下しまして、その結果、可処分所得は四十二万円程度となっております。その後、賃金の増加とともに可処分所得に一定の改善が見られまして、二〇一六年は五十三万円の収入に対しまして税、社会保障料負担が十万円程度、可処分所得は四十三万円程度となっております。

ちなみに、委員の提出していただいた資料の二〇一六年のやつですか、この資料の四になるのかもしれません。この資料四の二〇一六年の社会保険料比率、一〇・〇〇％と書いてありますが、多分ミスブリだと思っています。正確な数字は一〇・六八％になっていると、このように理解をいたしてあります。

いずれにいたしましても、可処分所得の増加を目指しますのは、委員御指摘のように、社会保障の効率化などの歳出改革によって負担増を抑制していくと。我々はこれまで、社会保障の自然増、六千四百億、六千三百億、これを結果的には五千億に抑制すると、こういった施策も取ってきておりますが、これと同時に、過去最大の企業収益、昨年は七十五兆円と過去最大になっているわけですが、これを更なる賃上げに向かわせることが重要だと考えておまして、予算、そして税制、さらには規制改革と、あらゆる政策手段、これを総動員いたしまして、そのための環境整備を進め、今月上旬にも取りまとめる政策パッケージ、ここに反映をさせたいと、このように思っております。

ちなみに、この可処分所得、年齢層別に見ますと、高齢世帯では可処分所得が中長期的に低下する一方で、三十九歳以下の若年層ではおおむね横ばいで推移しております。ただし、可処分所得のうち消費に回す割合がどれだけかと、消費性向と、これが極めて重要でありまして、この消費性向で見ると、六十から六十四歳が九四・一％、六十五歳以上が八二・三％なのに対して、三十九歳以下で見ると六五・三％と、本来であれば様々な消費ニーズ、これがあるにもかかわらず、子育てへの負担、これが大きいために、二十代、三十代の消費性向、これが低くて、しかも三十年のスパンで見てもやはり二十代、三十代の消費性向が低下している、これが極めて大きな問題である、このように思っております。このため、人づくり革命と。この中では、教育負担、特に幼児教育の負担軽減、無償化、こ

ういったことを進めることによりまして、子育て世代が持つておりますこういった子育ての負担への不安、こういったものをしっかりと解消していきたい。

同時に、働き方改革の中で、同一労働同一賃金、これを実現することによって正規と非正規の所得格差を解消する、そして、若年労働者も将来に明るい希望が持てるようにすることによって中間層の厚み、こういったものをしっかりと増していきたい、このように考えております。

○矢田わか子君 茂木大臣、是非とも特命担当大臣として、消費税をどう使うのかということの論議だけではなく、トータルパッケージとして経済が本場に再生するような、そういう施策の打ち出しをよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、少し話のトーンを変えまして、男女共同参画についてお伺いしたいと思います。

世界経済フォーラムが発表しました二〇一七年度の男女格差指数、もう大臣十分に御存じだと思いますが、日本は百四十四か国中百十四位に、特に政治の分野では百三位から百二十三位と後退しました。以前にも増して国会、地方議員への女性の議員の拡大が急がれると思います。

本年の通常国会では、超党派で提出しました政治分野における男女共同参画法案が審議未了となっておりまして。大臣中心となって進めてこれらとお聞きしておりますが、これを何とか成立させるためにも担当大臣としての御決意をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(野田聖子君) 今お話がありました世界経済フォーラムが発表した男女格差指数が下がったことは、正直とても残念です。そして、健康、又は経済、教育では頑張っている日本の女性が、ただ政治分野の成績は悪いということ、それも、調べてみますと、閣僚数とか、あとは世界的には下院の数、つまり参議院はもう二〇パーを超えて世界水準に近づいているんですけども、残念ながら私のいる参議院の方ではなかなか女性

議員が増えないということ、そういうところが強調されてランクが下がったということで、これはやはり全ての日本の女性が落ちたのではなくて、やはり政治分野に特化して改善しなければならぬということが明らかにしました。

今お話がありました議員立法に関して、超党派で議員連盟をつくっていただき、当時は民進党の中川正春先生が会長、そして私が幹事長ということで、全党入っていた、選挙前に全党入っていた中で議論していろいろ案をまとめてきました。今お話があった法案、廃案になってしまったのは、実は全党で出したものではなくて、野党の皆さんが先にお出しになったものでございまして。でも、その後また議論を開いて、やはりこれは与野党で対決する話じゃなくてみんなまとめていこうということでもう一度議論が開かれて、結果としてバージョンアップというか全党が納得できる内容を作り、それを各党諾つて、その全ての政党が党内手続を取ってできた中身があります。

ですから、廃案になったとはいえ、次なる法案が用意されていて、速やかに委員会の方にお諮りいただければ、各党の調査は終わっているということで、法案の成立が可能になるのではないかと思います。

いずれにしても、政策、政治の中に多様な意見、多様というのをおかしいですが、この国では男女が半々生きているわけで、それを反映するのが政治で、その中で政策をつくるのであればやはり五分五分が本来あるべき姿なんですけれども、依然足りていないということを考えると、やっぱり一人でも多くのまずは候補者を各党が立てていただくこと等に取り組んでいただければと思っています。

私たちの方とすると、そういう各政党に對しまして、女性の候補者を一人でも多く立てていただきたいというポジティブアクションの導入の検討なんかを要請をし続けています。今後、これからはその法案の行方もさること

ながら、有権者の皆さんにも、政治は男女で分かって、やっぱり協力し合って、お互い汗をかいながら働いていく場所なんだということを理解いただけるよう取り組んでいければと思っています。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

一方で、行政における男女共同参画の機運の停滞について懸念をしております。

最近、男女共同参画に關し、それを担う行政機関や教育機関において取組姿勢が後退しつつあるのではないかと、いふような懸念がござっております。男女共同参画基本法、できても二十年近くになりますけれども、この目的である男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会と、このに照らし合わせれば、本当に共同参画は進んだのかということでもあります。

例えば、雇用の場において、女性の活躍法、均等法等も後押しをしてやっていることは事実ですが、けれども、中小企業ではまだまだ道半ばという御意見もあります。また一方で、社会、地域の活動を見ても、相変わらずPTAは女性中心、育児休業の取得率から見ても男性の育児参画は大幅に遅れていると言わざるを得ません。

にもかかわらず、今回の行政における組織の改編は、例えば文科省、組織改編で男女共同参画学習課を廃止し、学習室へと格下げの位置付けをされる予定になっていることや、自治体においても男女共同参画課のほかの部署への再編等が行われる予定になっております。

こうした国や行政の動きは社会一般それから企業なども様々に影響を与えますので、こうしたことに対する懸念について大臣はどうお考えか、時間来ましたので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(野田聖子君) 男女共同参画社会というのは、今政府の方で取り組んでいる人づくり革命とか生産性革命というのがありますが、これは近未来の力強い日本を取り戻すための政策でありますけれども、その大前提というのは、この国がやっぱり男女共同参画社会であるということが必須だと思っております。大きな理念ですので、それを

フェードアウトさせることなく常に心掛けていくのが私の、そういうところに私が注意をしていくのが役割だと思っています。

御懸念の文科省の件ですけれども、私も各方面の女性から御連絡をいただいております。存じております。文科省においては、そういう懸念を持たれないようにしっかりと取り組んでいただきたいと願っています。

いずれにしても、私は総務大臣もやっていますけれども、地方にとってもこれから男女共同参画というのがある意味地方再生の鍵になってくると期待しているのは、是非、女性だけでなく、男女共にやっぱり地域で支え合っていくような共助の仕組みをつくれるようしっかりと取り組んでいくことをお約束したいと思います。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

野田大臣が思いを持って取組まれることを御期待申し上げております。ありがとうございます。

○委員長(樺葉賀津也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石井準一君が委員を辞任され、その補欠として小野田紀美君が選任されました。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

約半年、待ちに待った委員会質疑となりました。加計学園獣医学部新設の問題について質問いたします。

二〇一五年六月五日、今治市のヒアリングを行った国家戦略特区ワーキンググループに加計学園から三人が出席し、発言もしていた。しかし、公表された議事要旨には参加していたことも含めて記載がない。この問題、この国会でも審議されております。梶山大臣は、ワーキンググループの提案ヒアリングは提案者から説明を求める場であって、提案者以外は正式な出席者ではない、加計学園関係者は今治市の判断で同席させた説明補助者で、公式な発言ではないので議事要旨掲載

の対象とはならないと、こう答弁されています。ルールに従った運用であって、やましいところはないということでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 特区ワーキンググループの議事録、議事要旨は、会議の一般則に従って、八田座長など民間有識者の皆さんが決めになった運営要領など公開ルールどおりに取り扱われていると承知しております。

平成二十七年六月五日の議事録、議事要旨も全く同じであり、何ら変わることはありません。

○田村智子君 それでは、なぜ通常国会でそういう御答弁をされなかったのでしょうか。

通常国会、六月十三日の私の質問議事録の抜粋、資料配付をいたしました。これ、どういう質問かといいますと、獣医学部新設するための事業者公募は、今年一月、今治市特区で行われなかった。その理由を山本幸三大臣は、今治市の提案の方が京都府と京都産業大学の共同提案よりも熱度が高いからだと言明し、その根拠の第一に教員確保を挙げた。しかし、今治市の提案は予定事業者の説明もなく、事業者でなければ教員確保はできないわけで、これ説明が成り立たないわけですね。なぜ教員確保で熱度が高いと判断できたのか、加計学園から説明を受けていたのではないのかと、こういうふうに私は質問を繰り返しましたが、山本大臣は、今治市が確保しているという、あり得ない意味不明の答弁しかされませんでした。

ワーキンググループに加計学園が説明補助員として出席し、説明補助を行いましたと、それを聞きましたと、やましいことがないのならその答弁されればよかったと思いますが、なぜそういう答弁にならなかったんですか。

○国務大臣(梶山弘志君) 専任教員の確保見通しにつきましては、二十七年六月四日に今治市等の提案資料において七十二名程度を確保と明記されておりました。これは想定される事業者候補などの意向を踏まえて提案者である今治市が責任を持って作成したものと承知をしたものであります。

す。したがって、当日のワーキンググループや八月六日の出張時など、当時は専任教員の件を含めてその今治市等の提案資料に掲載、記載された文言以上の具体的な説明をいただくことはなかったと承知をしております。

この藤原審議官は、まさに六月五日のワーキンググループに出席し、加計学園の補助説明を聞いておりました。私が繰り返して、予定事業者から説明があったのではないのか、加計学園から聞いたのなら聞いたと言えよと、ここまで質問しているのに、やましいことがないのならば、説明補助員として出席していた加計学園から説明を聞きましたと、なぜ通常国会でその答弁をしなかったのか。

○田村智子君 詭弁ですよ、というか答弁になっていないですよ。

○政府参考人(村上敬亮君) お答え申し上げます。

内閣府に、熱度が高いと判断した基になった資料は何ですか、私はこの質問の後にも説明を求めて、国家戦略特区への提案としては、六月五日のワーキンググループの資料というふうに特定をされました。まさに、加計学園が出席していたワーキンググループなわけですね。

○専任教員の確保については、先ほど大臣からも答弁がありましたとおり、今治市の提案書に七十二名の教員確保を言明しているという状況でございます。これは、行政として具体的人数にコミットした以上、実現すべき重い政治的責任が発生しているものであります。おっしゃられるとおり、市が教員を直接採用するわけではないにしても、想定する事業者の相当の確保努力が推察されるなど、信頼に足る実現可能性があるものと当時判断をしております。

会議録のこれ二ページ目、傍線部をちょっと見ていただきたいと思います。私の質問、「事業者でなければ、こんなことはできないんですよ」、「教員確保のことです」、「加計学園から聞いたなら聞いたと言えよいいじゃないですか。それ以外に答弁あり得ないんですよ。どうなんですか」と。また、これも聞いています。「今治市が確保している」と説明されたとしたら、一体どこで説明したんですか。私が見ているヒアリングでは、ないですよ、確保しているという説明は」と。

また、今治市の方におかれても、この提案書の作成に当たって様々な方と議論をされるということとは通常行われていることでございまして、まさに最終的には制度上、公募によって事業者が決することが明らかな制度である以上、私どもとしても先に加計学園に確認をするということではなく、あくまでも今治市が御提案された資料と数字の中でその信頼性と具体性を議論すると、こういうことで判断をさせていただいております。

○田村智子君 あのね、今の国会では皆さん補助員で出席していると答弁しているじゃないですか。何で通常国会ではそのことが答弁されないのかと聞いているんですよ。事業者から聞いたんじゃないのかと私は聞いているんですよ。予定事業者から。聞いていたんですよ。聞いていてや

担当者、どうなの、そういう説明があったのか。今治市がこれこれこういう人を確保していますと、そういう説明があったんですか。藤原審議官、どうなんですか。藤原審議官の答弁、「今治市を一義的に私どもヒアリング対象にしておりまして、今治市が事業者候補の方々様々な御議

明らかなに思っています。」と。

あくまでも今治市が御提案された資料と数字の中でその信頼性と具体性を議論すると、こういうことで判断をさせていただいております。

ましいところがないんでしょう。そのことを説明するのは当然のことじゃないですか。

○政府参考人(村上敬亮君) 教員の確保の数字について説明をいただいたのは、提案者の今治市でございます。今治市が責任を持って出している数字を我々は信用して議論をしてございまして、それ以上でもそれ以下でもないと同時に、それ以外の説明を説明補助者から聞いてもございせん。

そういう意味でも、加計学園から直接そういった話を聞いていない以上、国会の中でもお答えをする必要がなかったという判断で言及をしていなかったものと承知をしてございます。

○田村智子君 じゃ、六月五日の日にワーキンググループで加計学園来て説明したということを皆さん認めているんですから、何の説明したんですか。

○政府参考人(村上敬亮君) 教員の確保の人数につきましては、繰り返しでございますが、今治市が資料とその資料の説明を通じて説明をしているものでございまして、あくまでも説明補助者として専門的な内容の補足等を行ったものと推察をされますが、その詳細につきましてはもう記録がございまして、ここで詳細をお答えすることは難しいという状況でございます。

○田村智子君 それ分らないんだったら、教員確保について説明してないなんてこと言えないじゃないですか。教員確保について説明してないんですか。

○政府参考人(村上敬亮君) 繰り返しで恐縮でございますが、教員確保の数字につきましては、資料も含め、今治市から提案者としての御説明を伺っているという状況でございます。

○田村智子君 もう論理破綻なんですよ。今治市は確保できないんですよ。だから、事業者から聞いたんでしょと聞いているのに答ええない。

でも、これだけじゃないですよ。ワーキンググループで加計学園から説明聞いただけじゃありませんよね。十一月二十七日、衆議院予算委員会、

自民党の菅原議員の質問に対して、内閣府は、二〇一五年八月六日、問題のワーキンググループの二か月後、今治市からの紹介で岡山理科大の現地に訪問したと答弁をしています。

これは、資料を求めましたら、藤原審議官が訪問しているんですよ。今治市の獣医学部新設の提案について加計学園から直接説明聞いたということじゃないんですか。

○政府参考人(村上敬亮君) お答え申し上げます。

先般お答え申し上げたとおり、二十七年八月六日、岡山理科大に訪問しているのは事実でございますが、これはその年の六月末に閣議決定をいたしました成長戦略のフォローアップを行うため、これも国会で御説明していますが、今治市に御訪問した際、午前中の半日の時間が前用務地からの都合上も無理なく行けるということで、今治市の紹介を受けて訪問したものでございます。

御存じのとおり、そもそも同大学は、平成十九年から二十一年までの間、今治市等が構造改革特区に対して行っていた提案に想定事業者として記載があった事業者でございます。当時、構造改革特区も担当する立場の職員がそうした過去の提案に対する経緯などを伺うとともに、成長戦略の御紹介を行い、あわせて教育現場の視察をこの行程の中で行ったということでございますが、当時は、関心のある自治体や事業者に対し、自治体ばかりでなく事業者も含めて特区制度の紹介等、積極的に行うべきとの石破大臣の方針を受け、ほかの地域等にも多く内閣府職員が同様の出張を行っているところでございます。例えば獣医学部の新設につきましても、この時期ということでも申し上げれば新潟市からも提案があったわけでございますが、二十六年七月の区域会議の際に、実際に御提案のあった事業者とも直接新潟で現地で意見交換を行うと、こういったようなことは通常行われていたと。それに倣うものであるというふうに承知をしてございます。

○田村智子君 確認しますが、獣医学部の新設について岡山理科大から、つまり加計学園から直接説明を聞いたということでしょうかいいんですか。

○委員長(榛葉賀津也君) 簡潔にお願いします。

○政府参考人(村上敬亮君) はい、簡潔にお答え申し上げます。

当日訪問したときの話し内容を確認をいたしましたところ、教育現場のキャンパスの中を視察すると同時に、過去の提案についての中身と経緯を伺ったということでございますが、特区指定を受ける前の段階のさらにそのまた事業者の提案といたしたような話については一切伺っていないというふうに承知をしてございます。

○田村智子君 それで六月五日に補助説明員で出てくるなんて矛盾していますよ。今治市の提案の補助説明員で加計学園岡山理科大が来ているわけでしょう。それでその岡山理科大に行ったというわけでしょう、藤原審議官が。だったら、この国家戦略特区の獣医学部の新設の提案について直接岡山理科大に行つて話を聞いた、簡潔に言えばそういうことじゃないんですか。

○政府参考人(村上敬亮君) 改めてお答え申し上げますが、教員確保の説明につきましては、六月五日のワーキングのときに今治市の方から伺ってございます。あくまでも、今治市の紹介を受けて、過去に提案のあった事業者でございます。日程上も無理がなかったもので、教育現場の視察ということも兼ねて往訪したということで、提案についての中身については話し合っていないというふうに承知をしてございます。

○田村智子君 じゃ、何で加計学園が補助員として、説明補助員としてワーキンググループに来るんですか。今治市の提案の説明を補助するために来ているんでしょう。事業者じゃなきゃ答えられないことを答えるために来ているんじゃないんですか。

○政府参考人(村上敬亮君) 加計学園を説明補助者としてお呼びするかどうかは今治市がお決めに

なることでございます。今治市がその中で説明を求めるものということが現場もあったかとは思いますが、教員の説明、人員確保につきましては今治市の方から御説明を聞き、資料も今治市のクレジットでいただいているというふうに承知をしております。

○田村智子君 これ、大臣にもお聞きしたいんですよ。

繰り返しになりますが、私、六月十三日の質問の中で、加計学園から直接話を聞いたんだったら、ちゃんとそれを言えはいいいじゃないですかと言ったんですよ、やましいところがないんだたら。この国会で、加計学園が認可受けちゃった後だったら、ワーキンググループに補助員として来ておりましたと答弁される。

おかしいですよ。まさに問題になっているときに今治市の補助説明者として来ておりまして、こういう答弁があつて私しかるべきだったというふうに思いますが、大臣、そう思われませんか。

○国務大臣(梶山弘志君) 内閣府として、今治市が市の御判断で様々な事業者候補の方々と様々な御議論をされた上で、市として責任のある提案をされたものと認識をしております。

○田村智子君 もう答弁になってないです。

これは、私、是非、岡山理科大訪問の記録、実際に何の説明聞いたのか、じゃ、教員のことについて何も聞いてないのか。ワーキンググループでの加計学園の発言の記録、ないなんというののは駄目ですよ。藤原審議官に記憶全部起こしてもらって、これ詳細なメモにしてくださいよ。この提出を求めたいと思います。

また、藤原豊氏が直接岡山理科大にも行っているわけですから、本委員会への参考人出席を求めます。

○委員長(榛葉賀津也君) ただいまの件につきましては、後刻理事会にて協議いたします。

○田村智子君 これ、表の舞台では私はもう加計

隠しが行われたと、こう言わざるを得ないと思います。

その一方で、加計学園は裏で動き回りました。二〇一五年四月二日は、なぜか首相官邸を今治市と一緒に訪問している。二〇一六年八月下旬には、内閣府参事であった加計学園の理事木曾功氏が当時文科省事務次官であった前川氏を呼んで、国家戦略特区の獣医学部の新設について早くしてほしいと要請する。そして、加計孝太郎理事長自ら、八月二十三日農水大臣、九月六日文科大臣、七日国家戦略特区担当大臣に次々と面会をした。

私たち国会議員だって、大臣への個別の面会非常に難しい、会っていただけない。なぜ一学校法人の理事長が、これ私、この日の質問の後ろの方で、山本大臣は、じゃ、加計理事長とお友達ですかと聞いたら、そうじゃないと言うんですね。知り合いでも何でもありません。知り合いでも何でもありません。知り合いでも何でもありません。

当時、山本幸三大臣に誰の紹介で面会できたのか、面会希望の趣旨は何だったのか、お答えください。

○政府参考人(村上敬亮君) 九月七日の面会につきましては、既に山本前大臣も御答弁されておりますが、我々内閣府の事務方を通じて面会の要請があり、これが国家戦略特区に関係するものであることから事務的に面会をセッティングしたものだというふうに承知をしております。

中身につきましてはお尋ねもございましたが、構造改革特区時代に今治市等の提案書に想定事業者として名前も記載されていたこともあり、特段、特に特化したことを言われていて会ったわけではございませんが、今治市は事業実施候補の一つとして加計学園を想定しているだろうということとは我々も推測できる立場におりましたので、他の事業者から同じようなオファーがあっても同様でございますが、国家戦略特区にある関心の事業者の一つとして意見の交換の機会を設けたということで承知をしております。

実際、想定どおり、意見交換の際には先方から獣医学部について提案をしたことの希望が伝えられたわけでございますが、これに対して大臣からはつきりと、公募によって制度上決するものであり、ルールに従って公平公正にやる旨、先方には念には念を押して強調して伝えたいということで承知をしております。

○田村智子君 で、私の前の質問で山本大臣は、このときには、安倍総理の友人であるということをやちゃんと事務方からレクを受けているんですよね。それで、加計孝太郎さんは何と言ったんですかと。獣医学部を申請しているのでもよろしくねと言われたということも私の質問の中で、通常国会の中で認めております。

非常に不自然ですよ。表で出てこないから、誰が事業者が分からないから、今治市の提案というのには本当に四条件をクリアしているのかどうか、これ詳細な検討なんかできつなかったんです。で、表で登場しない加計学園は、政治家への働きかけは積極的に行っていたと。

なぜ首相官邸を訪問できたのか、なぜ大臣に次々会えたのか、これはもう加計孝太郎氏に聞く以外にないと思います。内閣府は資料がないと言っているから。加計孝太郎氏の証人喚問も要求いたします。

○委員長(榛葉賀津也君) ただいまの件につきましても、後刻理事会において協議いたします。

○田村智子君 今日残りの時間で、ちよつと大切な問題なので、財政審の建議のことで、保育所の運営に直結する公定価格の問題に絞って取り上げたいと思います。

平成三十年度予算の編成等に関する建議、十一月二十九日に出されました。この中で、保育事業の収支状況について、保育所などの経営実態調査の結果と中小企業全産業を比較して、一般の中小企業の利益水準の平均約三%を大幅に上回る状況になっている。それで、結論として、公定価格全体を適正化する必要があると、こういうふうに

述べているんですね。

この適正化というのは公定価格の引下げを示唆しているというふうに読めますが、財務副大臣、今後引下げの方向で検討するということなんですか。

○大臣政務官(長峯誠君) 財政制度審議会の建議におきまして、子供、子育て分野についても不断の見直しに取り組み、効率的、効果的な支援とするための重点化、適正化を図っていかねければならないとの取りまとめがされたものと承知をいたしております。

保育所等の事業者全体の平均収支差率につきましては、平成二十八年度調査によればプラス九%程度となっております。ほかの業種とのアンバランスが生じていないか、あるいは公費で負担している範囲は適切などの点から検証を行い、公定価格全体を適正化する必要があるとされております。

こうした指摘も踏まえつつ、予算編成過程において関係省庁と議論をしているところでございます。

○田村智子君 これ、もう引上げなんという方向は出てくるはずなんです。これ引下げの検討を始めるということなんです。

これ、保育所と中小企業では会計基準の違いもあって、こんな単純比較できないはず。例えば、保育所の大部分を占めるのは社会福祉法人ですが、施設整備補助金を受けているので、会計上は建物の減価償却費からその補助金分というものが引かれてしまします。将来の建て替えに備えた積立てであっても、これは利益とみなされてしまうわけですね。こういう分が一体どれくらいあるのかと厚生労働省に尋ねたところ、実態は半分程度しか費用として計上されていないというふうに説明もされているんですよ。

それで、内閣府は調査もしているから、じゃ、一体どれくらい、おおむね、本当は施設建て替えのための積立てなのに、それがそうとみなされず

に減らされちゃっているのかというふうにお聞きしましたら、これ調査やっているのに答えられないと言っているんですね、ここでも。公表をするまで待つてくれと。

ですから、こちらで保育所にいろいろ問い合わせましたら、年間二百万円程度だというふうに聞いています。これは保育所の収支差率の約二%にも当たるわけなんです。つまり、建て替えなどに備えた積立金をちゃんと勘案すれば、これは全事業所や中小企業などとはほぼ同水準になると思われるわけです。

また、保育所というのは赤字にするわけにいかないんですよ、安定した運営しなければ、保育所潰れちゃったら被害を受けるのは子供たちですからね。

大臣、これ、財政審の建議、これは会計基準の違いを脇に置いたものだから、こんな比べ方はやるべきじゃないと、これ言うべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(松山政司君) 財政審の建議ですが、その基となっている調査ですが、昨年度、二十八年度に厚労省が試行的に実施したものであります。これと別に、先般、十一月十四日に、子ども・子育て支援新制度施行後初めて本格的に内閣府の方で実施をした経営実態調査がございます。

この調査結果におきましても、保育所等の収支差率は全産業平均や中小企業の平均と単純に比較すると高くなっていますけれども、公定価格の在り方につきましては、幼児教育、保育は経営の安定、継続性がほかの産業より強く求められる分野であるということ、また子供たちの健やかな育ちのために質の確保の必要性が高いということ、これらを勘案しながら検討していく必要があるとして、田村委員おっしゃるように単純に比較することは必ずしも適当でないと考えております。

○田村智子君 これ、財政審のこのお配りした資料というのは一昨年度の経営実態調査で、昨年度は、保育所、幼稚園、認定こども園とも収支差率

というのは下がっているんですよ。これは、やっぱり保育士不足がこれだけ問題になっているので、各施設で恐らく公定価格の引上げ以上に保育士の処遇改善が行われたんだということは容易に推測が付くわけです。保育所というのは、公定価格が、充てられるべき支出のうち、人件費比率は実に七六・七％に上ります。支出全体でも七割超えている。これは特別養護老人ホームよりも高い割合になるわけです。中小企業の利益水準との比較で公定価格が引き下げられる、こういうことになれば当然これは人件費そのものに影響が出るということも十分考えられるわけで、これは政府の方針とも相入れないというふうにも思います。

要望なんですけど、これ引下げの議論どころじゃないんですよ、必要なのは。やっぱり、保育士の処遇というのは全産業平均と比べていまだに月十万円低いと。その上、多忙であり、長時間勤務であり、責任も重くて、なり手が不足する、結婚や出産を機に退職してしまう方が後を絶たないと、これが実態です。

財政審の建議では、保育の受皿拡大の財源確保を理由にして公定価格の引下げの検討をやるようにしているんですよ。こんなの、タコが自分の足食べるようなものです。やっちゃ駄目です。むしろ必要なのは、この保育士の処遇や働き方を改善する公定価格の引上げだと、このぐらいの立場で私は臨むべきだと思いますが、もう一度大臣、お願いします。

○国務大臣(松山政司君) おっしゃるように、保育所等において支出する費用の中でこの人件費が占める割合、これは今回の調査でも約七七％というふうになっております。保育士などの処遇改善の取組は、この公定価格における処遇改善の加算、これも、賃金の改善計画あるいは実績報告を求めて現場の保育士などの給与にしっかり反映されるようになつております。

保育所などのこの公定価格の在り方につきまし

ては、幼児教育、保育は経営の安定、継続性がほかの産業より強く求められる分野であること、先ほども申し上げましたが、子供たちのためにも非常に質を確保する必要があるということなどを勘案しながら、子ども・子育て会議、この会議における議論、委員の御指摘も踏まえながら慎重に検討すべきと考えております。(発言する者あり)

○田村智子君 与党席からもうだというお声をいただきましたので、これはしっかり監視して、絶対に引下げの検討をさせないということでも頑張りたいと思います。

ありがとうございます。

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、今日これまでにも和田委員や白委員から質問出ておりましたが、私もまず初めに、北朝鮮からと見られる木造船の漂着事案、数多く発生しておりますし、報道も大分過熱してきておりますので、この点からお聞きしたいと思っております。

まず初めに、どれぐらいの数が起きているのかという点なんですが、先ほどの質疑の中では、具体的に由利本荘市の案件など、こういった具体例は出ていたんですが、私お聞きしたいのはもう少しと全体の数でして、どれぐらいの数が起きているのかというのをまずは教えていただきたいと思います。

○国務大臣(小此木八郎君) 先ほど十一月二十三日深夜のお話をいたしましたけれども、これに加えて十一月だけでも、その二十三日の深夜、秋田県由利本荘市において住民から一〇番の通報を受けた。これは、国籍不明の男性八名が発見されたということございまして、男性らが乗っていたと見られる木造船を発見した。もう一つは、また、十一月二十八日、これは北海道松前小島において上空から警戒をしていました道警のヘリが漂着している木造船や人影を確認し、現在、海上保安庁と連携して対応しているということ。もう一つは、これは遺体があったという話ですが、十

一月二十五日、新潟県佐渡市の海岸で木造船の一部と見られる木片や一人の遺体が発見されました。もう一つ、十一月二十七日、秋田県男鹿市の海水浴場に漂着した木造船内で八人の遺体が発見された事案。

これなどが、今四件申し上げましたけど、十一月に入ってからこのような事案が発生して、それぞれ海上保安庁を始めとする関係機関と連携しながらただいま対応しているところでありまして。

○清水貴之君 今お話しいただいたのは実際に人が見付かった、若しくは遺体という話ですが、それ以外に船だけが漂着とかも合わせるともつと数には複数件ということになると思うんですが、これも、じゃ、なぜかという話なんです、これまでの議論を聞いていて、恐らく、漁民が漁に來て何らかのトラブルで船が引き返さなくなつて日本に流れ着いたというのが、報道などを見ていてもそうなのかなと思うんですが、ただ、果たして本当にそれだけで信じてしまつていいのかというところもやっぱり思うわけです。

考えられる原因なんですけれども、船の漂着、本間に、作業員みたいな者が入ってきた可能性なども含めて、そういった可能性はないのか、若しくは脱北目的で来ているような人の中には含まれていないのか、こういったところもしっかり見ていく必要があると思うんですけれども、これ、二つちょっと質問併せてお答えいただけたらというふうに思います。

○国務大臣(小此木八郎君) まず、今調べている最中、捜査、調査、様々な観点からございまして、北朝鮮の案件というのは、この漂着案件だけじゃなくて、拉致問題を始めて様々なものがあるうかと思えます。ですから、一つ一つのことについて予断を持つてここで断言することはできませんが、例えば由利本荘市において発見された船乗組員の八名、このことについては今調査をしているところ、一貫してその八名が北朝鮮から漁のた

めに來たが船が故障して漂着したと、こう述べているということでありまして、こういったことについて繰り返し述べているということの報告を受けております。

○清水貴之君 今の由利本荘の話でしたら北朝鮮に戻りたいということを言っているということなんです、今後考えていかなければいけないのが、ちよつとこれ、もしかしたら、済みません、通告は入つていなかったかもしれないんですけど、これも想定しておく必要があるのかなと思うんですね。たまたま流れ着いてきたけれども、いや、もうこんなしんどい思いをするぐらいならもう帰りたいと、日本にいさせてくれと、ほかの国に連れていってくれみたいなことを言い出す可能性もこれは十分考えられるわけですね。そういったところも想定しておかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小此木八郎君) 今様々な調査、捜査の中で、今委員がおっしゃったことの報告は受けておりません。しかしながら、実際、亡命という報道も別のものとしてありました。これは、警察以外の省庁もございまして、例えば外務省でありますとか法務省でありますとか、ここで正確なことは申し上げられませんが、そういったところが更に判断をしていくことになろうかと思えます。

○清水貴之君 その辺も踏まえて、もちろん捜査している最中ですので全てが公にできることではないとは思いますが、ただ、やはりあの沿岸地域に住んでいる方からしたら、これは不気味な事態が起きていることなんだろうなというふうに思えます。もう突然言葉の違う人が、話せない人がとんとんと家に夜中にやつてくるみたいなことが起きているわけですね。それだけじゃ少ないのかもしれませんが、いや、本当にそうなのか。中には入ってきていて、どこか町中

で潜伏している可能性もあるんじゃないかなんということも想像し始めたら、もう幾らでもこれは想像できる案件だというふうに思うんですね。

さらに、今、報道の方も大分過熱をしていますので、私は是非お願いをしたい、求めているのは、もう政府としてはしっかりと情報提供、これを、捜査することはもちろん当然ですし、対策を取ることもこれも当然なんです、それに加えて、しっかりとこの情報提供というのも行っていたら、国民若しくは地域住民の方々の不安を少しでも解消していただきたいというふうに思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小此木八郎君) 委員のおっしゃるとおりだと思っております。

警察として、平素から関係機関と連携をして、まず日本海沿岸地域のパトロール等所要の警戒警備の実施、それと地域住民や防犯団体に対する不審者や不審物等を発見した際の通報の呼びかけ等、我が国への不法上陸の水際阻止に向けた様々な措置を講じていると承知しておりますけれども、まさに御指摘のとおり、こうした取組を徹底し、住民の安全、安心の確保に万全を期すよう、情報、通知も含めて警察を指導してまいり所存であります。

よろしく願います。

○清水貴之君 よろしく願います。

小此木国家公安委員長に関してはここまでです、質問は、御退席いただいて結構です。

○委員長(榛葉賀津也君) 小此木国家公安委員長は御退席になられて結構でございます。

○清水貴之君 続いて、国家戦略特区について梶山大臣にお聞きしたいと思います。

今日も加計学園の話が出ておりまして、やはり手続の公正さ、公平さというのは、もうこれはもちろん非常に大切なことだと思っておりますので、ここについては引き続きしっかりそれを担保するような仕組みでやっていっていただきたいと

思う一方、この加計学園の問題、一連のこの問題を見ていても、既得権益者側、既得権者の抵抗というのが、岩盤規制に穴を開けることに關しても非常に抵抗が強いというの、これも分かったなというふうに私は思います。特に今回は獣医師会です、具体的な言いますと。獣医師会からの抵抗というのは非常に強いものがあつたと。

こういったところとやっぱりしっかりと対峙をしていかなければいけないのが梶山大臣の非常に大事なお仕事になるんじゃないかなというふうに思うんですが、こういった加計学園の問題もありましたので、地方からは、やっぱりこういった問題があると自分そのスピード感が弱まってしまうんじゃないかと、こういった懸念の声も出てきているんですね。これに対して、いや、そうじゃないと、しっかりと取り組んでいくんだという、その決意を是非お聞かせいただきたいと思うんですが。

○国務大臣(梶山弘志君) ありがとうございます。

世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備を目指して、残された岩盤規制改革を進めるためにあらゆる機会を捉えて規制改革事項の追加や深掘りを行ってまいります。まずは、法令や閣議決定に基づいて、自動走行やドローンに関するサンドボックス制度の法制化にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、今般、規制改革事項の集中提案募集を行ったところですけれども、そこで募集のあつた提案も含め、自治体や民間から経済効果の高い規制改革提案があれば、これらについても一つ一つ丁寧かつスピーディーに対応してまいりたいと思っております。

国家戦略特区の透明性向上と機能強化については、民間議員の皆さんとも今話し合っているところでありまして、しっかりとその具体化を進めてまいりたいと思っております。

規制は必要があつてきたわけですが、もう時代の役割を終わっているものもある、また、弱めなくてはならないものもある。そうすることによって、新たな雇用が生まれたり、新たな産業が生まれたり、また、それぞれの地域の課題解消にもつながるものだと思っております。岩盤規制改革なくして成長戦略なしの覚悟を持って国家戦略特区の取組を進めてまいりたいと思っております。

○清水貴之君 その思いで是非やっていただきたい、国家戦略特区、最初は地域限定ですが、これも成果が出た場合はこれは全国的に広めていくという考えで、大臣、よろしいですね。

○国務大臣(梶山弘志君) 今おっしゃったように、地域限定でやってみる、その検証を含めて、今特区に認定されている十地区でやる場合もあるし、全国展開もあるということでもあります。

○清水貴之君 そこで一つ、具体的に養父市の農業特区についてお聞きしたいと思います。

養父市の広瀬市長、これは国家戦略特区の特別区域会議でこのように言っております。法人の農地取得事業です。養父で行っております。養父市だけで始まってからの半年間で四件というその事業が行われています。四件という数字だけ見たら少ないのかもしれませんが、ただ、これを全国的に見た場合には、この四件という数字が全国の自治体で広がっていったら相当数の新規就農者の実績になる、国家戦略特区は国全体の経済の再生プロジェクトだと、養父市は市の生き残りを懸けて、農業を中心に国家戦略特区に取り組み、その成果は小さくないと考えている、早急に養父市の取組の全国展開を図っていただきたい、このように広瀬市長は述べています。

こういった農業の法人化事業ですね、これについて、全国展開に関する考え方というのはどうなっているのでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 兵庫県の養父市の取組については、私自身も本年の九月に現場を視察を

させていただきました。現地では新たに十三社が参入をし、それに伴い十五ヘクタールの耕作放棄地が再生されるなど、着実に成果を生み出していると思っております。まさに全国の中山間地の課題が解消されるような、解消につながるような取組をしていると感じてまいりました。

新たに参入した十三社は、ベンチャー企業、地元の製本業者、農機具メーカーなど様々な背景を持った事業者ですが、それぞれが様々な工夫を凝らし、地元農業者と協力をして持続可能な営農を目指している、そして市場を見ながら作物も作ったりしているということで非常に印象に残っております。

また、法人の農地取得事業については、既に四社が、先ほどお話をしましたように活用しているわけですが、更に検討中の企業もいるなど着実に進みつつあり、企業が安易に撤退しないだろうとの安心感を地域住民に与え、地元農業者と企業との信頼関係を強化する上で大きな貢献をしている状況にあります。これは、市と特約を結んで契約をして、農業からやめていく、また違う使い方をしたときには市にその農地を戻すというような契約もしているわけでありまして。

九月の国家戦略特区諮問会議において、養父市の広瀬市長からも法人農地取得事業の全国展開を早急に実現するように提案があったところでありまして、内閣府としても引き続き農業関連の特例措置の全国展開に向けて積極的に検討をしているところであります。

○清水貴之君 今おっしゃっていたいたとおりの、これ決して養父市が、もちろん地域創生で、どの特区もそうだと思いますが、もちろん自分の地域がまず元気になることを目的に頑張っているわけですが、もう成果が出たものはそれはもう全国的にやってくれよという思いで、代表してやっているといるという思いを持っています地域というのは非常に多いと思うんですね。ですので、いきなり農業の法人化ですから、非常にこれはも

いろいろな難しいことあると思うんですけども、こういった意見もあるということをは是非踏まえて考えていただけたらというふうに思っています。

次が、これも地方創生の一環として、東京都心部の大学、これの定員抑制をしようじゃないかという話が出てきているというふうに認識をしていますが、東京一極集中の是正措置ということですが、現時点ではどのような制度設計を考えているのでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 今、有識者会議で議論をしていただいて、十二月中旬にその報告が出てくる予定ではありますが、近年、東京二十三区への学生の集中が進んでおりまして、今後十八歳人口が大幅に減少すると見込まれる中、今後市場原理に委ねたまま東京二十三区の定員増が進み続けると東京一極集中がますます加速しかねないこと、また、東京の大学の収容力が拡大する一方で、地方の大学の中には経営悪化による撤退等が生じ高等教育の就学機会の格差が拡大しかねないことなどから、本年六月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針二〇一七において、大学生の集中が進み続ける東京二十三区においては大学の定員増は認めない、抑制ではありません、現状維持でこれ以上の定員増は認めないことを原則とするとされているところであります。今、十八歳年齢、百二十万人いますけれども、二〇四〇年にはこれが八十八万人台になるという推計値があるわけであります、そういった中でこういうことが決定をされたわけであります。

現在、私の下で開催されている、先ほど申しました地方大学の振興及び若者雇用に関する有識者会議では、留学生の受入れなど東京の国際化に対応する場合や社会人の受入れ、リカレントです、など、東京の国際化に対応する場合と社会人の受入れなど若者の東京圏への転入超過につながるような場合には、真にやむを得ない場合は例外扱いする議論が行われているところであります。

現在、最終報告の取りまとめの検討を行っており、今後その内容を踏まえた対応をしてまいりたいと思っております。

○清水貴之君 これは地方自治体からの要請もあつての話だと聞いていますので、地方に若者というその目的、意図は分かるんですが、その一方で、こういうことをやって地方に若者が行つたけれども、じゃ、今度は、先ほど岡田委員からお話があつたとおり、学力の方です。もうそれ、ばらけさせたけれども、今度は、東京は今でも国際競争力、人が集まっていますから競争力非常に高かったのが、これがどんどん落ちてしまふと。地方に人は行つたけれども、取りあえず受け入れただけで、地方の大学がそれほどの、申し訳ないけど力がなくて、競争力それほど保てない、魅力ある大学がつかれないということになつてしまつては、日本の国力全体、学力全体が落ちていくと、これは本末転倒なんですね。

こういったところもしっかり議論してもらいたいですし、こういったところのシミュレーションといいますが、ただ単に抑制するため、抑えるため、地方に行かせるためだけにやるのではなく、それをやった結果、どこでどういいうい大学が生まれて学力がこれぐらい上がったというところまで先を見越して是非やつてほしいと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 有識者会議には東京の私大の学長なども入っております。そういった議論も今しているところであります、いずれにしても、地域の産業と連携をしながらその地域の産業に必要な人材の育成もやっていく、その結果として若者の雇用が生まれるようにしていくということも視野に入れて取り組んでいるところであります。

東京の大学のレベルダウンにつながるようには、先ほど申しました留学生の受入れ、大学院の受入れ、そして社会人教育に関してはこれは例外

とするということにしておりますので、今議員が懸念されているようなことのないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思ひますし、地方の観光であるとか農業であるとか、その地域に更に可能性のある産業のブラッシュアップにつながるような大学の取組というものをしっかりと首長さんの、例えば知事のリーダーシップの下にそういう連携ができるように後押しをしてまいりたいと思ひております。

○清水貴之君 今お話あつたとおり、確かに大学入学とともに東京、首都圏に出てくる地方の若者も多いですが、一方で就職先として東京に出てくる、こういった若者も非常に多いわけですね。ですから、やっぱり産業です、地域産業をつくるというのはこれは是非積極的に進めていただきたいと思うんです。

そういった話がある一方、私はもうこれも何回か質問させていただいていますが、全然進まないと思うのが中央省庁の地方移転ですね。こうやって大学生の皆さん方には地方に、大学には地方に地方にということを使う、企業に対して地方に行くことに対する優遇税制を使つたりして地方になるべく行つてくれみたいなことを政策を取つていながら、なかなかこの中央省庁の地方移転というのが進まない。

これは、安倍総理が掲げた地方創生の目玉政策だったはずなんです。安倍総理は地方創生の重要な施策だと当初は言っておられましたし、石破元地方創生担当大臣もまずは随分始めようというところから始まったんですが、結局、今のところ文化庁がやっと始まろうとしていて、やつと徳島に消費者庁が、まあ僅かです、という形になつていまして、大臣、本当にこれで終わつてしまふのか。

やっぱりいろいろ反対意見を言い出したら、難しいことを言い出したら、これはいろいろ出てくると思うんです。でも、政府がもうなるべく地方に皆さん行つて地方を元気にしてくださいと

言っている中で、いや、我々だけはやっぱり中央で仕事させてくれというのは、これはなかなかその思いが伝わらないような気がしてならないんです。

この辺も是非、まあ今文化庁スタートしますのでこれを見ていうことになるのかもしれないけれども、これは是非私は終わりにしてほしくないと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 今委員からお話ありましたように、文化庁、消費者庁の地方移転ということが決まっております。

文化庁は、本年七月に本格移転における組織体制の大枠や庁舎の場所、移転の時期等を決定したところであり、職員数は全体の七割を前提に、京都府、京都市を始めとする地元との協力も得ながら、二百五十人程度を見込んでおります。

また、消費者庁も徳島に開設をして、消費者行政新未来創造オフィスということで、国民生活センターと、また徳島県庁とも連携をしながら新たな取組が始まったところでもあります。

このほかにも、研究機関、研修機関等について具体的な展開を明確にした年次プランを本年四月に公表したところであり、まず決まっているものをしっかりと移転をさせていくこと、そして、その影響、いい影響をしっかりと出していくこと、また、研究機関や研修機関というのは更なるその地域の発展につながるものでもありますし、その地域の産業とつながるような研究機関が連携をしていくということも含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思ひますし、まずこの二つをしっかりと仕上げていく、そしてほかのものも続けるような形にしていきたいと思ひております。

○清水貴之君 研究機関などももちろん行く方がいいとは思ひますが、でも小さいですよ、スケールとしては。やっぱりもっと、ああ、政府もやっているんだ、地方移転を進めているんだ、地方

創生、国を挙げて頑張っているんだというのにはちょっと迫力に欠けるとやっぱ思ってしまうんですよね。この辺を是非大臣にリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。松山大臣に、済みません、クールジャパン戦略についてお聞きをしたいと思います。

クールジャパン機構に関する事と、あとクールジャパン関連の官製ファンド、これの、投資をファンドですからしているわけなんです、その成果が出ていないんじゃないかと。苦戦している、過半が未達とか、情報開示が不十分だ、こういった報道というのが最近大分出てきておりまして、先般の予算委員会でも世耕経産大臣がこの辺り言及もされております。クールジャパン戦略担当大臣として、松山大臣、どのように認識されていますでしょうか。

○国務大臣(松山政司君) 十一月六日の一部報道につきまして、クールジャパン機構の出資先につきまして、この投資案件の過半が計画未達であるという報道があったと承知をしております。この機構につきましては、プロジェクトへの出資等によって、日本の魅力ある商品、サービスの海外展開の支援というのを行っております。所管する経産省の監督の下に、投資への規律も適切に確保されているものと認識をしております。また、支援の決定の迅速化あるいは支援対象分野の明確化といった機構改革にも現在取り組まれているというふうに伺っております。

このクールジャパン機構による資金の供給はクールジャパン戦略を推進する上で重要な政策ツールの一つでございます。この戦略を、クールジャパン戦略、政府全体で効果的に推進するために、大局的な戦略を練るよう指示をしたところでありまして、具体的に、総理を本部長とします知的財産戦略本部がございまして、この中に専門調査会を立ち上げるようにしまして、これは年内に立ち上げて、中長期のビジョンを検討していきたいというふうに考えております。

○清水貴之君 今クールジャパン機構についてお答えいただきましたが、当初、昨日、省庁の方と話をしているときには、クールジャパン機構に関しては経産省の管轄だから松山大臣にはちょっと答弁が、ではできないんだというような話が最初ありました。

ただ、こういうことをやっぱ言い出すと、クールジャパン戦略としては、文化庁の文化財の観光拠点化百四十七億、農水省の農泊推進七十五億、総務省の放送番組の海外展開二十億、今クールジャパンの予算というのはほとんど上がってきています。昨年度に比べて四割増の来年度は予算の要求が起きているわけでして、非常に大きな、今六百五十億にもなる予算要求なんです。これを各省庁ばらばらだからとか言い出していたら、先ほど総理の戦略本部という話がありました。松山大臣には是非お願いをしたいんですが、これをやっぱ統一して、担当大臣として就任されているわけですし、もうこの省庁がとかいうのは抜かして、省庁間を、縦割りを排除して、もちろん同じような事業だったら一緒に協力してやる方が効果が高いこともあるわけですね。この辺りも是非大臣には見ていただきたいと思えます。最後に、いかがですか。

○国務大臣(松山政司君) 委員おっしゃるように、様々な分野に分かれておりますので、経産省のみならずほかの省庁においてもクールジャパンの取組が始まっておりますので、現在、副大臣を議長としたクールジャパン関係府省庁連絡会議というものが設置しております。ここにおいてより一層この施策のフォローアップというものをしたいと思っていますし、横串でしつかり、この内閣府の方で統一できて、しっかりと戦略を前向きに進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○清水貴之君 以上です。ありがとうございます。

○山本太郎君 自由党共同代表、山本太郎です。

自由・市民の会派、希望の会を代表しまして、質問する前に一言申し上げます。

森友学園理事長籠池夫妻は、今年七月三十一日に逮捕、それ以来、四か月もの長期勾留の上に、保釈請求も認められず、家族との接見も禁止する、非人道的な扱いです。

身柄拘束の要件である住所不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれ、いずれも籠池夫妻には当てはまりません。物証は既に強制捜査で押収され、隠すものがない状態どころか、省庁との交渉記録の音声データを籠池さん自ら差し出し、事実解明のためにかなり積極的です。夫婦で口裏を合わせのを防ぐためならば、七月二十七日、読売新聞で「逮捕へ」と見出しであつた日、つまりは籠池夫妻最初の出頭の時点で逮捕していなければつじつまが合いません。この日は、三時間取り調べの後、自宅に帰しています。

事あるごとに、逃げ隠れするつもりは一切ないと籠池さん自身が言うっており、証人喚問にまで登場しました。その後も、安倍昭恵夫人から、安倍晋三からと渡された現金百万円を総理に直接返すと、総理が登壇される場所に籠池さん自身が度々出沒。逃亡のおそれとは全く逆、総理のいる場所にどこでも登場するおそれ、これではないですか。口封じのための長期勾留ではないでしょうか。

四か月を超える長期勾留に加え、接見禁止、手紙のやり取りすら禁じられている、籠池夫妻がこれだけの厳しい措置を強いられる合理的理由、見付かりません。明らかに国際被拘禁者処遇最低基準規則、いわゆるネルソン・マンデラ・ルールに違反する行為でございます。その基本原則、規則一には、全ての被拘禁者は、人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければなりません。規則五十八の一、被拘禁者は、必要な監督の下、定期的に家族及び友人と、以下の方法により連絡を取ることを許されなければなりません。(a)文通、利用可能な場合は遠距離通

信、電子、デジタル及びほかの手段、及び(b)訪問を受けること。世界から見ても非人道的な扱いを平然と行い、総理大臣夫人が自ら首を突っ込んだ問題のもう一方の当事者である籠池夫妻という不都合な存在を社会的に抹殺し、本人の心までも破壊するようなやり方は拷問以外の何物でもありません。すぐに接見禁止や手紙のやり取りを認めるよう求めるとともに、一刻も早く保釈の請求を認めることを求めます。

それでは、本日の質疑に入りたいと思います。森友学園問題とともに、この一年、国会を騒がせ続け、政府、関係省庁からは誠意ある答弁は一切なかった、国家の私物化、安倍総理のお友達のための規制緩和の象徴、加計学園問題です。実に五十二年ぶりの獣医学部の新設という話なんですけれども、これ、大臣、済みません、通告していないんですけれども、世界に冠たる獣医学部、これをつくるんだと、これは国家戦略として前に進めたことであるという考え方でいいですかね。

○国務大臣(梶山弘志君) 獣医師の養成で新たなニーズが出てきているということで、ライフサイエンスの分野であるとか病原菌の水際対策であるとか、そういうことも出てきたということで、そういう人材を育成していこうということであります。

○山本太郎君 その先にあるのは、やはりイメージとしては、世界に冠たる獣医学部というものがよく言葉の中に出てくるんですけど、世界に冠たる獣医学部、普通の獣医学部じゃ駄目ですもんね。世界に冠たる獣医学部というものを目指して国としても国家戦略として規制緩和を行ったという考えですか。世界に冠たる獣医学部は別になくてもいい。

○国務大臣(梶山弘志君) 結果としてそういうものを目指していくということもあるでしょうけれども、今、五十二年間新しい獣医学部がつくられなかった、その間の世の中の変化に対して対応で

きるかどうかと考えたときに、ライフサイエンスというのは、やっぱり創薬である、薬をつくることであるとか、そのための実験動物の管理であるとか、また、獣医学部を卒業された方が獣医師として動物の診療に当たるだけではなくて、会社勤めをする人たちの十年間で五割ほど増えているという実情も踏まえて、そういう人材を養成をしていこうということで作る獣医学部であります。

○山本太郎君　ありがとうございます。

それを一言で言うと、世界に冠たる獣医学部というふうなずっと説明がなされてきたんですね。ありがとうございます。

世界に冠たる獣医学部を目指して努力に努力を重ねていきたいと強く思っていますと、今年十一月の十日、設置審の答申を受けて学園のホームページへのコメントで理事長の加計さんが述べておられる。また、昨年の九月の特選フーキンググループの今治市分科会では、民間事業者の立場で出席をした元知事の加戸さんも同じように発言をされている。

このとき提出した資料の中、新設する大学・学部を目指す基本コンセプト、その一番目には何て書いてあるか。「世界に冠たる先端ライフサイエンス研究」を行う国際教育拠点、このように書かれている。医学（創薬等）との連携強化もすると、アジアトップクラスの獣医学・学部、こういうのを目指していくんだということを明らかにしておられるだけではなくて、背景には、人獣共通感染症、エボラ、MERS等の国境を越えた流行があるとされているんですね。新型鳥インフルエンザ等に対する恐れはこれは画期的な新薬の開発とかいうのも含んでいるのかなというふうに思うんですけれども。

厚生労働省の決めた病原体の分類で一番危険なのが一種病原体と呼ばれ、エボラ出血熱などが該当するそうです。鳥インフルエンザの病原体などは二種病原体と呼ばれ、これらを取り扱うために

は、WHOが定めている実験室、バイオセーフティー基準というものをクリアしなければならぬ。そうですね、バイオセーフティーレベル、BSLですね。この基準、下から順番にBSL1からBSL4まである。このうちエボラはBSL4。日本では、長崎大学に建設計画がある一つの施設を除けば、まだ都内にある一つのみ。一方、鳥インフルエンザとか口蹄疫に該当するのがBSL3の施設だ。この分野で画期的な創薬を実現するためには、BSL3の病原体を取り扱える実験室、ラボが必要ですね。

お聞きします。新設される獣医学部にはBSL3の施設、存在しますか。

○政府参考人（松尾泰樹君）　お答えいたします。

新設されます岡山理科大学獣医学部の設置計画におきましては、BSL3施設を設置することになってございます。具体的には、申請書の中におきまして、BSL3の施設は、今先生御紹介いただきましたBSL3の施設でございませけれども、これはバイオセーフティーレベル、それに詳しい研究機関の専門家及びバイオセーフティー機器・施設の専門家等の意見を聞き設計をしていること、また、BSL3について陰圧の管理区域、排気設備等を整備し、病原体管理規程を定めることが記載をされており、大学設置・学校法人審議会におきまして法令に基づく適切な対応を行うおとししていることについて確認をしたというところでございます。

○山本太郎君　済みません、これ通告していただいて今思い浮かんだんですけど、BSL3施設、これ、新獣医学部の中には一つですか、数は。

○政府参考人（松尾泰樹君）　数について特段今記載ありませんけれども、存在するというところでございましては恐らく一つであらうかと思えます。

そこは、恐縮でございますが、確認してございせん。

○山本太郎君　はい、一つです。ありがとうございます。

この加計学園の獣医学部については、八月二十三日、民放のニュースで設計図の図面が公開された。その図面の中には、このBSL3の実験室、別の言い方でP3と言うそうですけれども、本来はきちんとほかのスペースと隔離されていなければならない。けれども、加計学園では研究生が学ば共用スペースの隣にある。今治市民の間では、この安全性、本当に大丈夫なのかという不安の声が上がったと聞きます。

実は、設置審査会、設置審査会もこの点を気にしています。九月に加計学園から設置審査会側に送られた面接審査への対応を記載した書類（九月）という文書、これ配付資料としてお配りしています。資料の一、囲いがしてある部分が学園側の回答でございます。読みます。「本獣医学部に設置されるBSL3施設は、獣医学教育病院に来院する動物や野生動物などの検体がBSL3の病原体に汚染されている可能性のある場合のリスクを考慮して設置しているものである。従って、病原体分離のための施設で、その使用目的はin vitroでの細菌、真菌、ウイルス等の分離・同定である。」

ちょっとこの部分、分かりにくいという方もいらっしゃると思うので、実際に獣医学を専門にされている有名な研究者の方に聞いてみました。要するにこういうことだそうなんです。BSL3病原体に関する教育研究を積極的には行わない、動物の感染実験もしないという意味で、この内容がですね。そうすると、これまでに報道されてきた新設獣医学部の設置目的から根本的に外れていくことになりまして、そういうことであればこの図面上にある規模でも可能だとは思いますがというコメントを頂戴いたしました。

BSL3の感染実験をしない獣医学部って普通なんですか、別の研究者の方にも聞いてみました。すると、こういう答えが返ってきました。普通の獣医学部レベルであれば感染実験はしないそうです、普通の獣医学部レベルであればです。

端的にお答えください。現段階では加計学園獣医学部は動物への感染実験は行わないということによろしいですね。

○政府参考人（松尾泰樹君）　書類によりまして、獣医学教育の病院に、先生御指摘のとおり、来院する動物の診療、治療等について、この獣医学部の教育研究のために行われるものとなっております。BSL3の病原体が教育研究に使用されないということではないというふうに承知をしております。

また、このBSL3の施設でございませけれども、公共獣医学研究グループの感染症統御研究の中でこの病原体を扱うことを想定しているということでございます。この医学部におきましては学生は四年次から研究室に配属ということになっておりますので、学生が全くBSL3の病原体を扱わない、ないしはそれに準ずる実験を扱わないということではないというふうに承知をしております。

○山本太郎君　ちょっと話変わっているんですけど、ずらしているんですよ。公共獣医学研究グループはそれをやることを想定しているということをおっしゃったことがあったことですよ。

で、お聞きしたい。そのグループの感染実験は、先ほどお聞きしたこの学園内に一つしかないBSL施設を使うということではないですよ、BSL3施設。

○政府参考人（松尾泰樹君）　確認しましたところ、BSL3の病原体を扱うということ、この施設において扱うということ想定しているということでございます。

○山本太郎君　答弁でたらめなんです。

資料の一、面接審査意見への対応を記載した書類では、設置審からBSL3施設をどんなふうに使っているかという問いに対しての学園側からの答えなんです。もう一回読みますよ。「本獣医学部に設置されるBSL3施設は、獣医学教育病院に来院する動物や野生動物などの検体がBSL

3の病原体に汚染されている可能性のある場合のリスクを考へて設置しているものである。従つて、病原体分離のための施設で、その使用目的はin vitroでの細菌、真菌、ウイルス等の分離・同定である。これのどこが生体への感染実験に読めるんですか。

手挙げなくていいですよ、そんなの。設置審に對して答えたのが、そういう使い方しなきゃいけない方をしているじゃないですか。インビトロって書いてあるんですよ。インビトロって何ですか、試験管内でっていう意味がほとんどです。感染実験は行わない、生体への感染実験は行わないという前提で話をしているんですよ、これ設置審に對して。

今読み上げた面接審査意見への対応を見れば、インビトロ、生体を使わない試験法のみを行うのであつて、生体を使用した実験は行わないとした読めないんですね。だから、先ほど紹介した獣医学部の専門家の先生も、BSL3病原体に関する教育研究を積極的には行わない、動物の感染実験もしないという意味ですわねというふうにお答えになつた。

設置審とのやり取りでの新獣医学部の設定、元々の設定は、感染実験は行わない、インビトロだと答えておきながら、じゃ、やらないんですか、感染実験をということを知ると、公共獣医学研究グループの感染症統御研究において実験を行うことを想定しているという、言い出すこと自体がこれ後付けじゃないですか、完全に。だって、九月に出されているんですよ、これ今年の。違ふんですか。

加計学園から九月に、こういうふうに行うにやります、インビトロでやりますって言っているのに、今聞いて、じゃ、感染症やらないのか、感染実験やらないのか、動物によるつていうことを聞いたら、いやいや、別のグループでやるつていう話になつてしまつて。そんな話、設置審に對しての意見

として書いていないじゃないですか。意見に對しての答を返すときに書いていないじゃないですか。インビトロでやるつて書いてあるじゃないですか。

設計段階でのこれ不備をつかれないように、設置審の審査の時点ではやる予定はないことにしてクリアさせた。それでは世界に冠たる獣医学部ではないじゃないかと突つ込まれることには、ほかのグループで感染実験の可能性があるんですよ、想定しているんですよ。世界に冠たる獣医学部風にするために後付けしただけじゃないですか、これ。やり方が余りにもひどい。

獣医学の専門家に聞いた話ですけれども、例えば鳥インフルエンザの感染実験について言えば、家畜伝染予防法に基づいて大学が所管の農水省から許可を得る必要がある。これがなかなか大変なお話らしいんですね。農水省はセキュリティーを理由にリスト公表を拒否していますから実態は分かりませんけれども、国内には、そういう施設は持っているけれども感染実験は行わない大学も確かに存在すると。ただし、世界に冠たる獣医学部ではなく、普通のレベルの獣医学部で。

一方で、国内には、そういう施設は持つていて、なおかつ感染実験を行う大学は存在していると。例えばどこ。京都産業大学鳥インフルエンザ研究センター。ここにはそれに必要な実験施設がありますよ。ホームページ見てみれば、分離、そして実験動物のアヒルに對する接種をやると書いてある。鳥取大農学部とも共同研究をしている。ほかにも、山口大学共同獣医学部の国際教育研究センターには、三階には六十人規模のBSL2対応実習室、四階にはBSL3対応実験室を備えた高度感染症実習室があるとホームページにも書かれています。

そうすると、鳥インフルエンザという部分に關して言つて、これ限定して言えばですけども、加計の獣医学部、既存の大学と同じか、それより

も劣りますよ。鳥インフルエンザというふうなキーワード何回出てきましたっけ。どうなつてい

るんですか、これ。加計学園自身がさきに紹介した設置審への対応を書いた提出文書の中で、専門家であればそれがすぐに分かる形でそれを認めているじゃないですか。だから、加計学園の獣医学部がオンラインワンである理由はバイオサイエンス分野にないじゃないですか。

新しい学部長になられる吉川泰弘教授、その人自身が、新しい獣医学部構想の一つとして創薬等イノベーション産業に貢献するライフサイエンス分野の専門獣医師の育成を挙げておられる。エボラ出血熱、SARS、MERS、高病原鳥インフルエンザ等、新型感染症はほとんどが人獣共通感染症である、だから、石破四条件の中のライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき具体的な需要に對している。先ほど大臣言われまして、ライフサイエンスで必要なんだつて。それに對しているから問題ない、これが必要なんだというとも言われている、学部長予定者の方がね。まだ続くんです、その方の言葉。そういう画期的な創業に取り組む獣医学部ができるなら、さすが国家戦略特区だと。このようなことを学部長予定者はおっしゃつておられるけれども、実際は、さすが国家戦略特区どころか、普通の獣医学部レベル又はそれ以下の状態であると。

石破四条件全然クリアできていないじゃないですか。最初にうたつておられることよりも随分と後退しているじゃないですか。世界に冠たる獣医学部から既存又はそれ以下の獣医学部へと後退してしまつておられるのに、どうして認可されるんですか。余りにも不可解じゃないですか、不可解。

この加計学園の獣医学部をめぐるつては、このバイオセーフティー問題以外にも、設計図から建築費の水増し疑惑、一部報道されていますよね。こ

ういうことが言われております、一坪当たりの単価、あの六本木ヒルズよりも高いつて。随分なお話ですね、これね。あくまでも報道ベースですよ。

はい、その先行きます。

ここで問題になるのは何かつて話なんですけれども、その手の批判の真意のほどを確かめる行政上の仕組み、存在しているんですかつてお聞きしたいんです。文科省、設置審では、新獣医学部の図面、仕様書などと照らし合わせて水増しが行われているのか等のチェックをしつかりしたんでしょうか。文科省の後に續けて内閣府も答えてください。

○政府参考人(村田善則君) お答え申し上げます。

大学設置・学校法人審議会における審査に当たりましては、教育研究内容とともに、その教育研究を行うにふさわしい施設等が備えられるかを確認することになつてございます。このため、校舎などの建物につきましては、審査基準におきまして最低基準を定めておるところでございます。一方、経費の上限や建物の単価については基準を定めていないということでございます。

今回の獣医学部の計画では審査基準を上回る金額が計上されており、審議会において計画が審査基準に適合しているとして可と答申されたものでございます。

なお、建築費を含む創設費につきましては、これを負担する申請者、さらには必要に応じて補助金を支出する地方公共団体等において適切に判断されるべき事柄であると認識しているところでございます。

○政府参考人(河村正人君) 御指摘の建設費につきましてでございますけれども、特区の認定の要件としていないところでございますので、内閣府においては確認をしておらないということでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

森友学園問題では、もう会計検査院がはつきりと出しましたよ、国が推計した量の三割から七割しか地中ごみなかったんじゃないかっていうね、不当な値引きだったってことを十分にうかがわせる内容になっていましたよね。こういうことも会計検査院がやってくれたから、独立した存在によってチェックする仕組みだと、仕組みがあったからこれできたということなんですけれども、会計検査院にお聞きします。

新獣医学部に対してこの水増しが行われたかどうかということのチェックは可能でしょうか。済みません、はしりながら教えていただけると助かります、会計検査院。

○説明員(堀川義一君) お答え申し上げます。

会計検査院は、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えるものなどの会計について会計の検査をすることができるとされています。

お尋ねの件がこれらに該当するものであるかどうかにつきましては、今後適切に確認してまいりたいと存じます。

○山本太郎君 加計学園に対する補助金、これ出るといって話になっていましたよね、九十六億円、補助金。このうち、まあ議決はされていないけれども、愛媛県が出すって言われている三十二億円、これを除いた額が今治が出す六十四億円。そこに充てる財源、これ合併特例債を発行したことで調達すると。積み立てた基金、合併振興基金、これが四十億円分あると。今年三月三日、市議会で企画財政部長が説明されているとおりです。

この合併特例債、平成の大合併で誕生した新しい市町村計画の事業費として特例的に発行できる地方債、要は地方の借金。これ、どういうことかといったら、返済するときに国が七〇％を肩代わりしますよって話なんです。

それで、これ、どうやらこういう交付金として返される分に関してはちよつといじれませんかとい

うようなスタンスをちよつと会計検査院見せるんですけど、何を言っているんですかって。会計検査院法第二十三条、国が直接又は間接に補助金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計、これに当たるんじゃないかなと思うんですよ。そこを何とか広げてやっていただけないかって話なんです。

だって、これ、地方だけでやっているプロジェクトじゃないですか。内閣府、文科省、農水省を巻き込んで、国家戦略として、五十二年ぶりに動く許可、大企業、国家プロジェクトなんです。このことについて、世の中にこれだけの疑義が広まって、はつきりとした説明もできないということ、国民に対してしっかりとこれはやらせていただきたいという姿勢を見せるためにもこの水増しの疑惑というものはやはり責任を持って打ち消さなきゃならない。そのためにはやる必要があると思うんです。

委員長、済みません、会計検査院に対して、加計学園の建築費水増し、そして、そのほか、補助金等に関する調査を依頼することを内閣委員会としてお求めください。

○委員長(樺葉實津也君) ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○山本太郎君 ありがとうございます。

時間が無いのではしょっていききたいんですけど、これ、資料の二を見ていただければ分かるんですけど、これも、どうしてここまで言うんですかという話なんです。それは、学部だけ切り売りをできるという法案を二〇一九年度に出そうとしている可能性があるんですよ。今検討中なんです。そんなことされちゃったら、めちゃくちゃじゃないかって話なんです。

要は、ある学校の学部がこれ立ち行かなくなつたからそこだけ切り売りできるようになっちゃったから、これ、教育がどういうものになるかといったら、A大学に入っていたと思ったらB大の生徒になつていたみたいなお話ですよ。こんな、教育の

世界にまるで一般企業のMアンドAのような熾烈な市場原理を導入しているのだから話なんですよ。

中には手荒な商売やろうとする者も出てくると思うんですよ。例えばどんな感じで。例えば、新学部づくりに補助金を取ってきた。その上に建築費の水増しが行われ、身内の設計会社や国会議員の関係する建築会社も絡ませながら補助金を横流しして食い物にする、そのうち新学部も転売されてしまうというようなことが、これ不可能、それを何か止めるようなブレーキであるんだかなくて話なんです。

近い将来、学部切り売りを可能にする法律を検討しているというならば、新学部を設立する前、その計画の実現可能性を検討する上で、図面、仕様書までも精査して、建築費の水増しなど行われていないかも含めて徹底的にチェックすること、これ私、必須だと思っんですけれども、大臣もそうお考えになりませんか。

○国務大臣(梶山弘志君) 今現在、今治市で地方自治法による専門委員会を設置し、校舎建設費等の費用や手続に関して調査を行っているものと承知をしております。

○山本太郎君 これ、総理が言いましたよね、苦し紛れに、獣医学部を二校でも三校でもと、乱暴な発言をされましたよ。先々、獣医学部に限らず、国家戦略特区として教育分野、これ規制緩和を進めていくつもりですよ。その可能性を考えれば、学部の切り売りと併せて教育を受ける側に不利を生じるリスク、これ増えると思うんですよ。それを何とか国で止めなきゃならない。

株主優先主義のグローバルリズム、新自由主義で置き去りになったのは誰ですか。労働者ですよ。それと同じこと、教育の世界で起こるような、ブレイキあるんですか、これを止めるための。今や時代遅れの新自由主義体制、周回遅れで世界の中心的存在に成り下がろうとしているのが現在の政権ではないか、その象徴の一つが国家戦略特区に

なり得るんじゃないかって心配があります。余りにも手続上とか、いろんなところで詐欺的なやり方を見直さない限り、この先の戦略特区での規制緩和は中止すべきだということを申しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(樺葉實津也君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(樺葉實津也君) 次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。梶山国務大臣。

○国務大臣(梶山弘志君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表を除く全ての俸給表について俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることとしております。

第二に、勤勉手当の支給割合について、指定職

職員以外の職員は年間〇・一月分、指定職職員は年間〇・〇五月分を引き上げること等としております。

このほか、施行期日、この法律の施行に關し必要な措置等について規定しております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

秘書官の俸給月額及び内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

引き続きまして、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、退職給付の官民均衡を図る観点から、人事院による官民比較調査結果及び見解を踏まえ、退職手当の額を引き下げるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

国家公務員退職手当法につきまして、本則の規定により計算した基本額に乗じる調整率を百分の八十七から百分の八十三・七に引き下げることにしております。

このほか、施行期日について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(樺葉賀津也君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十四分散会

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、慰安婦問題の解決に關する請願(第二二六号)

一、特定秘密保護法の撤廃に關する請願(第二九三号)

第二二六号 平成二十九年十一月十七日受理

慰安婦問題の解決に關する請願

請願者 東京都足立区 田上聡太郎

紹介議員 小池 晃君

慰安婦問題は、第二次世界大戦時の日本軍による女性の人權侵害として日本が解決を迫られている問題である。被害者は高齢化し、生きていく間に解決をという悲痛な訴えは日々切実さを増している。政府は、解決済みとして法的責任を拒否してきたが、国連人權機関やILOから再三慰安婦問題の解決を促す勧告を受けている。二〇一六年三月には国連女性差別撤廃委員会から、政府は被害者の救済への権利を認め、全ての被害者への救済と被害回復措置を提供するよう、再度勧告された。二〇一五年十二月の慰安婦問題に關する日韓合意で、日本政府は責任を痛感している」と国家の責任を明確に認め、おわびと反省の意を示した。政府は、被害女性が強制的に慰安婦にされ重大な人權侵害が行われた事実を認め、慰安婦問題はなかった等の発言や報道には明確に反駁することが求められる。そして、公式謝罪、国家賠償などにより、被害者の人權回復を行い、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行う責任がある。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、被害者への公式謝罪、賠償、次世代教育など

「慰安婦問題の解決を行うこと。

第二九三号 平成二十九年十一月二十二日受理

特定秘密保護法の撤廃に關する請願

請願者 高知市 梶原昭子 外二百名

紹介議員 吉良よし子君

特定秘密保護法は、政府の判断によつて、どんな行政情報も恣意的に特定秘密と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができる法律である。何が秘密かは秘密だとして国民の知る権利が奪われ、秘密と知らないまま秘密に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰される。国会の国政調査権、議員の質問権も侵される。第三者機関なるものをつくつても、法律の危険性は何も変わらない。しかも、法案提出から僅か一か月余、審議時間は衆参合わせて七十時間にも満たないのに、委員会で突然質疑を打ち切り、強行採決された。こんな議會制民主主義の破壊はかつてない。やり方一つをとつても、法律として絶対に認めるわけにはいかない。このように、特定秘密保護法は、国民主権、基本的人權、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとくじゅうりんする違憲立法であり、撤廃すべきものである。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、特定秘密保護法を撤廃すること。

十二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

一、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に關する法律の一部改正) 第一条 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万三千八百円」を「四十一万四千三百円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万七千七百円」に改め、同項第三号中「第十一号の九」を「第十一号の九第一項」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」を加え、同号ロ中「百分の九十二・五」を「、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の五十」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)」を加え、同号ロ中「百分の四十七・五」を「、六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五に改める。

附則第十一項中「勤勉手当減額対象額」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の一・五七五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の一・四二五(特定管理職員にあつては、百分の一・七二五)」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、六月に支給するときは」に改め、「百分の百五」の下に「、十二月に支給するときは百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」を加える。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	俸給月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	142,600 円	192,700 円	228,900 円	262,000 円	288,000 円	318,500 円	362,300 円	407,700 円	458,000 円	521,300 円
2	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	376,700	401,000	441,800		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			

重任
委員以外
の職員

86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								
119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								
主任 管理職	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

口 行政職俸給表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200

再任職以
用員外職

44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	

93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			
再任用職員	193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分	職級の 号	1	2	3	4	5	6	7	8
		級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額
	1	163,600 円	232,900 円	276,400 円	318,800 円	362,300 円	407,700 円	458,000 円	521,300 円
	2	166,300	234,900	278,800	321,000	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	167,000	236,900	281,400	323,800	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	168,700	238,600	284,000	325,500	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	170,300	240,900	286,400	327,700	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	172,800	243,000	288,900	329,700	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	175,200	244,800	291,400	331,900	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	177,600	246,800	294,100	334,100	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	179,800	248,800	296,400	336,000	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	181,500	250,400	298,900	338,100	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	183,200	252,000	301,200	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	184,900	253,500	303,600	342,100	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	186,600	254,900	306,100	344,100	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	188,400	257,000	308,400	346,100	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	190,200	258,900	310,600	348,200	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	191,900	260,700	312,800	350,200	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	193,800	262,400	314,700	352,000	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	196,400	264,500	316,900	353,900	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	197,400	266,500	319,100	355,800	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	199,200	268,700	321,200	357,800	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	200,800	271,000	323,000	359,600	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	202,600	273,300	325,000	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	204,400	275,500	327,100	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	206,200	277,600	329,100	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	207,900	279,600	330,900	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	209,700	281,800	333,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	211,500	283,900	334,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	213,300	285,900	337,000	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	214,700	288,100	338,700	375,100	421,900	458,900	518,300	
	30	216,500	290,000	340,600	377,000	423,200	459,600	519,200	
	31	218,200	292,000	342,500	378,900	424,500	460,400	520,100	
	32	220,000	293,900	344,400	380,600	425,700	461,100	521,000	
	33	221,500	295,800	345,600	382,000	426,900	461,800	521,800	
	34	223,200	297,500	347,500	383,600	428,200	462,600	522,700	
	35	224,800	299,200	349,400	385,100	429,500	463,300	523,400	
	36	226,400	300,800	351,300	386,700	430,700	463,900	523,900	
	37	227,900	302,300	353,100	388,200	431,900	464,400	524,600	
	38	229,500	303,800	354,900	389,100	432,700	465,000	525,200	
	39	231,000	305,300	356,700	390,200	433,500	465,600	525,800	
	40	232,500	306,900	358,500	391,200	434,300	466,200	526,600	
	41	233,600	308,400	360,300	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	235,000	309,900	361,700	393,400	435,600	467,200		
	43	236,100	311,300	363,200	394,600	436,300	467,600		
	44	237,600	312,900	364,600	395,700	437,000	467,900		
	45	239,000	314,400	365,600	396,600	437,800	468,200		
	46	240,200	316,000	366,700	397,300	438,600			
	47	241,200	317,500	367,800	398,000	439,000			

外の職員	48	242,500	319,000	368,800	398,700	439,700		
	49	243,900	320,100	369,700	399,200	440,200		
	50	245,000	321,300	370,000	399,700	440,600		
	51	246,200	322,500	370,500	400,200	441,000		
	52	247,400	323,700	371,000	400,600	441,400		
	53	248,400	324,700	371,400	401,000	441,800		
	54	249,800	325,700	372,000	401,300	442,200		
	55	251,200	326,600	372,600	401,600	442,600		
	56	252,700	327,600	373,200	401,900	442,900		
	57	254,100	328,500	373,800	402,200	443,200		
	58	255,500	329,200	374,400	402,500	443,600		
	59	256,900	330,000	375,000	402,800	443,900		
	60	258,200	330,800	375,600	403,100	444,200		
	61	259,300	331,400	376,000	403,400	444,500		
	62	260,500	331,900	376,500	403,700			
	63	261,800	332,500	377,100	404,000			
	64	263,000	333,000	377,700	404,300			
	65	264,100	333,500	378,200	404,600			
	66	265,200	333,700	378,800	404,900			
	67	266,400	334,300	379,100	405,200			
	68	267,600	334,900	379,600	405,500			
	69	268,800	335,200	380,200	405,700			
	70	269,900	335,700	380,700	406,000			
	71	271,200	336,100	381,200	406,300			
	72	272,500	336,600	381,700	406,600			
	73	273,500	337,100	382,200	406,800			
	74	274,500	337,600	382,700	407,100			
	75	276,400	338,100	383,200	407,400			
	76	276,500	338,500	383,600	407,600			
	77	277,600	338,700	384,000	407,800			
	78	278,600	339,100	384,300				
	79	279,400	339,600	384,600				
	80	280,400	340,000	384,800				
	81	281,000	340,300	385,000				
	82	281,900		385,300				
	83	282,700		385,600				
	84	283,600		385,800				
	85	284,600		386,000				
	86	285,400		386,300				
	87	286,200		386,600				
	88	287,000		386,800				
	89	287,800		387,000				
	90	288,300						
	91	288,700						
	92	289,200						
	93	289,600						
主任員		209,700	240,400	282,900	315,000	356,400	389,500	440,600
員數								521,000

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額
は、この表の額にかかわらず、184,800円とする。

別表第三 税務職俸給表 (第六関係)

職務 の 級 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	159,100	221,700	258,900	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400	458,000	521,300
2	160,600	223,600	260,600	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100	524,200
3	162,200	225,500	262,000	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100	464,100	527,300
4	163,800	227,400	263,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000	467,100	530,400
5	165,500	229,400	265,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100	533,500
6	167,300	231,200	267,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100	535,800
7	169,100	233,000	268,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100	538,300
8	171,000	234,800	270,400	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	478,200	540,700
9	172,800	236,400	271,600	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900	543,100
10	174,700	238,200	273,000	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000	546,900
11	176,600	240,000	274,400	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100	488,000	549,700
12	178,600	241,800	275,800	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100	548,600
13	180,300	243,400	277,100	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800	550,300
14	182,100	245,000	278,600	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100	551,700
15	183,900	246,400	279,800	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400	553,000
16	185,700	247,900	281,300	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700	554,100
17	187,500	249,400	282,600	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800	555,400
18	191,600	250,900	284,500	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200	556,400
19	195,800	252,200	286,400	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	505,700	557,300
20	199,800	253,500	288,300	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	507,100	558,200
21	203,600	255,000	290,100	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300	559,100
22	205,400	256,400	292,000	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700	
23	207,100	257,800	293,800	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200	
24	208,900	259,100	295,700	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700	
25	210,800	260,200	297,500	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800	
26	212,500	261,300	299,500	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900	
27	214,200	262,200	301,400	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100	
28	215,800	263,200	303,200	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300	
29	217,400	264,100	304,900	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300	
30	218,800	265,000	306,800	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200	
31	220,200	265,800	308,700	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900	520,100	
32	221,600	266,800	310,400	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600	521,000	
33	222,900	267,800	312,300	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100	521,800	
34	224,100	268,700	314,200	359,900	386,700	411,700	438,800	471,600	522,700	
35	225,300	269,700	316,000	361,800	388,800	413,300	440,500	473,100	523,400	
36	226,500	270,500	317,900	363,900	390,700	414,800	442,100	474,200	523,900	
37	227,400	271,300	319,600	365,800	392,400	416,100	443,500	475,500	524,600	
38	228,600	272,200	321,400	367,900	393,900	417,600	444,200	476,100	525,200	
39	229,800	273,000	323,100	369,900	395,200	419,100	445,900	477,300	526,000	
40	231,000	275,000	324,800	371,900	396,600	420,600	446,600	478,100	527,100	
41	232,000	276,300	326,400	373,900	397,800	422,100	448,000	479,400		
42	233,200	277,600	327,900	376,000	399,900	423,400	449,600	475,000		
43	234,400	278,900	329,100	378,100	400,900	424,700	447,300	475,400		
44	235,600	280,100	330,500	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800		
45	236,600	281,100	331,500	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100		
46	237,400	282,200	332,900	383,500	403,300	427,600	449,400			
47	238,000	283,300	334,200	385,100	404,400	428,400	449,900			

職員の 階級	238,800	284,300	335,600	386,800	405,600	429,200	450,400		
48									
49	239,200	285,200	336,300	388,200	406,900	429,700	450,900		
50	239,800	286,200	337,500	389,200	407,700	430,100	451,200		
51	240,400	287,200	338,600	390,200	408,500	430,500	451,500		
52	241,000	288,200	339,700	391,200	409,200	430,800	451,900		
53	241,200	288,800	340,800	392,500	409,700	431,100	452,300		
54	241,600	289,500	342,000	393,600	410,400	431,500	452,500		
55	241,900	290,400	343,200	394,700	411,100	431,800	452,800		
56	242,500	291,300	344,300	395,900	411,700	432,100	453,000		
57	242,700	291,900	345,400	397,200	412,400	432,400	453,400		
58	243,200	292,700	346,500	398,000	412,800	432,700	453,600		
59	243,600	293,200	347,600	398,800	413,400	433,000	453,800		
60	244,100	294,000	348,700	399,500	414,000	433,300	454,000		
61	244,700	294,700	349,300	400,000	414,400	433,600	454,400		
62	245,200	295,200	350,100	400,700	415,000	433,900			
63	245,800	295,700	350,900	401,400	415,500	434,200			
64	246,400	296,200	351,700	402,100	416,000	434,500			
65	246,700	296,500	352,200	402,400	416,500	434,800			
66	247,300		352,800	403,100	417,100	435,100			
67	247,800		353,300	403,800	417,500	435,400			
68	248,500		353,900	404,400	418,000	435,700			
69	249,200		354,400	404,800	418,400	435,900			
70	249,600		355,100	405,300	418,700	436,200			
71	250,100		355,800	405,900	419,000	436,500			
72	250,400		356,500	406,400	419,300	436,800			
73	250,700		357,000	406,900	419,600	437,000			
74			357,500	407,300	419,900	437,300			
75			358,100	407,800	420,200	437,600			
76			358,700	408,300	420,500	437,900			
77			359,200	408,800	420,700	438,100			
78			359,700	409,300	421,000	438,400			
79			360,000	409,900	421,300	438,700			
80			360,500	410,400	421,600	439,000			
81			360,700	410,800	421,800	439,200			
82			361,200	411,400	422,100	439,500			
83			361,700	411,900	422,400	439,800			
84			362,200	412,100	422,600	440,100			
85			362,400	412,400	422,800	440,300			
86				412,900	423,100				
87				413,200	423,400				
88				413,500	423,600				
89				413,800	423,800				
90				414,200	424,100				
91				414,600	424,400				
92				415,000	424,600				
93				415,300	424,800				
主任 技師	205,300	231,300	279,000	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100	451,300
主任 技師									521,000

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,000円とする。

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表 (一)

職級の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1 2 3 4	1	166,000 円	181,700 円	208,200 円	248,300 円	291,800 円	318,300 円	346,800 円	381,300 円	422,400 円	458,000 円	521,300 円
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100	524,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100	464,100	527,300
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000	467,100	530,400
5 6 7 8	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100	533,500
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100	535,800
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100	538,300
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	479,200	540,700
9 10 11 12	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900	543,100
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000	544,900
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100	488,000	546,700
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100	548,600
13 14 15 16	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800	550,300
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100	551,700
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400	553,000
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700	554,100
17 18 19 20	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800	555,400
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200	556,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	506,700	557,300
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	509,100	558,200
21 22 23 24	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300	559,100
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700	
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200	
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700	
25 26 27 28	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800	
	26	214,300	231,400	253,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900	
	27	216,100	233,100	255,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100	
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300	
29 30 31 32	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300	
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200	
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	469,900	520,100	
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600	521,000	
33 34 35 36	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100	521,800	
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	471,900	522,700	
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	473,600	523,400	
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200	523,900	
37 38 39 40	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500	524,600	
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100	525,200	
	39	236,900	251,000	266,900	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600	525,600	
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100	526,000	
41 42 43 44	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600	527,100	
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	399,900	423,400	446,600	475,000		
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,800	424,700	447,300	475,400		
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800		
45 46	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100		
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400			

47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,500	408,500	430,500	451,500
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,500	410,400	431,500	452,500
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
83	288,000	308,600	334,600	376,800	411,900	422,400	439,800	
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100		
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400		
88	293,800	315,300	342,200	380,500	413,500	423,600		
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800		
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100		
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400		
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600		
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800		
94	300,200	323,800	350,200	383,800				
95	301,300	325,200	351,700	384,400				
96	302,600	326,500	353,200	384,900				
97	303,700	327,700	354,500	385,300				
98	304,900	329,000	356,700	385,700				
99	306,100	330,300	356,800	386,300				

生計以外
の費用

100	307,300	331,600	358,000	386,800					
101	308,500	333,000	359,100	387,200					
102	309,500	333,900	360,200	387,700					
103	310,600	335,000	361,300	388,300					
104	311,600	336,200	362,500	388,800					
105	312,400	337,300	363,700	389,100					
106	313,000	338,400	364,200	389,500					
107	313,600	339,400	364,800	390,000					
108	314,300	340,500	365,400	390,300					
109	314,800	341,700	366,000	390,600					
110	315,300	342,700	366,500	391,100					
111	315,800	343,700	367,000	391,600					
112	316,400	344,600	367,500	392,100					
113	317,200	345,500	367,900	392,400					
114	317,900	346,400	368,300	392,900					
115	318,600	347,400	368,900	393,400					
116	319,300	348,400	369,400	393,900					
117	319,900	349,400	369,800	394,200					
118	320,700	349,900	370,300	394,700					
119	321,400	350,500	370,900	395,200					
120	322,200	351,100	371,400	395,700					
121	322,800	351,400	371,500	396,100					
122	323,100	351,800	372,100	396,600					
123	323,600	352,300	372,600	397,000					
124	324,100	352,700	373,000	397,500					
125	324,400	353,100	373,500	397,900					
126		353,500	374,000						
127		354,000	375,000						
128		354,400	375,000						
129		354,800	375,300						
130		355,200	375,800						
131		355,600	376,300						
132		356,000	376,800						
133		356,200	377,100						
134		356,700	377,600						
135		357,100	378,000						
136		357,400	378,400						
137		357,700	378,700						
138		358,100	379,200						
139		358,600	379,700						
140		359,100	380,200						
141		359,400	380,500						
142		359,900							
143		360,400							
144		360,900							
145		361,200							

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び消防所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,000円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の 区分	職 階 の 数 号	俸給月額									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	1	159,100	221,700	288,900	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400	458,000	521,300
2	2	160,700	223,600	260,600	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100	524,200
3	3	162,400	225,500	262,000	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100	464,100	527,300
4	4	164,100	227,400	263,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000	467,100	530,400
5	5	165,700	229,400	265,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100	533,500
6	6	167,600	231,200	267,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100	535,800
7	7	169,500	233,000	268,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100	538,300
8	8	171,500	234,800	270,400	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	479,200	540,700
9	9	173,500	236,400	271,600	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900	543,100
10	10	175,500	238,200	273,000	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000	544,900
11	11	177,500	240,000	274,400	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100	488,000	546,700
12	12	179,600	241,800	275,800	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100	548,600
13	13	181,400	243,400	277,100	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800	550,300
14	14	183,400	245,000	278,600	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100	551,700
15	15	185,400	246,400	279,800	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400	553,000
16	16	187,400	247,900	281,300	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700	554,100
17	17	189,300	249,400	282,600	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800	555,400
18	18	193,000	250,900	284,400	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200	556,400
19	19	196,600	252,200	286,300	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	505,700	557,300
20	20	200,100	253,500	288,300	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	507,100	558,200
21	21	203,600	255,000	290,100	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300	559,100
22	22	205,400	256,400	292,000	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700	
23	23	207,100	257,800	293,800	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200	
24	24	208,900	259,100	295,700	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700	
25	25	210,800	260,200	297,500	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800	
26	26	212,500	261,500	299,500	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900	
27	27	214,200	262,500	301,400	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100	
28	28	215,800	263,800	303,200	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300	
29	29	217,400	265,000	304,900	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300	
30	30	218,800	266,200	306,800	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200	
31	31	220,200	267,200	308,700	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900	520,100	
32	32	221,600	268,300	310,400	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600	521,000	

33	222,900	269,400	312,300	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100	521,800
34	224,300	270,600	314,200	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900	522,700
35	225,700	271,800	316,000	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600	523,400
36	227,100	272,800	317,900	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200	523,900
37	228,400	273,900	319,600	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500	524,600
38	229,800	275,200	321,400	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100	525,200
39	231,200	276,400	323,100	369,800	395,200	419,100	444,900	473,600	526,000
40	232,600	277,900	324,800	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100	526,600
41	233,800	279,400	326,400	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600	527,100
42	235,000	280,800	328,000	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000	
43	236,200	282,200	329,400	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400	
44	237,400	283,400	331,100	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800	
45	238,600	284,600	332,500	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100	
46	239,700	285,900	334,200	383,500	403,300	427,600	449,400		
47	240,700	287,300	335,700	385,100	404,400	428,400	449,900		
48	241,800	288,600	337,400	386,800	405,600	429,200	450,400		
49	242,800	289,700	338,400	388,200	406,900	429,700	450,900		
50	243,700	291,000	339,900	389,200	407,700	430,100	451,200		
51	244,500	292,300	341,400	390,200	408,500	430,500	451,500		
52	245,500	293,600	343,000	391,200	409,200	430,800	451,900		
53	246,000	294,800	344,400	392,500	409,700	431,100	452,300		
54	247,000	296,100	346,000	393,600	410,400	431,500	452,500		
55	247,800	297,500	347,600	394,700	411,100	431,800	452,800		
56	248,900	298,900	349,100	395,900	411,700	432,100	453,000		
57	249,500	299,900	350,600	397,200	412,400	432,400	453,400		
58	250,600	301,000	351,900	398,000	412,800	432,700	453,600		
59	251,500	301,900	353,200	398,800	413,400	433,000	453,800		
60	252,500	303,000	354,400	399,500	414,000	433,300	454,000		
61	253,600	303,900	355,600	400,000	414,400	433,600	454,400		
62	254,600	304,900	356,600	400,700	415,000	433,900			
63	255,700	306,000	357,600	401,400	415,500	434,200			
64	256,800	307,100	358,600	402,100	416,000	434,500			
65	257,800	307,700	359,100	402,400	416,500	434,800			
66	258,900	308,700	359,900	403,100	417,100	435,100			
67	259,800	309,500	360,700	403,800	417,500	435,400			
68	261,000	310,500	361,600	404,400	418,000	435,700			
69	262,200	311,600	362,300	404,800	418,400	435,900			

在職
職員以外
の人員

70	263,300	312,400	363,000	405,300	418,700	436,200			
71	264,500	313,200	363,700	405,900	419,000	436,500			
72	265,600	313,900	364,300	406,400	419,300	436,800			
73	266,600	314,800	365,000	406,900	419,600	437,000			
74	267,600	315,300	365,600	407,300	419,900	437,300			
75	268,600	315,800	366,200	407,800	420,200	437,600			
76	269,500	316,200	366,800	408,300	420,500	437,900			
77	270,400	316,400	367,300	408,800	420,700	438,100			
78	271,300	316,700	367,900	409,300	421,000	438,400			
79	272,200	317,100	368,400	409,900	421,300	438,700			
80	273,100	317,400	369,000	410,400	421,600	439,000			
81	273,700	317,500	369,300	410,800	421,800	439,200			
82	274,500	317,800	369,800	411,400	422,100	439,500			
83	275,400	318,100	370,300	411,900	422,400	439,800			
84	276,300	318,400	370,800	412,100	422,600	440,100			
85	277,200	318,500	371,300	412,400	422,800	440,300			
86	277,600	318,700	371,700	412,900	423,100				
87	277,800	319,000	372,200	413,200	423,400				
88	278,200	319,400	372,600	413,500	423,600				
89	278,500	319,600	372,800	413,800	423,800				
90		319,900	373,100	414,200	424,100				
91		320,200	373,600	414,600	424,400				
92		320,500	373,900	415,000	424,600				
93		320,800	374,100	415,300	424,800				
94		321,000	374,500						
95		321,300	375,000						
96		321,600	375,300						
97		321,900	375,400						
98		322,100	375,900						
99		322,400	376,400						
100		322,700	376,700						
101		323,000	377,000						

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,000円とする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	171,100	224,800	269,000	317,900	354,900	415,500	488,100
	2	173,400	227,000	270,800	319,900	357,200	418,000	489,900
	3	175,900	229,000	272,600	322,000	359,400	420,600	491,800
	4	178,200	231,100	274,400	324,100	361,900	423,100	493,700
	5	180,600	233,100	275,700	326,300	364,000	425,400	495,500
	6	183,100	235,200	277,600	328,200	367,100	427,800	496,900
	7	185,500	237,300	279,400	329,800	370,300	430,200	498,300
	8	188,100	239,400	281,200	331,500	373,200	432,600	499,600
	9	190,300	241,600	282,600	333,000	376,100	434,300	500,800
	10	192,700	243,500	285,100	335,300	379,200	436,500	502,100
	11	195,100	245,400	287,300	337,600	382,300	438,800	503,400
	12	197,600	247,300	289,500	340,100	385,300	441,000	504,700
	13	200,100	249,200	292,100	342,200	388,100	442,700	506,000
	14	202,700	251,100	294,700	344,500	390,800	444,900	507,100
	15	205,400	252,900	296,900	346,800	393,600	447,000	508,200
	16	208,000	254,800	299,300	349,200	396,300	449,200	509,200
	17	210,400	256,500	301,500	351,600	399,100	451,400	510,200
	18	213,100	258,400	303,700	354,100	401,100	453,700	511,300
	19	215,800	260,300	305,900	356,500	403,100	456,000	512,500
	20	218,500	262,200	308,000	358,900	405,200	458,200	513,500
	21	221,100	263,700	310,000	361,300	406,700	460,400	514,500
	22	222,700	265,300	311,200	363,700	408,600	462,200	515,400
	23	224,300	266,800	312,300	365,900	410,400	463,900	516,300
	24	225,900	268,300	313,500	368,200	412,400	465,600	517,100
	25	227,400	269,800	314,800	370,400	413,900	467,000	517,800
	26	228,900	271,400	316,400	372,800	415,500	468,300	518,400
	27	230,400	272,800	317,900	375,200	417,300	469,500	519,000
	28	231,700	274,300	319,500	377,500	419,000	470,600	519,600
	29	233,300	275,700	320,800	379,600	420,000	471,700	520,200
	30	234,400	277,100	322,400	381,700	421,600	472,700	
	31	235,500	278,500	324,000	383,900	423,100	473,700	
	32	236,600	279,700	325,700	386,000	424,700	474,900	

再任職以外 の職員	33	237,800	280,600	327,300	387,700	426,300	475,300
	34	238,700	282,000	328,900	389,400	427,600	476,300
	35	239,600	283,100	330,200	391,000	428,900	477,400
	36	240,500	284,400	331,700	392,800	430,100	478,500
	37	241,200	285,400	333,200	394,400	431,300	479,400
	38	242,000	286,600	334,800	395,800	432,300	480,300
	39	242,800	287,400	336,400	397,300	433,300	481,200
	40	243,700	288,400	337,800	398,800	434,300	482,100
	41	244,700	289,500	339,200	399,400	434,700	482,900
	42	245,600	290,500	340,600	400,700	435,300	483,600
	43	246,500	291,400	342,100	401,900	436,000	484,300
	44	247,400	292,100	343,600	403,300	436,700	485,000
	45	248,200	293,000	345,000	404,700	437,300	485,500
	46	249,100	294,200	346,400	406,100	437,600	486,100
	47	249,900	295,300	347,800	407,500	438,200	486,700
	48	250,800	296,700	349,200	408,800	438,800	487,300
	49	251,200	298,100	350,100	410,100	439,100	487,600
	50	251,900	299,200	351,500	411,000	439,800	488,200
	51	252,500	300,300	352,800	411,900	440,500	488,900
	52	253,000	301,200	354,200	412,800	441,200	489,400
	53	253,200	302,200	355,500	413,000	441,800	489,900
	54	253,700	303,200	356,900	413,400	442,500	490,600
	55	254,100	304,300	358,200	413,900	443,200	490,900
	56	254,800	305,200	359,600	414,400	443,800	491,500
	57	255,100	306,300	360,300	414,800	444,200	492,000
	58	255,800	307,400	361,500	415,000	444,900	
	59	256,200	308,500	362,600	415,600	445,600	
	60	256,800	309,600	363,900	416,100	446,300	
	61	257,400	310,300	365,000	416,400	446,700	
	62	257,900	311,000	365,600	417,000	447,000	
	63	258,400	311,800	366,100	417,600	447,300	
	64	259,000	312,600	366,700	418,200	447,600	
	65	259,400	313,000	367,100	418,800	447,800	
	66	259,800	313,700	367,600	419,400	448,100	
	67	260,000	314,200	368,100	419,900	448,400	
	68	260,500	314,800	368,600	420,500	448,700	

69	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900		
70			369,100	421,600	449,200		
71			369,500	422,200	449,500		
72			369,800	422,800	449,700		
73			370,300	423,300	449,900		
74			370,500	423,900			
75			371,000	424,400			
76			371,500	425,000			
77			371,800	425,500			
78			372,300	426,100			
79			372,800	426,800			
80			373,300	427,400			
81			373,800	427,700			
82			374,200	428,300			
83			374,700	429,000			
84			375,200	429,600			
85			375,600	430,000			
86			376,100	430,500			
87			376,500	431,200			
88			377,000	431,900			
89			377,500	432,100			
90			378,000				
91			378,500				
92			379,000				
93			379,300				
94			379,700				
95			380,200				
96			380,600				
97			381,100				
98			381,400				
99			381,900				
100			382,300				
101			382,900				
再任用職員	219,900	249,900	279,300	320,000	348,800	395,300	463,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表 (二)

職 員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	146,200	190,100	224,300	257,900	289,800	318,200
	2	147,200	192,200	226,000	259,300	291,200	320,100
	3	148,300	194,400	227,500	260,800	292,600	321,600
	4	149,300	196,600	228,900	262,500	294,000	323,300
	5	150,300	198,700	230,200	264,200	295,300	325,000
	6	151,600	200,600	231,900	266,100	296,600	326,500
	7	152,900	202,500	233,600	267,800	297,900	328,200
	8	154,200	204,400	235,100	269,300	299,200	329,700
	9	155,300	206,200	236,600	270,600	300,600	331,400
	10	156,800	207,800	238,300	272,400	301,800	333,000
	11	158,400	209,400	240,100	274,100	302,900	334,600
	12	159,900	211,000	241,800	275,800	304,100	336,100
	13	161,200	212,600	243,400	277,100	305,100	337,700
	14	162,700	214,200	245,200	278,600	306,100	339,300
	15	164,200	215,600	247,000	280,100	306,900	340,900
	16	165,800	217,100	248,700	281,600	307,900	342,300
	17	167,200	218,300	250,400	283,000	308,800	343,800
	18	168,900	219,700	252,300	284,400	309,800	345,400
	19	170,600	221,100	254,200	285,700	310,600	347,100
	20	172,300	222,400	255,800	287,100	311,300	348,700
	21	173,900	223,400	257,400	288,600	312,200	350,200
	22	175,900	224,800	258,800	289,900	313,000	351,800
	23	177,800	226,200	260,300	291,400	314,100	353,400
	24	179,700	227,600	262,000	292,800	315,100	355,000
	25	181,400	228,900	263,600	294,000	315,800	356,200
	26	183,200	230,200	265,500	295,300	316,600	357,800
	27	185,000	231,600	267,200	296,500	317,400	359,300
	28	186,800	233,000	268,800	297,800	318,200	360,800
	29	188,400	234,300	270,000	299,000	319,100	362,200
	30	190,500	235,800	271,800	300,100	320,000	363,500
	31	192,600	237,200	273,400	301,100	320,800	364,900
	32	194,700	238,500	275,000	302,200	321,400	366,400
	33	196,600	239,600	276,500	303,400	322,300	367,400
	34	198,500	240,500	277,900	304,300	323,200	368,400
	35	200,400	241,200	279,400	305,300	324,100	369,600
	36	202,300	242,300	280,800	306,300	324,900	370,700

再任職
用員以
外の職

37	204,100	243,000	282,100	307,300	325,500	371,700
38	205,700	244,300	283,400	308,300	326,400	372,800
39	207,300	245,400	284,600	309,200	327,300	373,800
40	208,900	246,600	285,900	310,300	328,200	374,900
41	210,300	247,400	287,500	311,300	328,800	375,800
42	211,900	248,700	288,800	312,100	329,700	376,800
43	213,500	249,900	290,100	313,000	330,500	377,700
44	215,100	251,400	291,400	313,900	331,300	378,700
45	216,500	252,400	292,900	314,800	332,100	379,700
46	217,800	253,800	294,200	315,700	332,900	380,500
47	219,000	255,100	295,500	316,500	333,600	381,500
48	220,300	256,300	296,800	317,200	334,400	382,400
49	221,700	257,400	297,800	318,000	334,900	383,200
50	222,900	258,800	299,000	318,800	335,400	384,200
51	224,100	260,200	300,000	319,600	336,000	385,000
52	225,200	261,600	301,300	320,300	336,600	385,700
53	226,500	262,600	302,600	320,800	336,900	386,700
54	227,800	264,000	303,600	321,600	337,400	387,500
55	229,000	265,200	304,600	322,400	338,000	388,400
56	230,200	266,400	305,500	323,100	338,600	389,100
57	231,300	267,400	306,600	323,500	338,900	390,000
58	232,500	268,700	307,600	324,100	339,500	390,800
59	233,700	269,900	308,700	324,600	340,100	391,600
60	234,900	271,200	309,700	325,300	340,700	392,400
61	236,100	272,200	310,600	325,800	340,900	392,900
62	237,200	273,400	311,500	326,300	341,300	393,600
63	238,100	274,400	312,600	326,800	341,600	394,200
64	239,200	275,700	313,600	327,200	342,100	394,900
65	239,800	277,000	314,300	327,400	342,300	395,500
66	240,800	278,200	315,200	327,800	342,700	396,000
67	241,600	279,400	316,000	328,400	343,100	396,400
68	242,700	280,300	316,900	329,000	343,500	396,900
69	243,400	281,200	317,800	329,400	344,000	397,600
70	244,200	282,100	318,500	329,800	344,400	
71	244,900	283,000	319,000	330,200	344,800	
72	245,800	283,900	319,700	330,600	345,300	
73	246,600	284,700	319,900	330,800	345,900	
74	247,300	285,400	320,400	331,000	346,400	
75	247,800	286,000	320,900	331,200	346,900	
76	248,400	286,600	321,200	331,400	347,300	

77	248,700	287,100	321,700	331,800	347,600	
78	249,200	287,700	322,100	332,000	348,000	
79	249,800	288,300	322,700	332,300	348,400	
80	250,500	288,800	323,300	332,600	348,800	
81	250,900	289,400	323,900	332,900	349,200	
82	251,200	290,000	324,300	333,300	349,500	
83	251,400	290,400	324,600	333,600	349,900	
84	251,900	290,900	324,900	334,000	350,300	
85	252,200	291,300	325,100	334,300	350,700	
86		291,600	325,400	334,600	351,100	
87		292,000	325,600	335,000	351,500	
88		292,300	325,900	335,400	351,900	
89		292,500	326,200	335,600	352,300	
90		292,800	326,500	335,900		
91		293,200	326,700	336,200		
92		293,500	327,000	336,600		
93		293,700	327,200	337,000		
94		294,100	327,400	337,200		
95		294,500	327,800	337,500		
96		294,900	328,200	337,800		
97		295,100	328,400	338,100		
98		295,300	328,700	338,400		
99		295,500	329,100	338,700		
100		295,800	329,500	339,000		
101		296,200	329,600	339,200		
102		296,500	329,800	339,500		
103		296,700	330,000	339,800		
104		296,900	330,300	340,100		
105		297,200	330,600	340,300		
106			330,900	340,700		
107			331,100	340,900		
108			331,400	341,100		
109			331,700	341,400		
110			332,000			
111			332,300			
112			332,600			
113			332,800			
再任用職員	214,700	229,200	231,200	253,300	281,800	311,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
	2	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
	3	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
	4	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
	5	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
	6	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
	7	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
	8	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
	9	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
	10	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
	11	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
	12	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
	13	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
	14	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
	15	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
	16	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
	17	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
	18	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
	19	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
	20	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
	21	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
	22	264,500	323,900	377,000	452,600	
	23	267,400	326,500	379,100	455,000	
	24	270,300	329,300	381,100	457,300	
	25	273,100	331,400	382,700	459,300	
	26	275,700	333,600	384,500	461,500	
	27	278,200	335,800	386,300	463,600	
	28	280,900	338,300	388,200	465,800	
	29	283,800	340,700	390,100	467,900	
	30	286,200	342,900	391,800	470,200	
	31	288,400	345,000	393,500	472,400	
	32	290,800	346,900	395,200	474,500	
	33	293,200	349,100	396,900	476,400	
	34	295,400	351,400	398,700	478,500	
	35	297,900	353,700	400,200	480,800	
	36	300,200	355,900	402,000	483,000	
	37	302,700	357,600	403,100	485,100	
	38	304,400	359,600	404,700	487,100	
	39	306,100	361,700	406,300	489,000	
	40	307,800	363,600	407,800	490,900	

再任職以 用員外職	41	309,700	365,500	408,800	492,900
	42	310,500	367,400	410,400	494,800
	43	311,400	369,200	411,900	496,500
	44	312,300	371,000	413,500	498,400
	45	313,200	372,900	414,900	500,300
	46	314,300	374,700	416,500	502,100
	47	315,200	376,200	417,900	503,900
	48	316,300	378,000	419,500	505,800
	49	317,300	379,500	420,900	507,500
	50	318,400	381,100	422,200	509,200
	51	319,300	382,900	423,500	511,000
	52	320,200	384,600	424,800	512,900
	53	321,400	385,700	425,500	514,500
	54	322,400	387,200	426,500	516,100
	55	323,400	388,600	427,400	517,800
	56	324,400	390,200	428,300	519,400
	57	325,300	391,600	429,200	521,000
	58	326,400	393,000	430,100	522,300
	59	327,500	394,300	431,000	523,600
	60	328,500	395,800	431,900	524,800
	61	329,500	397,100	432,800	526,000
	62	330,500	398,500	433,700	527,000
	63	331,600	400,000	434,700	528,000
	64	332,700	401,500	435,800	529,000
	65	333,500	402,500	436,700	529,600
	66	334,600	403,600	437,700	530,500
	67	335,300	404,600	438,700	531,400
	68	336,400	405,700	439,600	532,300
	69	337,000	406,700	440,600	533,200
	70	338,100	407,600	441,600	534,000
	71	339,100	408,400	442,500	534,700
	72	340,200	409,200	443,500	535,200
	73	340,600	410,000	444,500	535,900
	74	341,600	410,900	445,400	536,400
	75	342,600	411,700	446,300	537,200
	76	343,600	412,500	447,300	537,800
	77	344,600	413,200	448,100	538,300
	78	345,600	413,600	448,600	
	79	346,500	413,900	449,300	
	80	347,400	414,200	449,900	
	81	348,400	414,500	450,700	
	82	349,400	414,800	451,400	
	83	350,400	415,000	451,700	
	84	351,400	415,300	452,300	
	85	352,000	415,600	452,700	
	86	352,600	415,900	453,000	
	87	353,200	416,200	453,300	

88	353,800	416,500	453,600		
89	354,400	416,700	453,900		
90	354,800	417,000			
91	355,200	417,300			
92	355,700	417,600			
93	356,200	417,800			
94	356,600	418,100			
95	357,100	418,400			
96	357,600	418,700			
97	358,200	418,900			
98	358,700	419,200			
99	359,100	419,500			
100	359,600	419,700			
101	360,000	419,900			
102	360,500	420,200			
103	360,800	420,500			
104	361,300	420,700			
105	361,800	420,900			
106	362,200				
107	362,700				
108	363,200				
109	363,600				
110	364,100				
111	364,600				
112	365,000				
113	365,400				
114	365,800				
115	366,300				
116	366,700				
117	367,100				
118	367,500				
119	368,000				
120	368,400				
121	368,700				
122	369,100				
123	369,600				
124	369,900				
125	370,300				
126	370,800				
127	371,300				
128	371,700				
129	372,100				
再任 用職員	282,400	293,400	315,300	399,300	533,700

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	級	2	級	3	級
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
			円		円		円
	1		179,400		214,200		273,900
	2		182,000		216,300		276,900
	3		184,600		218,400		279,700
	4		187,300		220,500		282,500
	5		190,000		222,400		285,300
	6		192,800		224,500		287,900
	7		195,600		226,600		290,200
	8		198,500		228,600		292,600
	9		201,400		230,800		295,100
	10		204,400		233,200		297,700
	11		207,300		235,600		300,100
	12		210,200		238,000		302,700
	13		212,900		240,200		305,000
	14		214,600		242,500		307,000
	15		216,400		244,800		309,100
	16		218,100		247,100		311,000
	17		219,800		249,400		313,400
	18		221,600		252,500		316,000
	19		223,400		255,600		318,400
	20		225,000		258,700		320,800
	21		226,900		261,500		323,200
	22		228,800		264,500		326,100
	23		230,800		267,400		328,800
	24		232,800		270,300		331,900
	25		234,600		273,100		334,700
	26		236,600		275,700		337,500
	27		238,500		278,200		340,200
	28		240,500		280,900		343,100
	29		242,300		283,800		345,900
	30		244,200		286,000		348,400
	31		246,200		288,000		351,000
	32		248,200		290,200		353,400
	33		250,000		292,200		355,900
	34		252,000		294,300		358,100
	35		253,900		296,500		360,400
	36		255,800		298,500		362,500
	37		257,300		300,500		364,700
	38		259,000		302,400		366,800
	39		260,500		304,100		369,000
	40		262,100		305,900		371,200
	41		263,800		307,600		373,400
	42		265,000		309,800		375,400
	43		265,900		311,900		377,500
	44		267,000		314,300		379,600

再任職以外 の職員	45	268,000	316,300	381,200
	46	268,900	318,400	383,200
	47	269,700	320,600	385,000
	48	270,500	323,100	387,000
	49	271,400	325,500	388,000
	50	272,100	327,900	389,800
	51	272,800	330,200	391,500
	52	273,600	332,300	393,300
	53	274,500	334,600	394,300
	54	275,400	336,600	395,900
	55	276,300	338,500	397,400
	56	277,200	340,300	399,100
	57	278,000	342,100	400,500
	58	279,300	344,000	402,200
	59	280,400	345,800	403,800
	60	281,800	347,800	405,400
	61	283,000	349,600	406,700
	62	284,400	351,400	408,300
	63	285,700	353,300	409,800
	64	286,900	355,100	411,400
	65	288,000	356,900	412,800
	66	289,300	358,800	413,800
	67	290,600	360,500	414,800
	68	291,900	362,300	415,700
	69	293,200	363,800	416,700
	70	294,100	365,500	417,700
	71	295,100	367,300	418,800
	72	296,100	369,000	419,700
	73	297,200	370,300	420,400
	74	298,200	371,900	421,200
	75	299,300	373,300	422,200
	76	300,400	374,900	423,200
	77	301,100	376,600	424,200
	78	302,100	378,300	425,200
	79	302,900	379,800	426,200
	80	303,800	381,500	427,100
	81	304,500	383,000	427,800
	82	305,400	384,400	428,700
	83	306,300	386,000	429,600
	84	307,200	387,600	430,400
	85	307,700	388,600	431,300
	86	308,400	389,900	432,100
	87	309,100	391,300	432,900
	88	310,000	392,700	433,800
	89	310,900	394,000	434,500
	90	311,700	395,100	435,000
	91	312,500	396,200	435,600
	92	313,200	397,400	436,000
	93	313,900	398,200	436,500
	94	314,600	399,300	437,000
	95	315,300	400,400	437,400
	96	316,000	401,400	437,800

97	316,400	402,300	438,000
98	316,800	403,300	438,400
99	317,200	404,300	438,700
100	317,600	405,200	439,000
101	317,900	406,000	439,300
102	318,300	407,000	
103	318,600	408,000	
104	319,000	409,000	
105	319,400	409,600	
106	319,900	410,300	
107	320,400	411,000	
108	320,900	411,600	
109	321,300	412,100	
110	321,800	412,500	
111	322,200	412,800	
112	322,700	413,100	
113	323,000	413,300	
114	323,500	413,600	
115	323,900	413,900	
116	324,400	414,200	
117	324,700	414,400	
118	325,100	414,700	
119	325,600	415,000	
120	326,100	415,200	
121	326,300	415,400	
122	326,700	415,700	
123	327,200	416,000	
124	327,500	416,200	
125	327,700	416,400	
126	328,000		
127	328,500		
128	328,900		
129	329,100		
130	329,500		
131	330,000		
132	330,400		
133	330,600		
134	331,000		
135	331,500		
136	331,800		
137	332,100		
138	332,500		
139	332,900		
140	333,300		
141	333,700		
再任用職員	247,200	292,800	310,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員 の分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200	522,900
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100	526,000
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800	529,100
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600	532,200
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700	535,300
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400	537,700
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100	540,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800	542,500
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400	544,900
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000	546,600
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700	548,500
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500	550,400
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100	552,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800	553,400
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600	554,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300	555,600
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800	556,700
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400	557,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900	558,000
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500	558,600
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000	559,300
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600	
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200	
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700	
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900	
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200	
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700	
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200	
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700	
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200	
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700	
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200	
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500	
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900	
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300	
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800	
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200	
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700	

再任職員以外 の職員	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200		
	75	263,500	319,300	388,800		
	76	264,600	320,400	389,500		
	77	265,700	321,500	390,200		
	78	266,900	322,500	390,800		
	79	268,200	323,400	391,400		
	80	269,300	324,300	392,000		
	81	270,600	325,400	392,600		
	82	271,900	326,200	393,200		

83	273,200	326,900	393,800			
84	274,400	327,700	394,400			
85	275,500	328,200	394,900			
86	276,600	328,700	395,400			
87	277,900	329,200	395,900			
88	279,100	329,700	396,600			
89	280,000	330,000	397,000			
90	281,200	330,500				
91	282,200	331,000				
92	283,400	331,500				
93	284,300	331,800				
94	285,300	332,200				
95	286,300	332,700				
96	287,300	333,200				
97	287,700	333,700				
98	288,600	334,200				
99	289,300	334,700				
100	290,200	335,200				
101	291,100	335,700				
102	291,800	336,200				
103	292,500	336,700				
104	293,200	337,200				
105	293,900	337,700				
106	294,400	338,100				
107	294,900	338,600				
108	295,400	339,000				
109	295,600	339,500				
110	296,000	339,900				
111	296,300	340,400				
112	296,600	340,800				
113	296,900	341,300				
114	297,200	341,700				
115	297,500	342,200				
116	297,800	342,600				
117	298,100	343,100				
118	298,500	343,500				
119	298,800	343,900				
120	299,200	344,300				
121	299,500	344,700				
再任 用職 員	217,100	258,300	283,100	325,500	384,000	522,700

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	
	42	371,100	437,400	491,400	549,200	
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	
	45	375,300	442,800	496,600	553,100	
	46	376,700	444,600	498,300	554,100	
	47	378,200	446,400	500,100	555,100	
	48	379,700	448,100	501,900	556,100	

再任
職員以

外の職員	49	380,900	449,900	503,500	557,100	
	50	381,900	451,600	504,800	558,000	
	51	382,900	453,400	506,100	558,900	
	52	383,800	455,200	507,400	559,800	
	53	384,700	457,100	508,500	560,600	
	54	385,600	458,300	509,800	561,500	
	55	386,300	459,500	511,100	562,400	
	56	387,200	460,700	512,400	563,300	
	57	388,000	461,900	513,400	564,200	
	58	388,900	462,900	514,200	565,100	
	59	389,700	463,900	515,000	566,000	
	60	390,500	464,900	515,800	566,700	
	61	391,100	465,700	516,700	567,600	
	62	391,600	466,400	517,500	568,500	
	63	392,000	467,100	518,400	569,400	
	64	392,500	467,800	519,200	570,300	
	65	392,800	468,500	520,100	571,200	
	66		469,200	521,000		
	67		469,900	521,700		
	68		470,600	522,600		
	69		470,900	523,500		
	70		471,600	524,300		
	71		472,300	525,200		
	72		473,000	526,100		
	73		473,400	526,900		
	74		474,000	527,800		
	75		474,700	528,700		
	76		475,400	529,400		
	77		475,800	530,200		
	78		476,400	531,100		
	79		477,000	532,000		
	80		477,500	532,900		
	81		478,100	533,700		
	82		478,600	534,600		
	83		479,100	535,500		
	84		479,600	536,400		
	85		480,000	537,200		
	86		480,600	538,100		
	87		481,000	539,000		
	88		481,500	539,900		
	89		482,000	540,700		
	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100

再任職 以外 の 員	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800		
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500			
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200			
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800			
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200			
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700			
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200			
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700			
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300			
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800			
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400			
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000			
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			

81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,100	325,000	345,900				
87		289,300	325,200	346,200				
88		289,500	325,600	346,500				
89		289,900	326,000	346,900				
90		290,100	326,400	347,200				
91		290,300	326,800	347,600				
92		290,500	327,200	347,900				
93		290,900	327,500	348,300				
94		291,100	327,700	348,600				
95		291,300	328,100	348,900				
96		291,600	328,400	349,200				
97		292,000	328,600	349,500				
98		292,300	328,900	349,900				
99		292,500	329,200	350,300				
100		292,800	329,500	350,700				
101		293,100	329,700	351,200				
102		293,300	330,000	351,600				
103		293,500	330,400	352,000				
104		293,800	330,600	352,400				
105		294,100	330,700	352,900				
106			331,000					
107			331,400					
108			331,600					
109			331,800					
110			332,200					
111			332,600					
112			333,000					
113			333,200					
再任用職員	188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600	426,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職員 の分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800

40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		

再任職員以

外の職員	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
	92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
	93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
	94	281,400	314,600	348,000	366,000			
	95	282,300	315,300	348,700	366,400			
	96	283,300	315,900	349,300	366,700			
	97	284,000	316,600	349,700	367,300			
	98	284,800	316,900	350,100	367,800			
	99	285,400	317,500	350,600	368,300			
	100	286,300	318,200	351,000	368,800			
	101	287,100	318,600	351,500	369,400			
	102	287,900	319,200	351,900	369,900			
	103	288,700	319,800	352,400	370,400			
	104	289,500	320,400	352,800	370,800			
	105	290,200	320,800	353,100	371,400			
	106	290,700	321,300	353,600	371,900			
	107	291,200	321,800	354,000	372,400			
	108	291,700	322,300	354,300	372,900			
	109	291,900	322,700	354,800	373,500			
	110	292,200	323,100	355,300	373,900			
	111	292,400	323,400	355,800	374,400			
	112	292,800	323,700	356,300	374,900			
	113	293,100	324,100	356,800	375,500			
	114	293,300	324,500	357,300				
	115	293,700	324,900	357,800				
	116	294,000	325,200	358,200				
	117	294,300	325,400	358,600				
	118	294,600	325,700	359,000				
	119	294,900	326,100	359,500				
	120	295,300	326,300	360,000				
	121	295,600	326,500	360,400				
	122	296,000	326,800	360,900				
	123	296,300	327,100	361,400				
	124	296,700	327,400	361,900				
	125	296,900	327,600	362,200				
	126	297,100	327,900					
	127	297,400	328,300					
	128	297,800	328,500					

129	298,000	328,600						
130	298,300	328,900						
131	298,700	329,300						
132	299,100	329,500						
133	299,300	329,800						
134	299,600	330,200						
135	300,000	330,600						
136	300,300	331,000						
137	300,500	331,300						
138	300,800	331,700						
139	301,200	332,100						
140	301,500	332,500						
141	301,700	332,800						
142	302,100	333,200						
143	302,500	333,500						
144	302,800	333,900						
145	302,900	334,200						
146	303,200	334,600						
147	303,500	335,000						
148	303,900	335,400						
149	304,100	335,700						
150	304,300	336,100						
151	304,600	336,500						
152	304,900	336,900						
153	305,300	337,200						
154	305,500							
155	305,700							
156	306,000							
157	306,300							
158	306,600							
159	306,900							
160	307,200							
161	307,600							
162	307,900							
163	308,200							
164	308,500							
165	308,900							
166	309,200							
167	309,500							
168	309,800							
169	310,200							
再任用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300
	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900
	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400
	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000
	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900
	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400
	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700
	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200
	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700
	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400
	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000
	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700
	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100
	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400
	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600
	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000
	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800
	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800
	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700
	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500
	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200
	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000
	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900
	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700
	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200
	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700
	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300
	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900
	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200
	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500
	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700
	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900
	34	205,700	256,900	303,900	340,400	383,100	428,200
	35	207,000	258,200	305,400	342,300	384,600	429,500
	36	208,200	259,400	307,000	344,200	386,200	430,700

37	209,500	260,800	308,600	345,500	387,600	431,900
38	210,900	262,400	310,100	347,400	388,800	432,700
39	212,300	264,000	311,500	349,300	390,000	433,500
40	213,700	265,500	313,100	351,100	391,100	434,300
41	214,700	266,900	314,400	353,000	392,200	434,900
42	215,900	268,500	316,000	354,800	393,400	435,600
43	217,000	270,100	317,500	356,600	394,600	436,300
44	218,200	271,600	319,000	358,300	395,700	437,000
45	219,100	273,300	320,100	360,100	396,400	437,800
46	220,200	274,900	321,300	361,500	397,100	438,600
47	221,100	276,500	322,500	363,000	397,800	439,000
48	222,100	278,100	323,700	364,400	398,500	439,700
49	223,000	279,600	324,700	365,400	399,100	440,200
50	224,100	281,200	325,700	366,500	399,700	440,600
51	225,200	282,800	326,600	367,600	400,200	441,000
52	226,000	284,300	327,600	368,700	400,600	441,400
53	226,600	285,800	328,500	369,600	401,000	441,800
54	227,700	287,300	329,200	370,200	401,300	442,200
55	228,400	288,700	330,000	371,000	401,600	442,600
56	229,300	290,200	330,800	371,800	401,900	442,900
57	230,100	291,600	331,400	372,600	402,200	443,200
58	231,000	293,000	331,900	373,400	402,500	443,600
59	231,800	294,500	332,500	374,200	402,800	443,900
60	232,700	296,000	333,000	375,000	403,100	444,200
61	233,700	297,200	333,500	375,900	403,400	444,500
62	234,600	298,700	333,700	376,600	403,700	
63	235,500	299,900	334,300	377,300	404,000	
64	236,300	301,400	334,900	378,000	404,300	
65	237,200	302,500	335,200	378,300	404,600	
66	238,200	303,800	335,700	378,900	404,900	
67	239,400	304,900	336,200	379,500	405,200	
68	240,500	306,200	336,700	380,200	405,500	
69	241,500	307,000	337,200	380,600	405,700	
70	242,600	308,100	337,700	381,300	406,000	
71	243,700	309,300	338,100	381,900	406,300	
72	244,600	310,500	338,600	382,500	406,600	
73	245,300	311,800	338,800	382,900	406,800	
74	246,400	312,500	339,300	383,500	407,100	
75	247,500	313,200	339,800	384,100	407,400	
76	248,500	313,800	340,300	384,700	407,600	

再任用職員以

外の 職員	77	249,400	314,600	340,600	385,100	407,800
	78	250,400	315,300	341,000	385,600	
	79	251,400	316,000	341,500	386,100	
	80	252,400	316,700	341,900	386,700	
	81	253,300	317,000	342,100	387,200	
	82	254,000	317,300	342,400	387,600	
	83	255,000	317,900	342,900	388,000	
	84	256,000	318,200	343,300	388,400	
	85	256,700	318,600	343,600	388,600	
	86	257,500	318,900	343,900	388,800	
	87	258,200	319,300	344,400	389,100	
	88	259,100	319,600	344,800	389,400	
	89	259,700	320,100	345,100	389,600	
	90	260,500	320,500	345,500	389,900	
	91	261,300	320,800	345,900	390,200	
	92	262,100	321,100	346,100	390,400	
	93	262,600	321,600	346,400	390,600	
	94	263,300	322,000			
	95	263,800	322,200			
	96	264,500	322,600			
	97	265,200	323,000			
	98	265,900	323,400			
	99	266,600	323,800			
	100	267,300	324,200			
	101	267,800	324,400			
	102	268,300	324,700			
	103	268,700	325,000			
	104	269,200	325,300			
	105	269,300	325,700			
	106	269,600	325,900			
	107	269,900	326,200			
	108	270,200	326,600			
	109	270,600	327,000			
	110	270,900	327,300			
	111	271,300	327,700			
	112	271,600	328,000			
	113	271,900	328,300			
	114	272,200	328,700			
	115	272,500	329,000			
	116	272,900	329,200			
	117	273,200	329,300			

118	273,500	329,700				
119	273,900	330,100				
120	274,300	330,500				
121	274,500	330,700				
122	274,700					
123	275,100					
124	275,400					
125	275,600					
126	275,900					
127	276,300					
128	276,700					
129	276,900					
130	277,300					
131	277,700					
132	278,000					
133	278,200					
134	278,500					
135	278,900					
136	279,200					
137	279,400					
138	279,700					
139	280,000					
140	280,300					
141	280,500					
142	280,700					
143	280,900					
144	281,200					
145	281,600					
146	281,800					
147	282,100					
148	282,400					
149	282,700					
150	282,900					
151	283,200					
152	283,400					
153	283,700					
再任用職員	201,100	240,600	254,900	288,000	314,700	356,400

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円
	1	328,200	428,200	480,900	615,300
	2	330,200	432,600	486,500	651,900
	3	332,200	436,600	492,000	688,500
	4	334,200	440,700	497,400	
	5	336,200	444,500	502,700	
	6	338,200	448,400	507,900	
	7	340,200	451,700	513,000	
	8	342,300	455,200	517,700	
	9	344,300	458,700	521,200	
	10	346,200	462,000	524,000	
	11	348,100	464,900	526,800	
	12	350,200	467,600	529,400	
	13	352,100	470,000	531,500	
	14	353,900	472,300	533,500	
	15	355,900	474,200	535,200	
	16	357,800	475,900	537,000	
	17	359,400	477,200	538,600	
	18	361,300	478,500	540,000	
	19	363,000	479,400	541,000	
	20	364,700	480,400	542,200	
	21	366,600	481,200	543,100	
	22	368,500	482,000		
	23	370,300	482,200		
	24	372,200			
	25	373,900			
	26	375,600			
	27	377,400			
	28	379,100			
	29	380,500			
	30	382,200			
	31	383,900			
	32	385,400			
	33	387,200			
	34	388,500			
	35	389,900			
	36	391,400			
	37	392,700			
再任	38	393,800			

職 員 以 外 の 職 員	39	394,900			
	40	395,900			
	41	396,900			
	42	398,000			
	43	399,000			
	44	399,900			
	45	400,700			
	46	401,100			
	47	401,500			
	48	401,800			
	49	402,100			
	50	402,400			
	51	402,700			
	52	403,000			
	53	403,300			
	54	403,600			
	55	403,900			
	56	404,200			
	57	404,500			
	58	404,800			
	59	405,100			
	60	405,400			
	61	405,600			
	62	405,900			
	63	406,200			
	64	406,500			
	65	406,700			
	66	407,000			
	67	407,300			
	68	407,600			
	69	407,800			
	70	408,100			
	71	408,400			
	72	408,600			
	73	408,800			
	74	409,100			
	75	409,400			
	76	409,600			
	77	409,800			
再 任 職 員		324,000	425,200	480,000	615,300

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「及び附則第八項第六号」を削り、「及び第十九条の六」を「及び第十九条の六第一項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第十九条の七及び附則第十一項」を「第十九条の七第二項」に改め、同条第四項中「。附則第八項第六号において同じ。」を削る。

第十九条の七第一項中「及び附則第八項第七号」を削り、同条第二項第一号イ中「及び附則第八項第七号」を削り、「六月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の九十」に、「百分の百五」、十二月に支給する場合には「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）を「百分の百十」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合には百分の四十」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十」、十二月に支給する場合には「百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を「百分の五十二・五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附則第八項から第十一項までを削る。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		395,000
2		455,000
3		515,000
4		595,000
5		692,000
6		790,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		329,000
2		365,000
3		393,000

第六条第三項中「以下」を「次項及び次条において」に、「以下この条」を「同項及び第五項」に改める。

第七条第二項中「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」の下に「平成九年法律第六十五号」を加え、「六月に支給する場合には」を削り、「十二月に支給する場合には」を「を」と改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十九条の四第二項中」の下に「六月に支給する場合には」を加え、「とあるのは」を「百分の百六十二・五」と、「を」、十二月に支給する場合には「を」、百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		373,000
2		421,000
3		471,000
4		532,000
5		607,000
6		709,000
7		829,000

第八条第二項中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の下に「平成十

二年法律第百二十五号」を加え、「六月に支給する場合には」を削り、「十二月に支給する場合には」を「を」と改める。

第九条中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の下に「平成十二年法律第百二十五号」を加える。

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十九条の四第二項中」の下に「六月に支給する場合には」を加え、「とあるのは」を「百分の百六十二・五」と、「を」、十二月に支給する場合には「を」、百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合に、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律

第百五号。以下この条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）とみなす。

（平成三十年四月一日における号俸の調整）

第三条 平成三十年四月一日において三十七歳に満たない職員（同日において、改正後の給与法別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下この項において「改正後専門スタッフ職二級以上職員」という。）、改正後専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表又は改正後の任期付研究員法第六條第一項若しくは第二項若しくは改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成二十七年一月一日において一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項の規定により昇給した職員（同日において平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は

三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。その他昇給抑制職員との権衡上必要がある認められるものとして人事院規則で定める職員の平成三十年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十二條の規定による勤務をしてい

4 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(人事院規則への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)
第五条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。
(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)
第六条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。
(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)
第七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項を削る。
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
改正する法律
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。
別表第三俸給月額の欄中「五八五、四〇〇円」を「五八五、八〇〇円」に、「五五四、七〇〇円」を「五五五、一〇〇円」に、「五二四、七〇〇円」を「五二五、一〇〇円」に、「四九三、一〇〇円」を「四九三、五〇〇円」に、「四六一、六〇〇円」

を「四六三、〇〇〇円」に、「四三五、二〇〇円」を「四三五、六〇〇円」に、「三九九、九〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に、「三六一、四〇〇円」を「三六一、八〇〇円」に、「三二五、六〇〇円」を「三二六、〇〇〇円」に、「二九四、四〇〇円」を「二九四、八〇〇円」に、「二七二、五〇〇円」を「二七二、九〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(次条において「改正後の給与法」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
(給与の内払)
第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下この条において「平成二十六年改正法」という。)附則第四条の規定に基づいて支給された俸給を含む。は、改正後の給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二十一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附則に次の一項を加える。

26 当分の間、第六条の四第四項第五号に掲げる者に対する同項(同号に係る部分に限る。)及び附則第二十一項の規定の適用については、同号中「百分の八」とあるのは「百分の八・三」と、同項中「附則第二十一項」とあるのは「附則第二十一項及び第二十六項」とする。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。
(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「以後に」の下に「同項に規定する」を加え、「(以下「新法」という。)」を削る。
附則第三条第一項中「新法の」を「国家公務員退職手当法」に改め、「国家公務員退職手当法(以下「の下に」この項において「を加え、」附則第八条の規定による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)以下この条及び次条において「法律第六十四号」という。附則第三項」を「の規定に、」以下この条及び次条において「法律第三十号」という。附則第五項から第八項まで、」を「附則第五項から第七項までの

規定並びに」に改め、「。以下この条及び次条において「法律第六十二号」という。及び「並びに附則第十一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号。以下この条、次条及び附則第六条において「法律第百四十六号」という。附則第四項を削り、「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「第六条の五まで及び」を「第六条の五まで並びに」に、「附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第百六十四号附則第三項、法律第三十号」を「及び第二十六項の規定、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）」に、「第八項まで、法律第六十二号附則第四項並びに法律第百四十六号附則第四項」を「第七項までの規定、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項の規定並びに附則第五条及び第六条」に改め、「（以下「新法等退職手当額」という。）を削り、同条第二項第三号中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、同項第六号中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、「ついで」の下に「同項に規定する」を加え、「同じ」を「この項において「公庫等職員」という」に改め、「規定する独立行政法人等役員」の下に「（以下この項において「独立行政法人等役員」という。）」を加え、同項第七号から第九号までの規定中「新法第七条の二第一項に規定する」及び「新法第八条第一項に規定する」を削る。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第五条第一項中「が新制度切替日」の下に「（附則第三条第二項に規定する新制度切替日という。次項において同じ。）」を加え、「新法」を「国家公務員退職手当法」に改め、同条第二項中「新法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

附則第六条第一項中「新法第六条の四」を「国

家公務員退職手当法第六条の四及び附則第二十六項」に改め、同項の表第四項第六号口の項を削り、同条第二項中の各号を削り、「新法」を「国家公務員退職手当法」に、「同条第四項第六号口」を「同条第四項第五号口」に改め、同項第七号中「法律第百四十六号」を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成三十年一月一日から施行する。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

2 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第一号中「及び」を「並びに」に、「、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項」を「及び第二十六項」に、「第八項」を「第七項」に、「から第六条まで」を「、第五条及び第六条」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

3 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第四項第一号中「まで及び」を「まで並びに」に改め、「第二十三項まで」の下に「及び第二十六項」を加え、同条第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改める。

平成三十年四月四日印刷

平成三十年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇